

令和8年度

# 県土整備行政概要

令和8年6月

宮崎県県土整備部



# 目 次

## 第1章 県土整備部の執行体制

- 1 県土整備部行政組織表 . . . . . 1
- 2 県土整備部各課（局）の分掌事務 . . . . . 2
- 3 出先機関所管一覧表及び位置図 . . . . . 5

## 第2章 令和8年度県土整備部の予算

- 1 予算の概要 . . . . . 7
- 2 県土整備部予算一覧表 . . . . . 9
  - (1) 県土整備部総括 . . . . . 9
  - (2) 補助公共・交付金事業 . . . . . 10
  - (3) 県単公共事業 . . . . . 11
  - (4) 直轄事業負担金 . . . . . 12
  - (5) 災害復旧事業 . . . . . 13
  - (6) 各課（局）別内訳 . . . . . 14
- 3 県土整備部 施策体系 . . . . . 15

## 第3章 道 路

- 1 道路の概況 . . . . . 17
- 2 令和8年度実施事業の概要 . . . . . 18
  - (1) 道路整備の基本方針 . . . . . 18
  - (2) 高規格幹線道路の整備 . . . . . 21
- 3 事業実施状況 . . . . . 24
  - (1) 公共事業実施状況 . . . . . 24
  - (2) 県単事業実施状況 . . . . . 26
- 4 九州各県の道路整備状況 . . . . . 27
- 5 宮崎県の道路管理延長 . . . . . 29

## 第4章 港湾・空港

### 【港湾】

- 1 港湾の概況 . . . . . 30
- 2 令和8年度実施事業の概要 . . . . . 33
  - (1) 港湾整備事業 . . . . . 33
  - (2) 港湾・海岸の地震・津波対策事業 . . . . . 33
  - (3) ポートセールス推進事業 . . . . . 33
  - (4) 災害復旧事業 . . . . . 33
  - (5) 港湾関係起債事業(港湾機能施設整備事業) . . . . . 33

3	事業実施状況	34
(1)	公共事業実施状況	34
(2)	県単事業実施状況	34

【空港】

1	宮崎空港の概況	35
2	現在までの事業実施状況	36
(1)	空港拡張整備	36
(2)	航空機騒音対策	37
3	令和8年度実施事業の概要	37

第5章 河 川

1	河川の概況	38
(1)	河川の整備状況	38
(2)	海岸保全施設の整備状況	39
(3)	土木事務所別河川管理の状況	39
(4)	治水ダム・多目的ダム整備状況	41
2	令和8年度実施事業の概要	43
(1)	河川改修事業	43
(2)	海岸保全事業	43
(3)	ダム事業	44
(4)	情報基盤整備事業等	44
3	事業実施状況	45
(1)	公共事業実施状況	45
(2)	県単事業実施状況	47
4	災害復旧事業	48

第6章 砂 防

1	砂防の概況	50
(1)	区域等の指定	50
(2)	ハード対策	51
(3)	ソフト対策	51
2	令和8年度実施事業の概要	52
(1)	ハード対策	52
(2)	ソフト対策	53
3	事業実施状況	54
(1)	公共事業実施状況	54
(2)	県単事業実施状況	55

## 第7章 都市計画

1	都市計画の概況	56
2	都市計画事業の概要	59
	(1) 街路事業の状況	59
	(2) 土地区画整理事業の状況	60
	(3) 水道事業の市町村別水道普及状況	62
	(4) 公共下水道事業の状況	63
	(5) 都市公園の整備状況	64
3	令和8年度実施事業の概要	66
	(1) 街路事業	66
	(2) 土地区画整理事業	66
	(3) 上下水道整備事業	66
	(4) 都市公園整備事業	66
4	事業実施状況	67
	(1) 県施行分	67
	(2) 市町村施行分	70
5	景観	72
	(1) 景観行政の概要	72

## 第8章 建築住宅

### 【建築住宅】

1	建築住宅行政の概要	76
	(1) 建築行政の状況	76
	(2) 住宅行政の状況	80
2	事業実施状況	85
	(1) 公共事業実施状況	85
	(2) 県単事業実施状況	85

## 第9章 公共用地・技術企画・盛土対策・工事検査・建設業・ 研修

### 【公共用地】

1	公共用地の取得及び補償の状況	86
2	土地収用法に基づく事務	87
3	不動産の鑑定評価に関する法律に基づく事務	87
4	公有地の拡大の推進に関する 法律に基づく事務	88

## 【技術企画】

- 1 改正品確法に基づく取組の推進 . . . . . 89
- 2 技術基準等に関する取組 . . . . . 89
- 3 公共工事の品質確保対策の推進 . . . . . 89
- 4 入札制度の適正化 . . . . . 89
- 5 多様な入札・契約方式の活用 . . . . . 89
- 6 総合評価落札方式の運用・改善 . . . . . 89
- 7 建設副産物対策の推進 . . . . . 90
- 8 公共事業に係る各種システムの  
適切な保守管理・運用 . . . . . 90
- 9 公共事業評価の推進 . . . . . 90
- 10 技術職員の技術力向上及び技術の承継 . . . . . 90
- 11 国土強靱化対策の推進 . . . . . 90
- 12 インフラDXの推進 . . . . . 90

## 【盛土対策】

- 1 広報・周知 . . . . . 91
- 2 許可（協議）または届出 . . . . . 91
- 3 監視等 . . . . . 91

## 【工事検査】

- 1 工事検査体制の充実への取組 . . . . . 92
- 2 公共工事の品質確保及び  
担い手育成への取組 . . . . . 92

## 【建設業】

- 1 建設業の許可 . . . . . 93
- 2 経営事項審査 . . . . . 95
- 3 入札参加資格の認定 . . . . . 95
- 4 建設業振興対策事業の概要 . . . . . 97

## 【研修】

- 1 建設技術センターの概要 . . . . . 98
- 2 建設技術センターの事業内容 . . . . . 98
  - (1) 産業開発青年隊 . . . . . 99
  - (2) 県・市町村職員研修事業 . . . . . 101
  - (3) 試験調査事業 . . . . . 102

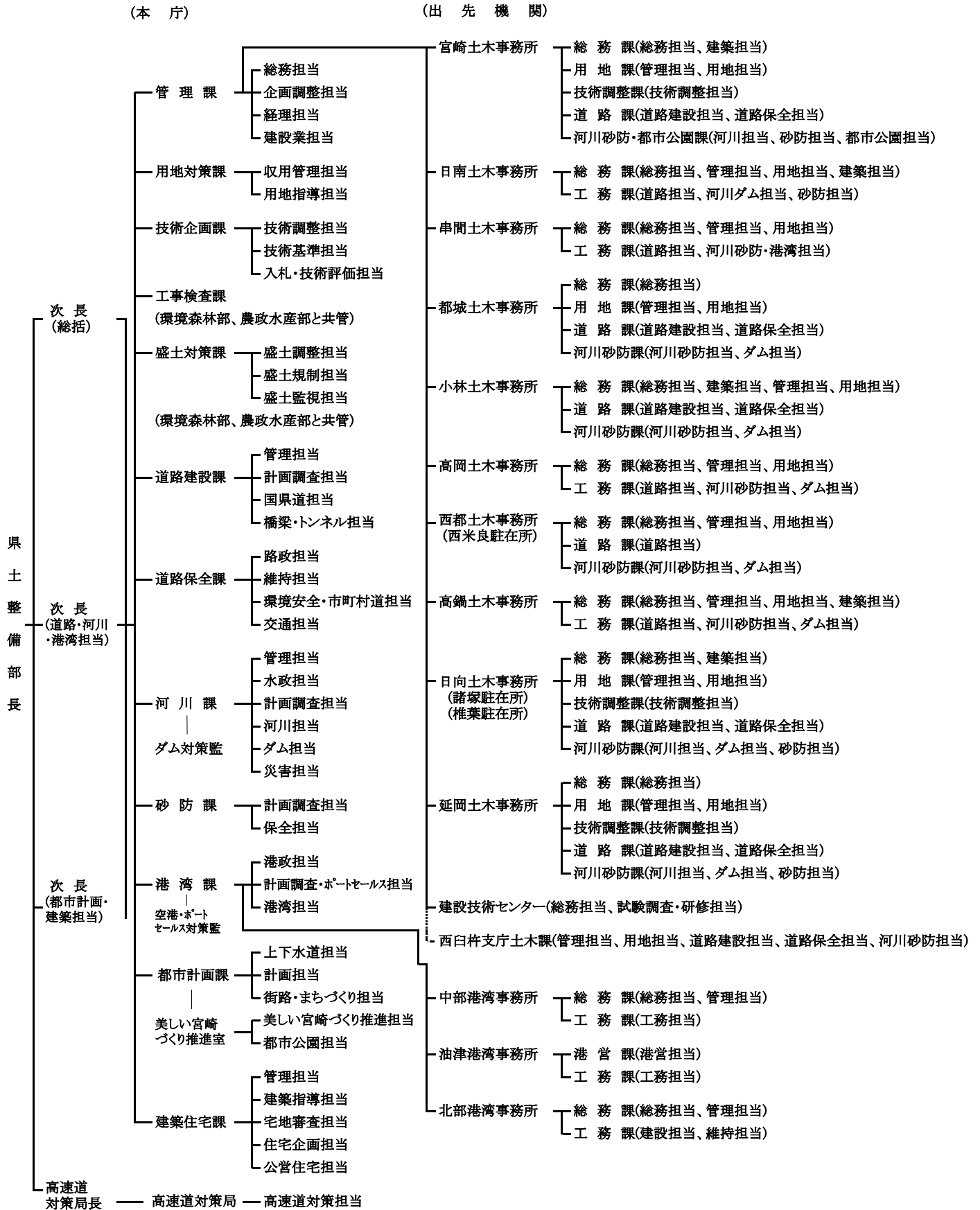
# 第1章

## 県土整備部の執行体制



# 1 県土整備部行政組織表(令和8年4月1日現在)

本庁:1局12課1課内室  
 (うち2課は公共三部の共管組織)  
 出先:14事務所(うち土木事務所は10事務所)  
 ※ 土木駐在所:3



## 2 県土整備部各課（局）の分掌事務

課名	分 掌 事 務
管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県土整備の総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>2 部の公共事業に係る事務費の予算経理に関すること。</li> <li>3 測量士及び測量士補に関すること。</li> <li>4 建設業及び建設統計に関すること。</li> <li>5 建設機械の打刻及び検認に関すること。</li> <li>6 部内各課及び局の連絡調整に関すること。</li> <li>7 建設工事紛争審査会及び建設業審議会に関すること。</li> <li>8 土木事務所及び建設技術センターに関すること。</li> <li>9 部内各課及び局の総務事務の処理に関すること (総務事務センターの主管に属するものを除く。)</li> <li>10 部内の事務で他課及び局の主管に属さないこと。</li> </ol>
用地対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 用地事務の企画、管理及び指導に関すること。</li> <li>2 土地等の収用及び使用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>3 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行事務に関すること（市町村課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>4 国土交通省所管一般公共用財産の管理及び指導に関すること。</li> <li>5 不動産鑑定業に関すること。</li> <li>6 収用委員会に関すること。</li> <li>7 土地収用あっせん委員、土地収用仲裁委員及び土地収用事業認定審議会に関すること。</li> </ol>
技術企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木技術の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>2 土木工事等に係る標準歩掛、単価等の積算基準に関すること。</li> <li>3 土木工事等共通仕様書及び施工管理基準に関すること。</li> <li>4 公共工事の品質確保の促進に関すること。</li> <li>5 建設副産物に関すること。</li> <li>6 公共事業に係るシステムの運営及び管理に関すること。</li> <li>7 公共事業評価に関すること。</li> <li>8 公共事業に係る入札制度の総合調整に関すること。</li> </ol>
道路建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょう及びトンネルの建設計画に関すること。</li> <li>2 道路の新設、改良及び舗装に関すること。</li> <li>3 橋りょう及びトンネルの新設及び改築に関すること。</li> <li>4 橋りょうの改築及び耐震補強に関すること。</li> <li>5 宮崎県道路公社に関すること。</li> <li>6 他課の主管に属さない道路に関すること。</li> </ol>
道路保全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の認定及び維持管理（災害復旧を含む。）に関すること。</li> <li>2 橋りょう及びトンネルの維持管理に関すること（橋りょうの耐震補強に係るものを除く。）。</li> <li>3 道路の安全施設に関すること。</li> <li>4 市町村道に関すること。</li> <li>5 沿道修景美化事業に関すること。</li> </ol>

課名	分 掌 事 務
河川課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川の管理に関すること。</li> <li>2 河川の総合開発に関すること。</li> <li>3 ダムの建設及び管理に関すること。</li> <li>4 海岸保全区域、一般公共海岸区域及び海岸保全施設の管理に関すること（農村整備課、漁業管理課及び港湾課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>5 水防に関すること。</li> <li>6 公共土木施設の災害復旧事務に関すること。</li> <li>7 水防協議会に関すること。</li> </ol>
砂防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定及び管理に関すること。</li> <li>2 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の建設及び維持に関すること。</li> <li>3 他課の主管に属さない土砂災害防止に関すること。</li> </ol>
港湾課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾及び海岸（国土交通省港湾局所管のものに限る。次号において同じ。）の管理に関すること。</li> <li>2 港湾及び海岸の調査及び計画に関すること。</li> <li>3 港湾及び海岸保全施設（国土交通省港湾局所管のものに限る。）の建設に関すること。</li> <li>4 港湾区域内の公有水面埋立てに関すること。</li> <li>5 港湾に係る航路標識に関すること。</li> <li>6 海岸保全区域及び一般公共海岸区域（国土交通省港湾局所管のものに限る。）に関すること。</li> <li>7 臨海部用地造成に関すること。</li> <li>8 港湾の利用促進に関すること。</li> <li>9 空港整備対策に関すること。</li> <li>10 港湾審議会に関すること。</li> <li>11 港湾事務所及びサンビーチツ葉に関すること。</li> </ol>
都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画の決定、変更及び同意に関すること。</li> <li>2 都市計画に係る調査に関すること。</li> <li>3 都市計画制限に関すること（建築住宅課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>4 土地区画整理事業に関すること。</li> <li>5 街路に関すること。</li> <li>6 上下水道事業に関すること（衛生管理課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>7 都市計画事業の認可及び指導監督に関すること。</li> <li>8 都市災害復旧事業に関すること。</li> <li>9 都市計画審議会に関すること。</li> </ol>
美しい宮崎づくり推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 美しい宮崎づくりの推進に関すること。</li> <li>2 屋外広告物に関すること。</li> <li>3 景観計画に関すること。</li> <li>4 都市公園に関すること。</li> <li>5 都市災害復旧事業に関すること。（都市公園に関する事務に限る。）。</li> <li>6 屋外広告物審議会に関すること。</li> <li>7 県立青島亜熱帯植物園に関すること。</li> </ol>

課名	分 掌 事 務
建築住宅課	1 建築及び住宅に関すること。 2 県営住宅の建設及び維持管理に関すること。 3 開発許可に関すること。 4 宅地建物取引業に関すること。 5 建築物の規制及び誘導に関すること。 6 建築士に関すること。 7 建築審査会、建築士審査会及び開発審査会に関すること。
高速道 対策局	1 高速道に関すること。

環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管各課の分掌事務

工事 査 検 課	1 建設工事の検査に関すること。
盛土 対 策 課	1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行事務に関すること。

### 3 出先機関所管一覧表及び位置図

名 称	所 管 区 域	所 在 地
宮崎土木事務所	宮崎市 (高岡土木事務所の所管区域を除く。)	宮崎市橘通東1-9-10 0985-26-7285
日南土木事務所	日南市	日南市戸高1-12-1 0987-23-4661
串間土木事務所	串間市(漁港に関する事務について 油津港湾事務所の所管区域を除く。)	串間市大字西方8970 0987-72-0134
都城土木事務所	都城市、北諸県郡三股町	都城市北原町24-21 0986-23-4512
小林土木事務所	小林市、えびの市、西諸県郡高原町	小林市大字細野367-2 0984-23-5165
高岡土木事務所	宮崎市高岡町、 東諸県郡国富町及び綾町	宮崎市高岡町内山3100 0985-82-1155
西都土木事務所	西都市、児湯郡西米良村、 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字 大河内、野々首、矢立、大藪、 大桑の木、平、丸野及び城	西都市大字三宅字下鶴9451 0983-43-2221
高鍋土木事務所	児湯郡高鍋町、新富町、 木城町、川南町及び都農町	児湯郡高鍋町大字北高鍋中須/三3870-1 0983-23-0001
日向土木事務所	日向市、東臼杵郡門川町、 諸塚村、椎葉村(西都土木事務所の 所管区域を除く。)及び美郷町	日向市中町2-14 0982-52-4171
延岡土木事務所	延岡市	延岡市愛宕町2-15 0982-21-6143
建設技術センター	—	宮崎市清武町今泉丙2559-1 0985-85-1515~1517
西臼杵支庁土木課	西臼杵郡高千穂町、日之影町及び 五ヶ瀬町	西臼杵郡高千穂町大字三田井22 0982-72-3191
中部港湾事務所	宮崎市、児湯郡高鍋町、新富町、 川南町及び都農町	宮崎市港1-18 0985-24-6224
油津港湾事務所	日南市、串間市大字市木字夫婦浦	日南市油津4-12-16 0987-23-3125
北部港湾事務所	延岡市、日向市、 東臼杵郡門川町	日向市大字日知屋字新開17371-2 0982-52-5366



## 第2章

# 令和8年度県土整備部の予算



# 1 予算の概要

令和8年度の当初予算は、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持し、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする諸課題や社会情勢の変化に適切に対応するとともに、将来を見据えた基盤づくりと新たな成長活力の創出に向けて、積極的な展開を図りながら、「令和8年度重点施策の推進方針」に基づき、「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」、「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」を推進するための予算を編成しています。

この結果、宮崎県の一般会計の予算総額は、6,899億5,000万円（対前年度比3.3%の増）となりました。

県土整備部の予算においても、「宮崎県総合計画2023」アクションプランにおける下記のプログラムから予算編成を行うとともに、「日本一挑戦プロジェクト」の一つである「スポーツ観光プロジェクト」についても、昨年度に引き続き関連予算を計上しました。

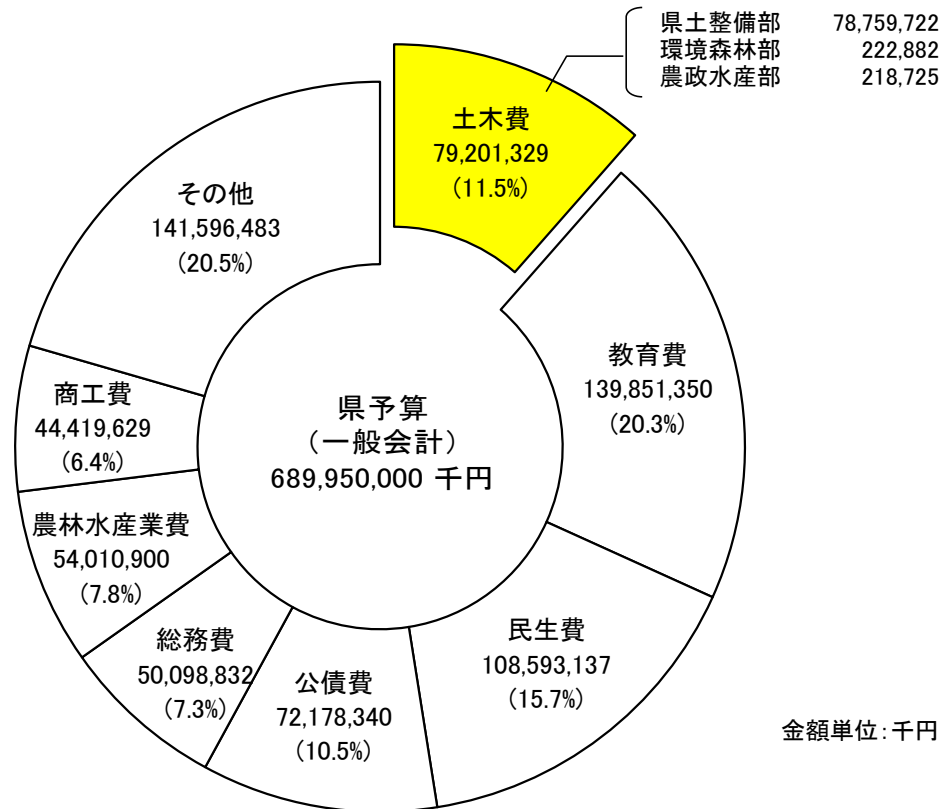
## 〈アクションプラン〉

- 1 コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生
- 2 希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり
- 3 「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍
- 4 社会減ゼロへの挑戦
- 5 力強い産業の創出・地域経済の活性化

## 【県土整備部の令和8年度予算】

一 般 会 計	899億4,080万3千円	(対前年度比 4.2%増)
公共用地取得事業特別会計	6億6,099万円	(対前年度比 34.2%減)
港湾整備事業特別会計	9億5,131万5千円	(対前年度比 18.4%減)
合 計	915億5,310万8千円	(対前年度比 3.5%増)

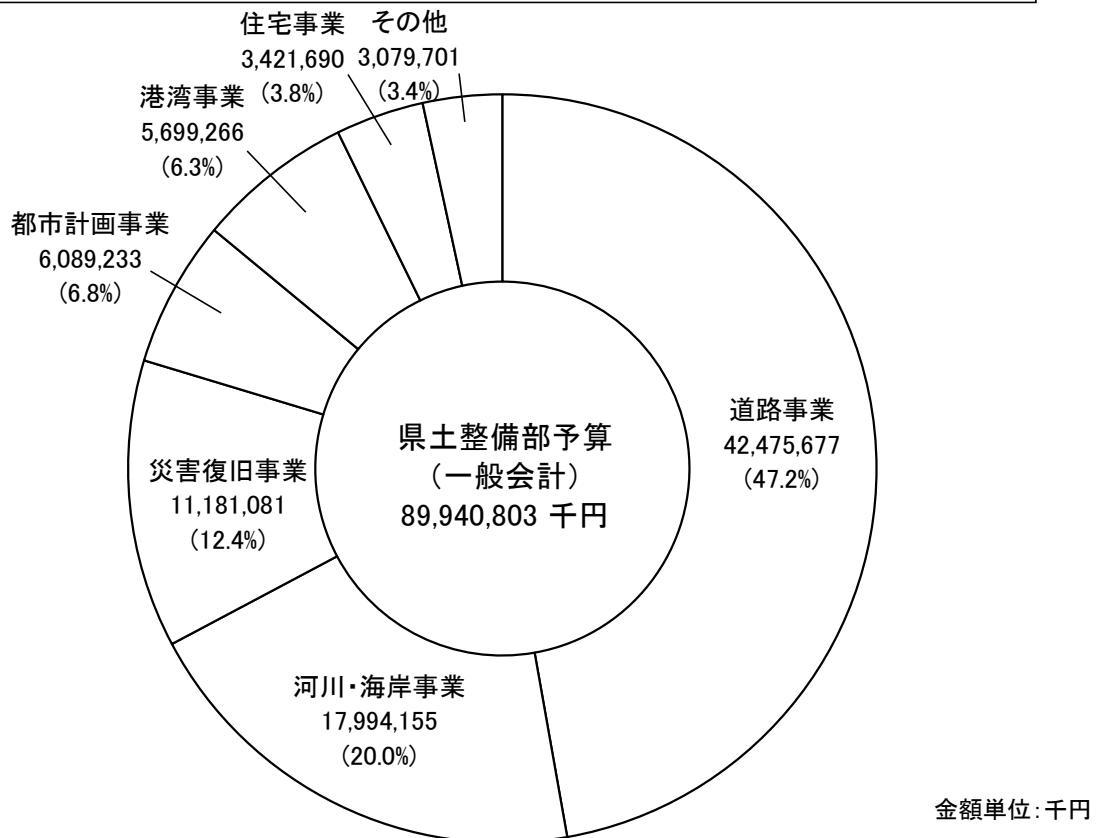
## 令和8年度県予算に占める土木関係予算



※ 県土整備部の土木費、災害復旧費の合計額(部全体予算)は、県全体予算額の13%である。

※ 四捨五入の関係で内訳のパーセントの合計が100%にならないことがある。

## 令和8年度県土整備部事業別予算



## 2 県土整備部予算一覧表

### 1 県土整備部総括

(単位：千円、%)

事業別 区分	令和8年度	令和7年度	対前年度 当初予算額 との増減額 C=A-B	対前年度 当初予算額 との増減率 D=C/B
	当初 予算額 A	当初 予算額 B		
一般会計	89,940,803	86,325,920	3,614,883	4.2%
公共事業	81,609,335	77,865,004	3,744,331	4.8%
補助公共・ 交付金事業	43,967,700	41,244,063	2,723,637	6.6%
県単公共事業	19,297,656	18,657,692	639,964	3.4%
直轄事業負担金	7,212,898	6,832,168	380,730	5.6%
災害復旧事業	11,131,081	11,131,081	0	0.0%
その他	8,331,468	8,460,916	▲ 129,448	▲ 1.5%
特別会計	1,612,305	2,169,895	▲ 557,590	▲ 25.7%
公共用地取得事業	660,990	1,004,718	▲ 343,728	▲ 34.2%
港湾整備事業	951,315	1,165,177	▲ 213,862	▲ 18.4%
部予算合計	91,553,108	88,495,815	3,057,293	3.5%

## 公共事業

### (1) 補助公共・交付金事業

(単位：千円、%)

区分 事業別	令和8年度	令和7年度	対前年度 当初予算額 との増減額 C=A-B	対前年度 当初予算額 との増減率 D=C/B
	当初 予算額 A	当初 予算額 B		
道路	26,190,182	25,362,490	827,692	3.3%
河川	3,248,220	3,525,808	▲ 277,588	▲ 7.9%
ダム	634,280	569,000	65,280	11.5%
砂防	4,998,925	4,723,530	275,395	5.8%
港湾	2,539,950	2,539,950	0	0.0%
住宅	1,774,165	1,217,246	556,919	45.8%
街路	2,503,753	2,008,149	495,604	24.7%
都市公園	1,802,625	1,297,890	504,735	38.9%
盛土防災	275,600	0	275,600	皆増
計	43,967,700	41,244,063	2,723,637	6.6%

## 公共事業

### (2) 県単公共事業

(単位：千円、%)

事業別 区分	令和8年度	令和7年度	対前年度 当初予算額 との増減額	対前年度 当初予算額 との増減率
	当初 予算額 A	当初 予算額 B	C=A-B	D=C/B
道路	10,407,988	10,495,588	▲ 87,600	▲ 0.8%
河川	5,974,406	5,004,731	969,675	19.4%
砂防	835,257	835,257	0	0.0%
港湾	853,897	745,008	108,889	14.6%
空港	20,000	20,000	0	0.0%
住宅	80,358	63,858	16,500	25.8%
街路	91,250	91,250	0	0.0%
都市公園	1,029,500	1,397,000	▲ 367,500	▲ 26.3%
盛土防災	5,000	5,000	0	0.0%
計	19,297,656	18,657,692	639,964	3.4%

## 公共事業

### (3) 直轄事業負担金

(単位：千円、%)

区分 事業別	令和8年度 当初 予算額 A	令和7年度 当初 予算額 B	対前年度 当初予算額 との増減額 C=A-B	対前年度 当初予算額 との増減率 D=C/B
道路	1,472,086	1,557,155	▲ 85,069	▲ 5.5%
河川	1,040,760	787,143	253,617	32.2%
砂防	226,560	244,766	▲ 18,206	▲ 7.4%
港湾	988,450	602,700	385,750	64.0%
災害	50,000	50,000	0	0.0%
空港	300,000	785,760	▲ 485,760	▲ 61.8%
高速道	3,135,042	2,804,644	330,398	11.8%
計	7,212,898	6,832,168	380,730	5.6%

## 公共事業

### (4) 災害復旧事業

(単位：千円、%)

事業別 区分		令和8年度	令和7年度	対前年度	対前年度
		当初 予算額 A	当初 予算額 B	当初予算額 との増減額 C=A-B	当初予算額 との増減率 D=C/B
土木災害	補助	10,071,586	10,071,586	0	0.0%
	県単	295,085	295,085	0	0.0%
	計	10,366,671	10,366,671	0	0.0%
港湾災害	補助	645,490	645,490	0	0.0%
	県単	101,920	101,920	0	0.0%
	計	747,410	747,410	0	0.0%
都市災害	補助	17,000	17,000	0	0.0%
	県単	0	0	0	0.0%
	計	17,000	17,000	0	0.0%
合計	補助	10,734,076	10,734,076	0	0.0%
	県単	397,005	397,005	0	0.0%
		11,131,081	11,131,081	0	0.0%

## 2 各課（局）別内訳

(単位：千円、%)

区 分 課(局)別		令和8年度	令和7年度	対前年度 当初予算額 との増減額 C=A-B	対前年度 当初予算額 との増減率 D=C/B
		当 初 予 算 額 A	当 初 予 算 額 B		
一 般 会 計	管 理 課	1,910,578	1,925,743	▲ 15,165	▲ 0.8%
	用 地 対 策 課	321,904	683,265	▲ 361,361	▲ 52.9%
	技 術 企 画 課	847,219	483,127	364,092	75.4%
	道 路 建 設 課	21,193,215	21,509,108	▲ 315,893	▲ 1.5%
	道 路 保 全 課	17,654,213	16,693,192	961,021	5.8%
	河 川 課	22,313,471	21,275,179	1,038,292	4.9%
	砂 防 課	6,097,355	5,838,528	258,827	4.4%
	港 湾 課	6,446,676	6,431,295	15,381	0.2%
	都 市 計 画 課	6,106,233	5,430,567	675,666	12.4%
	建 築 住 宅 課	3,421,690	2,802,948	618,742	22.1%
	高 速 道 対 策 局	3,628,249	3,252,968	375,281	11.5%
計	89,940,803	86,325,920	3,614,883	4.2%	
特 別 会 計	公 共 用 地 取 得 事 業 (用 地 対 策 課)	660,990	1,004,718	▲ 343,728	▲ 34.2%
	港 湾 整 備 事 業 (港 湾 課)	951,315	1,165,177	▲ 213,862	▲ 18.4%
	計	1,612,305	2,169,895	▲ 557,590	▲ 25.7%
合 計		91,553,108	88,495,815	3,057,293	3.5%

### 3 県土整備部 施策体系

#### 『宮崎県総合計画2023アクションプラン』における プログラム別施策体系（令和8年度予算・県土整備部）

⑨・・・新規事業

⑩・・・改善事業

#### プログラムⅠ コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生

【政策1】 県民の命や健康を守る地域医療・福祉の充実

【政策2】 県民生活・地域経済の早期回復

【政策3】  
魅力あふれる「観光  
みやざき」の創生

「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業  
沿道修景美化推進対策事業  
みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」事業  
住みよいふるさと広告景観づくり事業  
公共都市公園事業  
県単都市公園事業  
宮崎県総合運動公園スポーツ施設改修事業  
国際園芸博覧会出展事業

#### プログラムⅡ 希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり

【政策1】 希望ある未来への挑戦

【政策2】  
交通・物流ネット  
ワークの維持・充実

直轄道路事業負担金  
公共道路新設改良事業  
県単特殊改良事業  
ポートセールス推進事業  
公共港湾建設事業  
高速自動車国道等直轄事業負担金  
高速道路利活用促進・整備促進PR事業

みやざき建設産業経営基盤強化事業  
未来を担う建設人材育成・確保事業  
災害時早期復旧のための土砂仮置場等  
整備事業  
インフラDX推進事業  
土木のしごと効率化推進事業  
⑨ 土木の設計図書等検索システム構築  
事業

県単公共急傾斜地崩壊対策事業  
土砂災害防止啓発事業  
公共港湾建設事業（再掲）  
公共海岸保全港湾事業  
公共都市公園事業（再掲）  
県単都市公園事業（再掲）  
木造住宅等耐震化支援事業  
高速道路直轄事業負担金（再掲）

【政策3】  
命や暮らしを守る災  
害に強い県づくり

ひなたみやざき土木の魅力発信事業  
盛土防災総合推進事業  
直轄道路事業負担金（再掲）  
公共道路新設改良事業（再掲）  
県単特殊改良事業（再掲）  
公共道路維持事業  
県単道路維持事業  
県単舗装補修事業  
ダム施設整備事業  
ダム施設管理事業  
公共河川事業  
公共海岸事業  
県単河川改良事業  
河川パートナーシップ事業  
⑨ リモコン式草刈機を活用した河川環境  
整備活動支援事業  
公共砂防事業  
公共急傾斜地崩壊対策事業  
県単公共砂防事業

プログラムⅢ 「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍

【政策1】子どもを生き育てやすい県づくり

【政策2】未来を担う子どもたちの育成

【政策3】一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共感・共生社会づくり

【政策4】健康・学び・スポーツ・文化の充実

プログラムⅣ 社会減ゼロへの挑戦

【政策1】  
若者・女性の県内就  
業・県内定着の促進

未来を担う建設人材育成・確保事業（再掲）

【政策2】みやざき回帰・県外からの移住の促進

【政策3】  
安心して住み続けら  
れる持続可能な地域  
づくり

直轄道路事業負担金（再掲）  
公共道路新設改良事業（再掲）  
県単特殊改良事業（再掲）  
公共道路維持事業（再掲）  
公共県営住宅建設事業  
高速道路直轄事業負担金（再掲）

プログラムⅤ 力強い産業の創出・地域経済の活性化

【政策1】  
産業を支える多様な  
人材の確保・育成

ひなたみやざき土木の魅力発信事業（再掲）  
国際園芸博覧会出展事業（再掲）

【政策2】新産業の創出と地域経済の活性化

【政策3】稼げる農林水産業への成長促進

# 第3章

## 道 路

道路建設課  
道路保全課  
高速道対策局



# 1 道路の概況

県内道路網は、広域幹線道路網として、高速自動車国道の九州縦貫自動車道宮崎線等3路線、直轄国道10号、218号及び220号、県管理の国道218号等19路線、地域幹線道路網として主要地方道48路線、一般県道145路線、生活道路網として市町村道34,675路線で構成されている。

道路の改良・舗装・橋梁状況

(令7.4.1現在)

種別	路線数	実延長 (Km)	実延長内訳		路面別内訳		改良率 (%)	舗装率 (%)		橋梁内訳 (橋数)	
			改良済 (Km)	未改良 (Km)	舗装道 (Km)	砂利道 (Km)		簡易舗装 を含む	簡易舗装 を除く	永久橋	木橋
高速自動車国道	3	219.6	219.6	-	219.6	-	100.0	100.0	100.0	219	-
国 道	直轄分	3	324.1	-	324.1	-	100.0	100.0	100.0	401	-
	うち有料道路	1	4.4	-	4.4	-	100.0	100.0	100.0	5	-
	県管理分	16	868.9	158.6	868.9	-	81.7	100.0	74.8	707	-
	小計	19	1,193.0	1,034.4	158.6	1,193.0	-	86.7	100.0	81.6	1,108
県 道	主要地方道	48	968.5	186.0	968.5	-	80.8	100.0	75.6	619	-
	うち有料道路	1	16.3	-	16.3	-	100.0	100.0	100.0	12	-
	一般県道	145	1,090.9	459.6	1,090.6	0.3	57.9	100.0	50.4	681	-
	うち自転車道	2	41.0	-	41.0	-	100.0	100.0	23.7	13	-
	小計	193	2,059.4	1,413.8	645.6	2,059.1	0.3	68.6	100.0	62.3	1,300
国管理分	3	319.7	319.7	-	319.7	-	100.0	100.0	100.0	396	-
県管理分	209	2,912.0	2,107.7	804.2	2,911.7	0.3	72.4	100.0	65.8	1,995	-
道路公社管理分	1	16.3	16.3	-	16.3	-	100.0	100.0	100.0	12	-
市町村道	34,675	16,880.9	9,862.7	7,018.2	14,598.6	2,282.3	58.4	86.5	13.1	6,859	-
総計	34,890	20,352.9	12,530.4	7,822.5	18,070.3	2,282.6	61.6	88.8	23.0	9,486	-

(注)

- ①現道、旧道及び新道を含み、有料道路及び自転車道を含む。
- ②改良済延長は5.5m未満を含み、舗装道延長は簡易舗装を含む。
- ③端数処理のため、各種別の計と総計は、必ずしも一致しない。
- ④道路施設現況調書による。

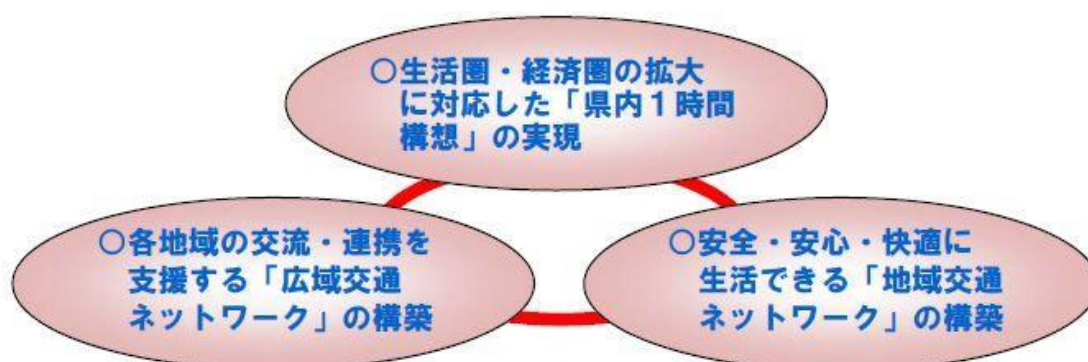
## 2 令和8年度実施事業の概要

### (1) 道路整備の基本方針

道路を取り巻く様々な環境の変化や新たな課題、県民のニーズなどを踏まえ、「地域の活力向上と活性化」「地域の自立と発展」「安全で快適な暮らし」の実現に向け、以下の「道づくりの基本目標」及びその実現に向けた「道づくりの基本方針」に沿った道づくりを進める。

また、これらの実現に向け、「開かれた道路行政」「効率的な行政運営」「既存ストックの有効活用」「部局間の連携促進」などの取組も進める。

#### ■道づくりの基本目標



#### ■道づくりの基本方針

##### 1 力強い「経済」の浮揚を支援する道づくり

- ・九州の一体的発展に向けた広域的活動の連携を支援する道づくり
- ・産業活動を支援する道づくり

##### 2 定住自立を図る「地域」の発展を支援する道づくり

- ・地域間交流を促進する道づくり
- ・救急医療施設へのアクセス向上を支援する道づくり
- ・都市及び都市近郊における円滑な移動を支援する道づくり
- ・個性を活かした魅力あるまちづくりを支援する道づくり

##### 3 安全・安心な「暮らし」の確保を支援する道づくり

- ・災害時、異常事態発生時における住民生活への影響を軽減する道づくり
- ・お年寄りや子供を含む全ての人の安全・安心を確保できる道づくり
- ・環境の保全に寄与する道づくり
- ・効果的な道路交通情報などの提供
- ・安全・快適な道路環境を将来にわたって守るための計画的・効率的な維持管理の推進

## 国道の整備

県内の国道のうち、県が管理している路線は16路線で、その延長は868.9kmあり、令和7年4月1日の改良率は79.1%となっている。令和8年度は国道219号、国道327号、国道447号など11路線27工区において現道拡幅やバイパス整備を進めている。

## 県道の整備

県内には、193路線の県道（うち有料道路1路線、自転車道2路線を含む）がある。県道は主要地方道48路線、一般県道145路線から構成されており、令和7年4月1日現在の改良率は、主要地方道76.2%、一般県道49.5%となっている。令和8年度は宮崎西環状線や竹田五ヶ瀬線など52路線84工区において現道拡幅やバイパス整備を進めている。

## 施工事例

竹田五ヶ瀬線 土生工区（五ヶ瀬町） バイパス整備  
（整備前） （整備後）



酒谷榎原線 種子田工区（日南市） 現道拡幅等  
（整備前） （整備後）



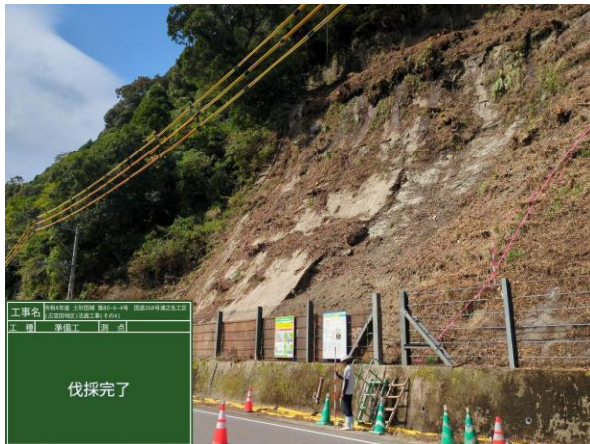
宮崎須木線 南俣工区（綾町） 無電柱化  
（整備前）



（整備後）



国道268号 浦之名工区（宮崎市高岡町）  
（整備前）



法面防災  
（整備後）



## (2) 高規格幹線道路の整備

### ① 九州縦貫自動車道

九州縦貫自動車道は、北九州市から福岡市、熊本市、えびの市等を経由して、宮崎市及び鹿児島市に至る総延長約428kmの高速道路である。

九州縦貫自動車道宮崎線は、昭和56年10月に「都城～宮崎」間が開通したことにより、えびの市から宮崎市までの約83kmが全線開通した。

また、九州縦貫自動車道鹿児島線は、平成7年7月に「県境（人吉）～えびの」間が開通し、平成16年12月に同区間の4車線化が完成した。

### ② 東九州自動車道

東九州自動車道は、北九州市から大分市、延岡市、宮崎市、日南市等を経由して鹿児島市に至る総延長約436kmの高速道路である。

県内では、平成2年2月の延岡南道路「延岡南～門川」間の開通後、順次各区間が開通し、令和5年3月に「清武南～日南北郷」間が開通したことにより、平成30年3月に供用開始された「日南北郷～日南東郷」間を含め北九州市から日南市までが1本の高速道路で繋がっている。

さらに平成28年度に国道220号日南・志布志道路（L=3.2km）、令和元年度に国道220号油津・夏井道路（L=16.1km）、令和6年度に国道220号南郷奈留道路（L=13.3km）が事業化されている。

令和7年12月には、県内の東九州自動車道では初となる「宮崎PA～清武IC間（L=3.7km）」の4車線化工事が完成した。また、「高鍋～西都」間のうち一部（約4.7km）が令和3年度に4車線化の事業箇所決定されている。

引き続き、事業中区間の早期完成を関係機関に働きかける。

### ③ 九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）

九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）は、熊本県嘉島町から高千穂町等を経由して延岡市に至る総延長約95kmの高速道路である。

このうち北方延岡道路（L=13.1km）については、平成27年4月に「蔵田～北方」間4.6kmが供用開始されたことにより全線開通した。

また、高千穂日之影道路（L=5.1km）についても、令和3年8月に「日之影深角～平底」間2.3kmが供用開始されたことにより全線開通している。

さらに平成30年度に五ヶ瀬高千穂道路（L=9.2km）、令和2年度に蘇陽五ヶ瀬道路（L=7.9km）、令和3年度に高千穂雲海橋道路（L=3.3km）が事業化されている。

引き続き、事業中区間の早期完成、未事業化区間の早期事業化を関係機関に働きかける。

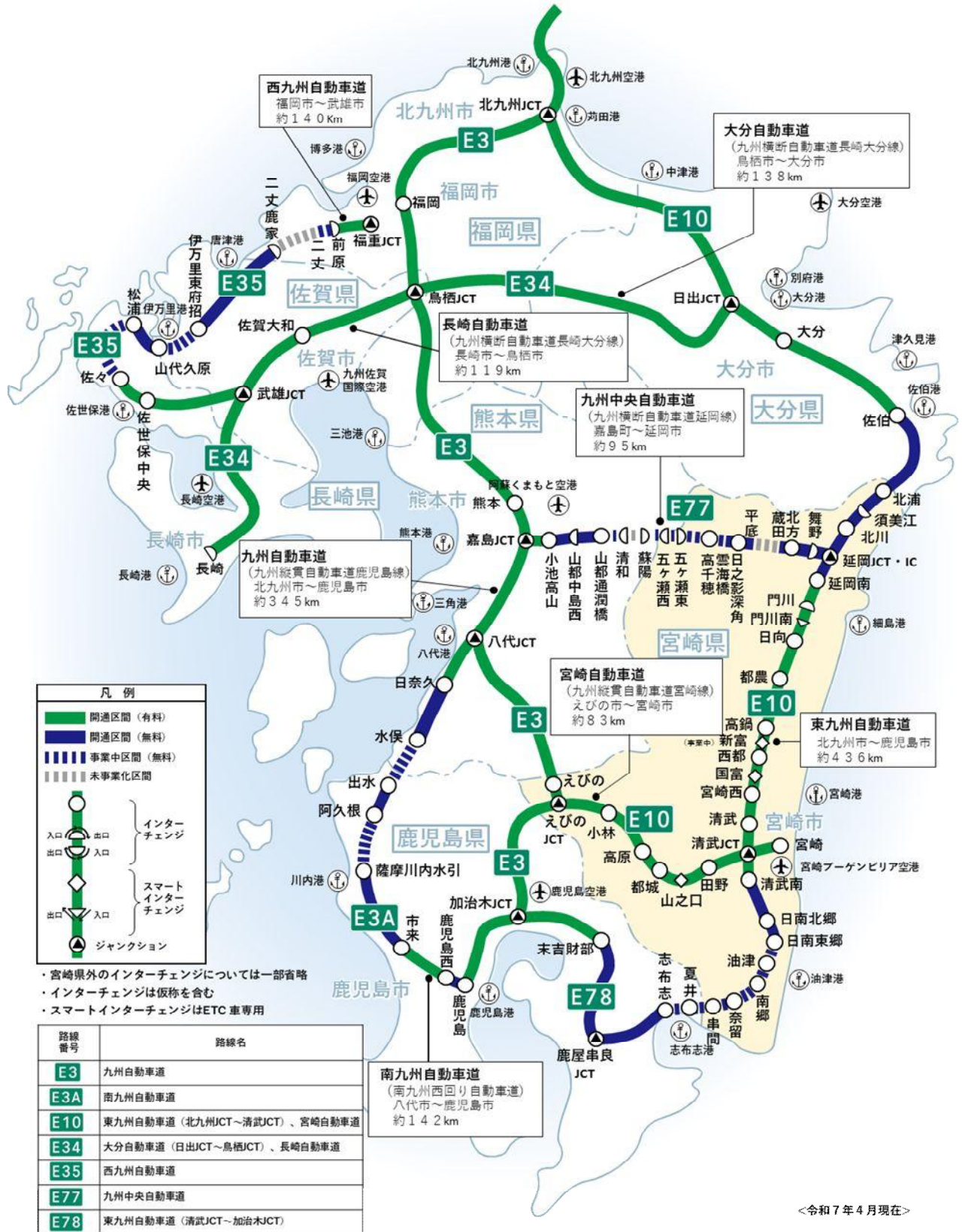
### ○ 経緯等

- ・昭和41年 5月 東九州自動車道建設促進協議会の設立
- ・昭和41年 7月 国土開発幹線自動車道建設法が制定される。（予定路線7, 600km）
- ・昭和51年 3月 九州縦貫自動車道「えびの～高原」間供用開始
- ・昭和56年 3月 九州縦貫自動車道「高原～都城」間供用開始
- ・昭和56年10月 九州縦貫自動車道「えびのICT～県境（栗野）」間、「都城～宮崎」間供用開始
- ・昭和62年 9月 国土開発幹線自動車道建設法の改正により、国土開発幹線自動車道の予定路線として、法定化される。
  - 東九州自動車道……………北九州～鹿児島
  - 九州横断自動車道延岡線……御船～延岡
- ・昭和62年11月 九州横断自動車道延岡線建設促進協議会の設立
- ・平成 2年 2月 延岡南道路「延岡南～門川」間供用開始
- ・ " 4月 県が東九州自動車道用地事務所を設置
- ・平成 7年 7月 九州縦貫自動車道「人吉～えびの」間供用開始（暫定2車線）
- ・平成12年 3月 東九州自動車道「宮崎西～清武」間供用開始（暫定2車線）
- ・平成13年 3月 東九州自動車道「西都～宮崎西」間供用開始（暫定2車線）
- ・ " 4月 九州縦貫自動車道「えびのPA～えびのIC」間の4車線化完成
- ・平成14年 7月 九州縦貫自動車道「人吉～加久藤トンネル手前」間の4車線化完成
- ・平成16年12月 九州縦貫自動車道「人吉～えびの」間の4車線化完成
- ・平成17年 4月 国道10号延岡道路2工区（「延岡～延岡南」間）供用開始（暫定2車線）
- ・ " 10月 日本道路公団の民営化（高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立）

- ・平成18年 2月 国道218号北方延岡道路(「舞野～延岡」間)供用開始(暫定2車線)
- ・ 〃 4月 東九州自動車道用地事務所宮崎支所を設置
- ・平成20年 4月 国道218号北方延岡道路(「北方～舞野」間)供用開始(暫定2車線)
- ・平成21年 3月 国道218号高千穂日之影道路の事業化発表
- ・平成22年 3月 東九州自動車道用地事務所宮崎支所を廃止
- ・ 〃 7月 東九州自動車道「高鍋～西都」間供用開始
- ・ 〃 12月 東九州自動車道「門川～日向」間供用開始
- ・平成23年 8月 「九州横断自動車道延岡線建設促進協議会」から「九州中央自動車道建設促進協議会」に名称変更
- ・平成24年 12月 東九州自動車道「須美江～北川」間、「都農～高鍋」間供用開始  
国道10号延岡道路「北川～延岡」間供用開始
- ・平成25年 2月 東九州自動車道「蒲江(大分県)～北浦」間供用開始
- ・ 〃 3月 東九州自動車道「清武JCT～清武南」間供用開始
- ・ 〃 3月 東九州自動車道用地事務所を廃止
- ・平成26年 3月 東九州自動車道「北浦～須美江」間、「日向～都農」間供用開始
- ・平成27年 4月 国道218号北方延岡道路「蔵田～北方」間供用開始
- ・平成28年 3月 東九州自動車道「日南東郷～油津」間 国道220号日南・志布志道路の事業化発表
- ・ 〃 9月 九州縦貫自動車道「山之ロスマートIC」供用開始
- ・平成29年 3月 東九州自動車道「門川南スマートIC」供用開始
- ・平成30年 3月 東九州自動車道「日南北郷～日南東郷」間供用開始  
九州中央自動車道「五ヶ瀬東～高千穂」間 国道218号五ヶ瀬高千穂道路の事業化発表
- ・ 〃 11月 国道218号高千穂日之影道路「雲海橋～日之影深角」間供用開始
- ・平成31年 3月 東九州自動車道「油津～南郷」「奈留～夏井」間 国道220号油津・夏井道路の事業化発表  
東九州自動車「宮崎西～清武」間の一部の4車線化等事業決定
- ・令和 元年 9月 東九州自動車道「日向～都農」「高鍋～宮崎西」間 4車線化優先整備区間に選定
- ・ 〃 10月 東九州自動車道「国富スマートIC」供用開始
- ・令和 2年 3月 九州中央自動車道「蘇陽～五ヶ瀬東」間 国道218号蘇陽五ヶ瀬道路の事業化発表
- ・令和 2年 10月 東九州自動車道「新富スマートIC(仮称)」の連結許可
- ・令和 3年 1月 東九州自動車道「日南東郷IC」「奈留IC(仮称)」のフルIC化決定
- ・ 〃 3月 九州中央自動車道「高千穂～雲海橋」間 国道218号高千穂雲海橋道路の事業化発表  
東九州自動車「高鍋～西都」間の一部の4車線化事業決定
- ・ 〃 8月 国道218号高千穂日之影道路「日之影深角～平底」間供用開始
- ・令和 5年 3月 東九州自動車道「清武南～日南北郷」間供用開始
- ・令和 6年 4月 東九州自動車道「南郷～奈留」間 国道220号南郷奈留道路の事業化発表
- ・令和 7年 12月 東九州自動車道「宮崎PA～清武IC」間4車線化工事完成

# 九州の高規格幹線道路網状況

## 九州の高規格幹線道路網図



<令和7年4月現在>

### 3 事業実施状況

#### (1) 公共事業実施状況

(単位：千円)

事業名	年度	令 4			令 5		
		決算額			決算額		
	種 別	国 道	県 道	計	国 道	県 道	計
道路改築	箇所数	2	5	7	3	6	9
	金額	2,147,173	2,635,617	4,782,790	3,231,793	1,704,649	4,936,442
災害防除	箇所数	8	0	8	7	0	7
	金額	831,975	0	831,975	592,148	0	592,148
橋梁補修	箇所数	58	74	132	29	61	90
	金額	2,926,324	1,481,929	4,408,253	1,807,941	1,152,619	2,960,560
長寿命化修繕	箇所数	34	6	40	19	38	57
	金額	561,813	99,705	661,518	402,795	837,434	1,240,229
交通安全施設 (通学路) (道路建設)	箇所数	0	4	4	0	5	5
	金額	0	49,881	49,881	0	351,859	351,859
交通安全施設 (通学路) (道路保全)	箇所数	1	4	5	13	13	26
	金額	186,017	187,687	373,704	567,741	518,599	1,086,340
無電柱化 推進計画	箇所数			0	0	0	0
	金額			0	8,995	70,116	79,111
補助公共 合計	箇所数	103	93	196	71	123	194
	金額	6,653,302	4,454,819	11,108,121	6,611,413	4,635,276	11,246,689
地方道路交付金 (道路建設)	箇所数	19	56	75	19	55	74
	金額	5,552,687	6,791,256	12,343,943	4,792,153	5,964,564	10,756,717
地方道路交付金 (道路保全)	箇所数	50	50	100	34	38	72
	金額	2,098,112	2,055,224	4,153,336	1,609,423	1,250,156	2,859,579
地方道路交付金 合計	箇所数	69	106	175	53	93	146
	金額	7,650,799	8,846,480	16,497,279	6,401,576	7,214,720	13,616,296
直轄事業	事業費	21,881,978	—	21,881,978	24,006,000	—	24,006,000
	負担金	4,949,321	—	4,949,321	5,867,778	—	5,867,778

(単位：千円)

事業名	令 6			令 7			令 8		
	決算額			決算額			予算額		
	国道	県道	計	国道	県道	計	国道	県道	計
道路改築	3	5	8	7	14	21	4	5	9
	4,084,181	1,979,194	6,063,375	1,846,580	2,043,506	3,890,086	2,529,585	713,143	3,242,728
災害防除	7	0	7	5	0	5	9	2	11
	414,386	0	414,386	596,808	23,772	620,580	305,550	21,104	326,654
橋梁補修	30	37	67	31	40	71	9	16	25
	1,051,479	1,106,774	2,158,253	1,967,726	1,553,660	3,521,386	565,950	1,220,494	1,786,444
長寿命化修繕	13	24	37	13	14	27	9	3	12
	396,253	847,254	1,243,507	304,943	983,504	1,288,447	268,800	184,800	453,600
交通安全施設 (通学路) (道路建設)	0	5	5	0	5	5	0	4	4
	0	468,447	468,447	0	574,955	574,955	0	256,107	256,107
交通安全施設 (通学路) (道路保全)	10	9	19	8	11	19	4	7	11
	300,789	866,584	1,167,373	406,065	1,222,125	1,628,190	530,250	840,000	1,370,250
無電柱化 推進計画	5	4	9	5	4	9	5	2	7
	178,133	221,907	400,040	206,329	232,603	438,932	178,500	210,000	388,500
補助公共 合計	68	84	152	69	88	157	40	39	79
	6,425,221	5,490,160	11,915,381	5,328,451	6,634,125	11,962,576	4,378,635	3,445,648	7,824,283
地方道路交付金 (道路建設)	16	49	65	33	67	100	22	68	90
	5,617,639	8,197,742	13,815,381	7,210,029	7,851,649	15,061,678	5,758,887	6,911,303	12,670,190
地方道路交付金 (道路保全)	43	35	78	49	52	101	56	42	98
	2,079,095	1,397,676	3,476,771	2,524,012	1,725,367	4,249,379	1,678,405	1,752,554	3,430,959
地方道路交付金 合計	59	84	143	82	119	201	78	110	188
	7,696,734	9,595,418	17,292,152	9,734,041	9,577,016	19,311,057	7,437,292	8,663,857	16,101,149
直轄事業	23,078,000	—	23,078,000	21,746,000	—	21,746,000	15,289,000	—	15,289,000
	5,747,216	—	5,747,216	5,564,057	—	5,564,057	3,940,637	—	3,940,637

## (2) 県単事業実施状況

(道路建設課)

(単位：千円)

事業費	年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
道路橋梁調査費		173,905	221,850	327,093	280,000	280,000
県単特殊改良費		1,247,807	1,353,929	1,647,559	1,440,000	1,260,000
合 計		1,421,712	1,575,779	1,974,652	1,720,000	1,540,000

(道路保全課)

(単位：千円)

事業費	年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
県単道路維持調査費		81,900	81,900	81,900	81,900	81,900
県単交通安全施設整備費		210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
地域総合メンテナンス事業費		1,134,785	1,180,785	1,224,285	1,349,785	1,495,785
県単道路維持費		3,795,186	3,329,186	3,385,589	3,535,089	3,574,589
県単舗装補修費		2,240,000	2,299,000	2,254,000	2,254,000	2,254,000
沿道修景美化推進対策費		862,014	944,014	950,514	934,514	903,214
緊急輸送道路等防災対策事業費		180,300	180,300	180,300	180,300	138,500
県単橋梁維持費		380,000	200,000	200,000	200,000	200,000
合 計		8,884,185	8,425,185	8,486,588	8,745,588	8,857,988

## 4 九州各県の道路整備状況

区分 県名	国 道							県 道						
	実延長 (km)	改 良 済 (5.5m未満含む)		舗 装 済				実延長 (km)	改 良 済 (5.5m未満含む)		舗 装 済			
		延 長 (km)	率 (%)	簡易舗装を含む		簡易舗装を除く			延 長 (km)	率 (%)	簡易舗装を含む		簡易舗装を除く	
				延 長 (km)	率 (%)	延 長 (km)	率 (%)				延 長 (km)	率 (%)	延 長 (km)	率 (%)
宮 崎	1,193.0	1,034.4	86.7	1,193.0	100.0	973.6	81.6	2,059.4	1,413.7	68.6	2,059.1	100.0	1,282.2	62.3
福 岡	1,213.8	1,191.2	98.1	1,213.7	100.0	1,138.8	93.8	3,497.3	2,981.6	85.3	3,435.1	98.2	2,177.9	62.3
佐 賀	620.5	620.1	99.9	620.5	100.0	615.6	99.2	1,268.9	1,179.4	92.9	1,268.9	100.0	1,142.9	90.1
長 崎	992.9	969.3	97.6	987.4	99.4	927.1	93.4	1,694.8	1,344.2	79.3	1,627.0	96.0	1,064.9	62.8
熊 本	928.3	894.5	96.4	928.3	100.0	890.2	95.9	3,016.1	2,112.3	70.0	3,000.1	99.5	1,909.2	63.3
大 分	1,048.2	1,027.3	98.0	1,048.0	100.0	998.8	95.3	2,523.9	2,112.1	83.7	2,497.5	99.0	1,728.6	68.5
鹿 児 島	1,305.1	1,287.9	98.6	1,305.1	100.0	1,257.6	96.3	3,592.5	2,989.1	83.2	3,592.5	100.0	2,446.6	68.1
沖 縄	506.2	501.9	99.1	504.8	99.7	496.5	98.1	1,086.4	1,015.1	93.4	1,079.9	99.4	975.3	89.8
九州計	7,807.9	7,526.6	96.4	7,800.8	99.9	7,298.2	93.5	18,739.3	15,147.5	80.8	18,560.1	99.0	12,727.6	67.9

(注)

- 1 福岡県の数値には、福岡市分及び北九州市分を含む。
- 2 熊本県の数値には、熊本市分を含む。
- 3 改良済については、5.5m未満を含む。
- 4 有料道路及び自転車道を含む(大分県分は自転車道除く)。
- 5 現道、旧道及び新道を含む。
- 6 福岡県は令和7.4.1の数値が公表されていないため、令和6.3.31の数値
- 7 鹿児島県は令和7.4.1の数値が公表されていないため、令和6.4.1の数値
- 8 沖縄県は令和7.4.1の数値が公表されていないため、令和5.4.1の数値

(令7.4.1現在)

区分 県名	合 計						
	実延長 (km)	改 良 済 (5.5m未満含む)		舗 装 済			
				簡易舗装を含む		簡易舗装を除く	
		延 長 (km)	率 (%)	延 長 (km)	率 (%)	延 長 (km)	率 (%)
宮 崎	3,252.3	2,448.1	75.3	3,252.1	100.0	2,255.8	69.4
福 岡	4,711.1	4,172.8	88.6	4,648.8	98.7	3,316.7	70.4
佐 賀	1,889.4	1,799.5	95.2	1,889.4	100.0	1,758.5	93.1
長 崎	2,687.7	2,313.5	86.1	2,614.4	97.3	1,992.0	74.1
熊 本	3,944.3	3,006.8	76.2	3,928.3	99.6	2,799.4	71.0
大 分	3,572.0	3,139.5	87.9	3,545.5	99.3	2,727.5	76.4
鹿 児 島	4,897.6	4,277.0	87.3	4,897.6	100.0	3,704.2	75.6
沖 縄	1,592.6	1,516.9	95.3	1,584.7	99.5	1,471.9	92.4
九州計	26,547.2	22,674.2	85.4	26,360.8	99.3	20,026.0	75.4

## 5 宮崎県の道路管理延長（土木事務所管内別）

令7.4.1現在

	道 路 種 別											
	一般国道(指定区間外)			主 要 地 方 道			一 般 県 道			事 務 所 計		
	数	延長(m)	割合(%)	数	延長(m)	割合(%)	数	延長(m)	割合(%)	数	延長(m)	割合(%)
宮 崎	3	40,316	4.6	12	132,046	13.9	34	157,716	14.5	49	330,078	11.3
日 南	2	38,733	4.5	6	80,220	8.4	16	64,116	5.9	24	183,068	6.3
串 間	1	32,719	3.8	4	51,419	5.4	9	51,046	4.7	14	135,184	4.6
都 城	4	88,716	10.2	10	144,161	15.1	15	88,102	8.1	29	320,979	11.0
小 林	5	127,352	14.7	6	88,233	9.3	19	154,030	14.1	30	369,615	12.7
高 岡	1	6,463	0.7	7	76,609	8.0	11	77,016	7.1	19	160,088	5.5
西 都	4	134,287	15.5	5	65,106	6.8	11	68,878	6.3	20	268,270	9.2
高 鍋	-	-	-	6	96,362	10.1	15	98,730	9.1	21	195,092	6.7
日 向	5	241,691	27.8	7	79,525	8.4	12	105,744	9.7	24	426,960	14.7
延 岡	3	78,561	9.0	4	49,651	5.2	16	117,561	10.8	23	245,773	8.4
西 臼 杵	4	80,083	9.2	4	88,829	9.3	9	107,949	9.9	17	276,860	9.5
県 全 体	16	868,920	100.0	48	952,160	100.0	145	1,090,887	100.0	209	2,911,967	100.0

(注)

- 1 現道、旧道、新道及び自転車道を含む。
- 2 有料道路は含まない。
- 3 端数処理のため、割合の合計は必ずしも100とにならない。
- 4 道路施設現況調書による。



# 第 4 章

## 港 灣 · 空 港

港 灣 課



## 【港 湾】

### 1 港湾の概況

本県の港湾は、重要港湾が細島港、宮崎港、油津港の3港、地方港湾が12港、56条港湾が1港の計16港となっている。

特に重要港湾は、地域の物流、産業振興の拠点として重要な役割を担っており、地域開発に大きな影響を及ぼすことから、それぞれの地域の特性に応じた整備を進めている。

また、ウォーターフロントの特性を生かし、潤いと快適性を兼ね備えた、県民に親しまれる「港づくり」を目指して、緑地等の環境整備も行っている。

#### 1 細島港

細島港は、九州を扇に例えると「扇の要」の位置にあり、日向・延岡地区を中心とする工業地域をはじめとした「東九州の物流拠点」としての役割を果たしており、外国貿易を主とした物流拠点港として、更なる港湾機能の充実を目指し、整備を進めている。

##### (1) 沿革

- ・昭和24年6月 開港
- ・昭和26年1月 重要港湾指定
- ・昭和39年1月 日向延岡地区新産業都市指定（平成13年3月廃止）
- ・昭和46年3月 フェリー（川崎航路）就航
- ・平成5年12月 国際定期コンテナ航路（韓国航路）就航
- ・平成12年8月 「国際コンテナターミナル」（水深13m岸壁、ガントリークレーン1基）供用開始
- ・平成13年10月 RORO船（大阪航路）就航
- ・平成22年8月 重点港湾選定
- ・平成24年7月 2基目のガントリークレーンの増設
- ・平成27年6月 「国際物流ターミナル」（水深13m岸壁）供用開始
- ・平成28年1月 「ポート・オブ・ザ・イヤー2015」受賞
- ・平成28年2月 「港湾計画改訂」（水深15m岸壁、工業用地造成など）
- ・平成29年7月 「みなとオアシスほそしま」へ登録
- ・平成31年4月 16号岸壁（水深10m）新規事業化
- ・令和4年4月 19号岸壁（水深9m）新規事業化
- ・令和7年1月 16号岸壁（水深10m）供用開始

##### (2) 港湾計画の内容（平成28年2月改訂）

- ① 直近の変更 令和6年2月 軽易な変更
- ② 内 容 クルージング需要増大に対応するため、工業港地区において旅客ふ頭計画を追加し水域施設計画の変更を行った。

##### (3) 今年度の主な整備内容

- ・南沖防波堤（国）、19号岸壁（国）

#### 2 宮崎港

宮崎港は、「南九州の物流拠点」として港湾機能の充実を図るとともに、マリーナ、人工ビーチ、緑地等も組み入れた総合的な多機能港湾として整備を進めてきており、今後も、貨物量の動向を見ながら港湾施設の整備を進めていくこととしている。

##### (1) 沿革

- ・昭和48年4月 重要港湾指定
- ・平成2年3月 フェリー岸壁（水深7.5m）、フェリーターミナル完成
- ・平成2年4月 フェリー（大阪航路）就航
- ・平成7年7月 みやざき臨海公園「サンビーチツ葉」南ビーチオープン
- ・平成13年7月 みやざき臨海公園「サンマリーナ宮崎」オープン
- ・平成13年10月 RORO船（大阪航路）就航
- ・平成18年7月 みやざき臨海公園「サンビーチツ葉」北ビーチオープン（グラントオープン）
- ・平成26年10月 フェリーが大阪航路から神戸航路に変更
- ・令和4年4月 新船フェリー（たかちほ）が就航
- ・令和4年10月 新船フェリー（ろっこう）が就航
- ・令和6年12月 りんかいひなた橋 完成

(2) 港湾計画の内容（平成15年3月改訂）

- ① 直近の変更 令和4年2月 軽易な変更
- ② 内 容 立地企業の撤退に伴い、専用ふ頭計画（専用ドルフィン撤去）の変更を行った。

(3) 今年度の主な整備内容

- ・南防波堤改良（国）、一ツ葉防砂堤（県）

3 油津港

油津港では、「県南地域の物流拠点」として、防波堤の整備や船舶の大型化に対応するための岸壁改良に取り組んでいる。

また、老朽化により利用制限のある係留施設について、施設の延命化を図る事業に取り組んでいる。

(1) 沿革

- ・昭和27年02月 重要港湾指定
- ・昭和29年07月 開港
- ・平成10年09月 東ふ頭供用開始（水深10m岸壁、12m岸壁）
- ・平成11年12月 RORO船（東京航路）就航
- ・平成13年01月 国際定期コンテナ航路（韓国航路）就航
- ・平成19年08月 堀川運河 夢見橋竣工
- ・平成27年02月 16万トン級の大型クルーズ船に対応した係留施設の整備完了
- ・平成29年12月 22万トン級の大型クルーズ船に対応した係留施設の整備完了
- ・平成30年05月 「みなとオアシス油津」へ登録
- ・令和04年03月 第10岸壁（水深12m）改良工事完成
- ・令和05年01月 RORO船（東京～那覇）就航（船社変更）
- ・令和05年04月 第10岸壁（延伸部）（水深12m）新規事業化

(2) 港湾計画の内容（平成19年11月改訂）

- ① 直近の変更 令和4年3月 一部変更
- ② 内 容 船舶の大型化に対応するため、公共ふ頭計画、水域施設計画、大規模地震対策施設計画の変更を行った。

(3) 今年度の主な整備内容

- ・第10岸壁（県）

港湾施設整備状況

（令和7年4月1日現在）

港名	水域施設			外郭施設					係留施設		
	-4.5m未満	-4.5m以上	計(千㎡)	防波堤	防砂堤 導流堤	護岸	その他	計(m)	大型	小型	計(m)
細島	108	1,124	1,232	2,203		6,596	62	8,861	4,472	2,450	6,922
油津	82	451	533	2,034		4,763	619	7,416	2,030	2,737	4,767
宮崎	89	711	800	2,291	3,697	7,904	2,443	16,335	3,100	2,378	5,478
古江	20	9	29	2,055	95	4,001	416	6,567		2,226	2,226
熊野江	8		8	411	110	1,124		1,645		304	304
延岡	80	13	93	1,252	2,024	1,264		4,540	300	1,510	1,810
延岡新	7	140	147	1,700	44	1,997	240	3,981	870	100	970
美々津	79		79	1,365	727	2,506	113	4,711		1,042	1,042
平岩	11		11	393	296			689		149	149
内海	65	82	147	1,482	165	1,937		3,584	280	864	1,144
外浦	168	39	207	595	395	3,333	1,185	5,508	548	1,335	1,883
大島	22		22	536		1,242		1,778		479	479
福島	128	89	217	2,171	1,940	3,271	1,224	8,606	360	2,065	2,425
黒井	3		3	253		401		654		95	95
大納	2		2	282	165	154	141	742		61	61

※表示単位未満四捨五入

# 宮崎県の港湾位置図



## 2 令和8年度実施事業の概要

### (基本方針)

- 細島港、宮崎港、油津港の3重要港湾については、国内外への効率的で安価な海上輸送手段を確立するため、港湾における物流機能を強化するとともに、利活用の促進を図る。
- 完成後、相当年数の経過した港湾施設について、岸壁の改良や補修等、計画的な老朽化対策を実施する。
- 港湾施設や海岸保全施設の災害対応力の強化を図るとともに、総合的な防災・減災対策を推進する。

#### (1) 港湾整備事業

- ・ 港内静穏度の向上や災害対応力強化を図るため、防波堤の整備を進める。
- ・ 港湾機能の充実のため、岸壁等の整備を進める。
- ・ 港湾施設の機能維持のため、改良・補修を行う。

#### (2) 港湾・海岸の地震・津波対策事業

- ・ 平成27年3月に変更した「日向灘沿岸海岸保全基本計画」に基づくレベル1津波対策を推進する。

#### (3) ポートセールス推進事業

細島港、宮崎港、油津港の県内重要港湾3港の振興を図るため、地元自治体や商工団体・企業等で組織する「宮崎県ポートセールス協議会」を主体として、港湾利用促進のための活動を実施する。

#### (4) 災害復旧事業

災害が発生した場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続きを速やかに行い、国庫負担による災害復旧事業を推進するとともに、県単独事業についても積極的に実施することにより、被災した港湾施設等の早期復旧を図る。

#### (5) 港湾関係起債事業（港湾機能施設整備事業）

宮崎港東地区では増加する木材需要に伴い原木の荷役作業ヤードが不足している状況にあることから第14岸壁背後においてふ頭用地整備を行う。(R6~8)

細島港工業港地区の19号岸壁の整備に伴い、RORO船の大型化や増便によるモーダルシフト貨物需要の増加が予想されることから貨物の受け入れ環境を確保するため、地方債を活用し岸壁背後のふ頭用地の整備を行う。(R4~11)

細島港白浜地区のコンテナターミナルでは、2基のガントリークレーンにより外貿コンテナを取り扱っており、今後も安定した貿易と安全な荷役作業を継続するため、地方債を活用し老朽化している機器や部品の更新を行い施設の延命化を行う。(R4~8)



細島港 防波堤(南沖)(直轄)



宮崎港東地区 ふ頭用地(県)



油津港東地区 岸壁(-12.0m)(県)

### 3 事業実施状況

#### (1) 公共事業実施状況

(単位：千円)

年 度 事業名		令4	令5	令6	令7	令8
		決算額	決算額	決算額	予算額	予算額
海岸保全港湾事業	港数	2	2	2	2	2
	金額	682,376	801,082	997,551	483,000	246,750
港湾建設事業	港数	7	7	7	8	8
	金額	2,687,824	2,993,729	2,727,319	2,293,200	2,293,200
小 計		3,370,200	3,794,811	3,724,870	2,776,200	2,539,950
国の直轄に係る事業 (港湾事業・空港事業)	港数	3	3	3	3	3
	金額	(987,748) 4,691,965	(1,306,942) 3,960,157	(967,160) 3,039,773	(1,388,460) 4,914,000	(1,288,450) 3,900,000
合 計		(987,748) 8,062,165	(1,306,942) 7,754,968	(967,160) 6,764,643	(1,388,460) 7,690,200	(1,288,450) 6,439,950

(注) ( ) 書きは直轄事業の負担金であり、内数である。

#### (2) 県単事業実施状況

(単位：千円)

区 分	年 度 事業名		令4	令5	令6	令7	令8
			決算額	決算額	決算額	予算額	予算額
一 般 会 社	港湾維持管理事業	金額	518,020	568,928	530,444	515,011	623,900
		〃	31,740	26,701	16,249	36,701	36,701
	県単港湾建設事業	〃	148,028	204,735	212,161	193,296	193,296
	空港駐車場 植栽管理事業	〃	18,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	計	〃	715,788	820,364	778,854	765,008	873,897
特 会	港湾整備事業	金額	827,940	1,129,260	1,438,502	1,165,177	951,315
合 計		〃	1,543,728	1,949,624	2,217,356	1,930,185	1,825,212

## 【空港】

### 1 宮崎空港の概況

宮崎空港は、宮崎市の中心から6.8kmの同市赤江にあり、総面積1,766,119㎡、滑走路2,500m（平成2年3月24日供用開始）を有する国が設置及び管理する空港である。運用時間は7時30分から21時30分までの14時間となっている。

令和8年4月1日現在、国内線は1日47便が運航しており、東京（羽田・成田）、名古屋（中部）、大阪（伊丹・関西）、福岡、沖縄（那覇）の5都市7路線を結んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により運行を停止していた国際線2路線については、令和5年9月にソウル線（現在週3往復）、令和6年11月には台北線（現在週2往復）の運航が再開されたところである。

令和7年度の宮崎空港の利用者数は、対前年度比で約19万人増の約336万人と、令和元年度比105.5%に達しており、コロナ禍前と上回る水準になった。

また、本空港に隣接して独立行政法人航空大学校（昭和29年設置）が設置されており、民間航空機のパイロット養成を行っている。

宮崎空港の乗降客の推移

年度	旅客数(人)	指数	年度	旅客数(人)	指数
3	2,690,516	100.0	21	2,702,576	100.4
4	2,734,636	101.6	22	2,553,480	94.9
5	2,851,213	106.0	23	2,491,528	92.6
6	3,038,635	112.9	24	2,695,229	100.2
7	3,315,354	123.2	25	2,855,788	106.1
8	3,456,802	128.5	26	2,856,524	106.2
9	3,473,239	129.1	27	2,988,826	111.1
10	3,411,948	126.8	28	3,061,362	113.8
11	3,330,750	123.8	29	3,180,117	118.2
12	3,329,392	123.7	30	3,333,032	123.9
13	3,348,757	124.5	R1	3,187,805	118.5
14	3,334,370	123.9	R2	910,438	33.8
15	3,160,895	117.5	R3	1,390,325	51.7
16	3,070,384	114.1	R4	2,534,223	94.2
17	3,089,104	114.8	R5	3,024,937	112.4
18	3,082,871	114.6	R6	3,178,274	118.1
19	3,043,117	113.1	R7	3,364,379	125.0
20	2,921,935	108.6			

(注) 資料：宮崎県総合交通課 指数：平成3年度を100とする。

## 2 現在までの事業実施状況

### (1) 空港拡張整備

空港需要の増大に伴う航空機の大型化に対応するため、昭和58年に2,500m滑走路延長への拡張工事に着手されて、滑走路延長のほかエプロン、管制塔庁舎、道路駐車場、航空保安施設の新設等が行われ、新ターミナルビルとともに、平成2年3月に供用開始された。

拡張後は、滑走路・誘導路の改良、エプロン増設など大型機の就航に対応するための施設整備が行われ、また交通アクセス向上のための空港連絡鉄道が平成8年7月に開業している。

#### 宮崎空港の沿革

昭和18年	旧海軍飛行場として建設
〃 29年	国立航空大学校の訓練飛行場として開港
〃 29年11月	宮崎－福岡－大阪線開設
〃 36年 5月	第2種空港に指定
〃 37年11月	宮崎空港ビル株式会社設立
〃 38年 3月	ターミナルビル(旧)完成
〃 38年 7月	鹿児島－宮崎－東京線開設
〃 39年 4月	A滑走路1,500m供用開始
〃 40年10月	鹿児島－宮崎－名古屋線開設
〃 41年 3月	A滑走路1,800m供用開始
〃 41年10月	ローカル空港としては初めてジェット機(B727-100)が東京線に就航
〃 49年 6月	特定飛行場に指定
〃 49年11月	騒音対策区域の告示
〃 53年11月	沖縄線開設
〃 54年 4月	A滑走路1,900m供用開始
〃 54年 7月	騒音対策区域見直し
〃 56年11月	第4次空港整備五箇年計画決定(宮崎空港2,500m拡張計画組み入れ)
〃 57年 3月	2,500m拡張に係る漁業補償交渉妥結、騒音対策区域見直し
平成 元年 7月	東京線ダブルトラック化
〃 2年 3月	2,500m滑走路及び新ターミナルビル供用開始
〃 2年11月	ARTS(ターミナルレーダー情報システム)運用開始
〃 4年 3月	旧ターミナル地区に県警航空隊基地(ヘリポート)完成
〃 4年 6月	札幌路線開設
〃 5年 4月	大阪路線ダブルトラック化
〃 5年11月	広島路線開設
〃 6年 4月	動物携帯品輸入飛行場として指定
〃 6年 9月	東京大阪路線トリプルトラック化
〃 8年 7月	JR宮崎空港線開設、福岡路線ダブルトラック化
〃 8年12月	名古屋路線ダブルトラック化
〃 9年 2月	植物携帯品輸入飛行場として指定
〃 11年 2月	旅客ターミナルビル国際線対応施設供用開始
〃 11年10月	空港内に入国管理局宮崎出張所が開設
〃 12年 7月	運用時間1時間延長
〃 13年 4月	韓国定期路線開設(アジアナ航空)
〃 14年 8月	スカイネットアジア航空(現:ソラシドエア)就航
〃 16年10月	宮崎空港開港50周年
〃 17年 2月	宮崎県防災救急航空センター運用開始
〃 20年 6月	台湾定期路線開設(エバー航空。平成22年1月からは、チャイナエアライン)
〃 26年10月	空港の愛称を「宮崎ブーゲンビリア空港」に決定
〃 27年 3月	香港定期路線開設(香港航空)
〃 27年 8月	LCC大阪(関西)線開設(ピーチアビエーション)
〃 29年12月	LCC東京(成田)線開設(ジェットスター・ジャパン)
〃 29年12月	LCCソウル線開設(イースター航空) ※ソウル線ダブルトラック化
〃 29年12月	日本初小型機対応ロングPBB供用開始
〃 30年 3月	国際線専用保安検査場供用開始
令和 2年 3月	新型コロナの影響で国際定期便(ソウル線、台北線)運休
〃 5年 9月	韓国定期便(ソウル線)運航再開(アジアナ航空)
〃 6年11月	台湾定期便(台北線)運航再開(タイガーエア台湾)

## (2) 航空機騒音対策

宮崎空港は、昭和49年6月に公共用飛行場周辺における障害の防止等に関する法律に基づく特定飛行場に指定され、同年11月騒音対策区域が告示されて以降、昭和54年7月及び昭和57年3月に区域が拡大された。これに伴って、空港とその周辺地域との調和を図るため、昭和50年度から運輸省を中心に県、宮崎市及び旧清武町（同町は昭和57年度から）がこれに協力して移転補償、用地買収、住宅防音工事、共同利用施設整備、教育施設等防音工事等の騒音対策事業を進めている。

また、昭和53年度にテレビ受信障害対策事業（受信料一部助成、平成24年度をもって終了）、平成元年度に老朽化した民家空調機器の更新、平成3年度には騒音区域指定告示後に建設された住宅を対象とする防音工事等が制度化され、環境対策の一層の強化がなされてきたほか、移転補償跡地を活用した緩衝緑地帯、運動広場等住民の福祉に密着した整備が行われてきた。

その後、航空機の低騒音化や、離着陸時における航行制限等の騒音対策が進んだことから、平成23年5月に騒音対策区域を縮小する告示がなされ、平成24年から適用されることとなった。

### 【騒音区域見直し後の範囲における実施状況】（令和7年度末）

- ・住宅防音工事の対象世帯の実施状況

対象世帯数	実施済み世帯数	残世帯数
803 (828)	776 (96.4%済)	27

( ) は告示時の世帯数

### 【騒音対策事業の過去の実績】（区域見直し前の全体数）

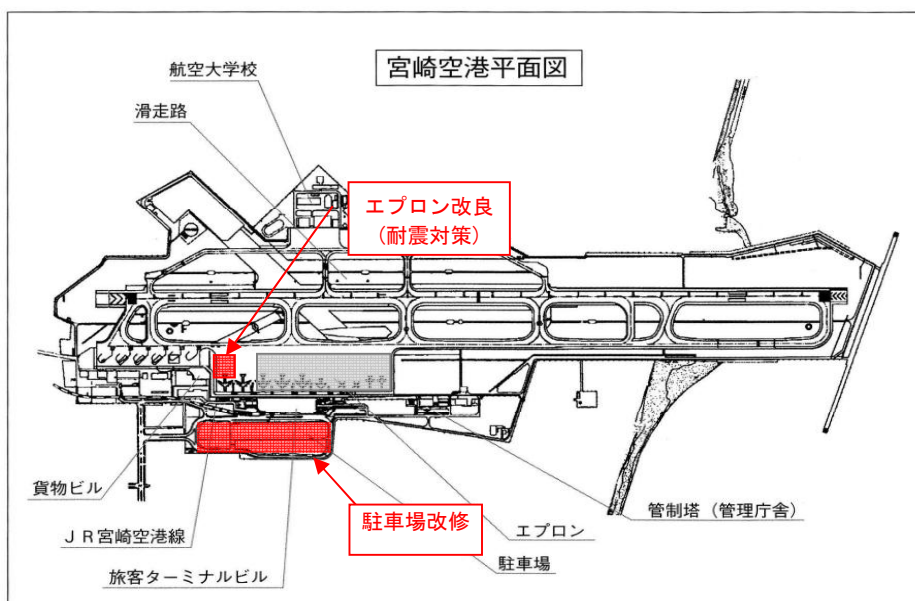
対象世帯数	実施済み世帯数	残世帯数
3,329 (3,352)	3,189	140

※世帯数は告示時の数に対し、取り壊しや空き家などにより減少  
宮崎市が騒音防止対策事業のチラシを配布している世帯数を残世帯数としている

## 3 令和8年度実施事業の概要

### (基本方針)

- ① 航空機により安全で確実な運行を図るため、エプロンの改良（耐震対策等）を実施する。また、来年度以降も、航空機の安全な離着陸の確保を図るため、エプロンの改良等が予定されている。



# 第5章

## 河 川

河 川 課



# 1 河川の概況

本県の河川は、その多くが九州南部の脊梁山脈を分水嶺として東流し、日向灘に注いでいる。そのうち、一級河川は、大淀川水系外4水系241河川（うち2河川（友内川・大瀬川）は全区間指定区間外）、二級河川は、一ツ瀬川水系外52水系239河川で、合計では、58水系480河川、総延長約2,797kmである。この外、21水系109河川が市町村長が管理する準用河川として指定されている。

これらの河川は、山地部でV字型の深い溪谷を、河口付近及び内陸盆地で沖積平野を形成しているが、そこに都市や農地が発達しており、梅雨期、台風期に集中する豪雨のたびに、浸水被害が発生している。

このため、河川改修を計画的に推進しているところであるが、改修が必要な区間の河川整備率は、知事が管理する河川においては、50.9%であり、なお不十分な状況にある。

## (1) 河川の整備状況

(単位:km、%)

河川管理区分	河川等の種類	水系	河川数	河川延長	要改修河川延長	R7年度末改修済延長	整備率
国土交通大臣	一級河川 (指定区間外)	4	17	145.6	—	—	—
知事	一級河川 (指定区間)	5	239	1,366.5	525.4	255.3	48.6
	二級河川	53	239	1,285.1	563.0	298.3	53.0
	計	58	478	2,651.6	1,088.4	553.6	50.9
合計		58	480	2,797.2	—	—	—
市町村長	準用河川	21	109	176.5	—	—	16市町村

(注) 国土交通大臣管理の水系、河川数については、4水系15河川が知事管理河川と重複している。

(令和8年4月1日現在)

(2) 海岸保全施設の整備状況

(単位:km)

所管名	海岸線 総延長	海岸保全区域 指定済延長	R7年度末 改修済延長
国土交通省 水管理・国 土保全局	211.669	29.253	22.949

(3) 土木事務所別河川管理の状況

(延長:km)

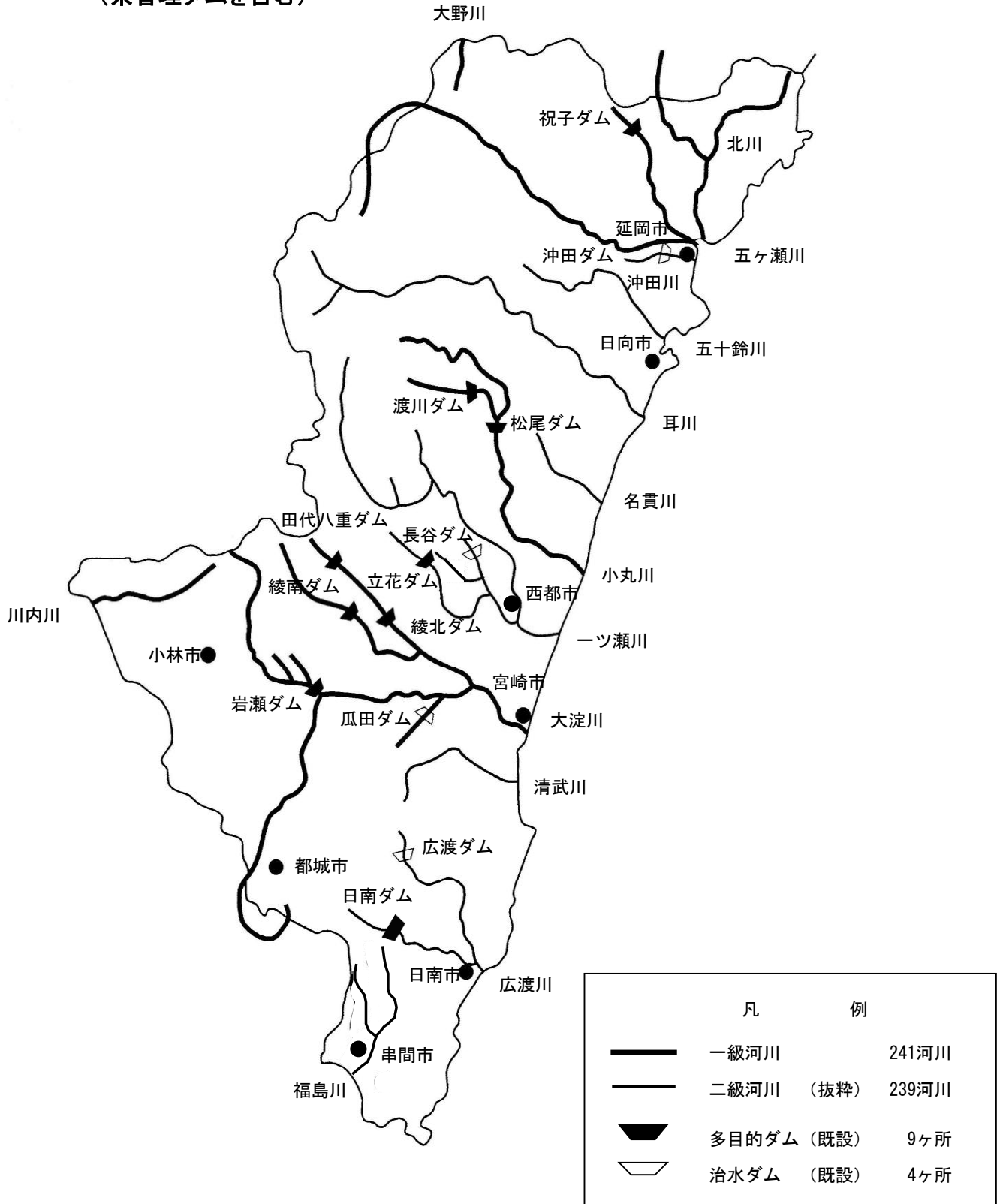
事務所名	一級河川			二級河川			計		
	水系	河川数	延長	水系	河川数	延長	水系	河川数	延長
宮崎	1	28	76.810	9	41	175.578	10	69	252.388
日南	0	0	0	12	44	201.413	12	44	201.413
串間	0	0	0	8	18	87.776	8	18	87.776
都城	1	39	288.540	1	1	1.200	2	40	289.740
小林	2	55	274.890	0	0	0	2	55	274.890
高岡	1	35	166.000	0	0	0	1	35	166.000
西都	1	2	1.460	2	54	315.223	3	56	316.683
高鍋	1	11	68.900	5	19	100.375	6	30	169.275
日向	1	6	67.800	10	51	363.180	11	57	430.980
延岡	1	48	242.927	9	15	40.337	10	63	283.264
西臼杵	2	30	179.200	0	0	0	2	30	179.200
計	5	239	1,366.527	53	239	1,285.082	58	478	2,651.609

(注) 水系、河川数にあつては、他の土木事務所管内との重複あり。

(令和8年4月1日現在)

# 主要河川図

(県管理ダムを含む)



(令和8年4月1日現在)

(4) 治水ダム・多目的ダム整備状況

事業名	河川名	ダム名	目的	型式	流域面積 (km <sup>2</sup> )	堤高 (m)	堤体積 (1,000m <sup>3</sup> )	有効貯水量 (1,000m <sup>3</sup> )	経済効果		
									洪水調節		不特定用水
									流入量 (m <sup>3</sup> /s)	調節量 (m <sup>3</sup> /s)	不特定容量 (1,000m <sup>3</sup> )
治水ダム建設事業	酒谷川	日南	治水不特定 (H28～発電)	重力式 コンクリート	59.2	47.0	191.0	4,640	1,100	420	640
	三納川	長谷	治水不特定	〃	11.8	65.0	128.0	1,650	260	190	50
	沖田川	沖田	〃	〃	8.8	36.0	38.0	2,350	225	180	100
	広渡川	広渡	〃	〃	34.4	66.0	156.0	5,350	510	290	950
	瓜田川	瓜田	〃	〃	4.4	42.0	100.2	620	110	65	80
多目的ダム建設事業	小丸川	松尾	治水不特定 発電	〃	304.1	68.0	168.2	33,699	3,096	546	30,255
	渡川	渡川	〃	〃	143.1	62.5	142.6	29,900	1,300	750	26,350
	本庄川	綾南	治水 発電	〃	101.0	64.0	142.0	33,900	790	290	—
	綾北川	綾北	〃	アーチ式 コンクリート	149.3	75.3	75.4	18,800	1,170	180	—
	三財川	立花	治水不特定 発電	重力式 コンクリート	70.5	71.3	175.6	8,480	520	340	2,680
	岩瀬川	岩瀬	治水 発電	〃	354.0	55.5	98.0	41,000	1,050	480	—
	祝子川	祝子	治水不特定 工業水 発電	〃	50.1	60.0	132.0	4,864	670	110	521
	綾北川	田代重 八	治水不特定 発電 上水道	〃	131.5	64.6	211.8	14,270	1,240	350	1,090

(令和8年4月1日現在)

ダムの種類	ダムの名	経済効果				事業費		着工年度	竣工年度	電気事業者	所在地	摘要
		発電		水道	工業用水	共同費 (千円)	公共費 (千円)					
		最大出力 (kW)	(計画)年間発生電力量 (MWH)	日取水量 (m <sup>3</sup> /日)	日取水量 (m <sup>3</sup> /日)							
多目的ダム	※日南	520	2,321	—	—	—	11,503,600	43	59	県企業局	日南市大字酒谷字名尾	完成
治水ダム	長谷	—	—	—	—	—	5,750,000	45	56	—	西都市大字三納	〃
	沖田	—	—	—	—	—	10,103,708	46	H14	—	延岡市小野町	〃
	広渡	—	—	—	—	—	14,490,302	44	H6	—	日南市北郷町北河内	〃
	瓜田	—	—	—	—	—	10,987,485	45	H10	—	宮崎市高岡町小山田	〃
多目的ダム	松尾	22,200	75,618	—	—	324,000	162,000	14	26	県企業局	児湯郡木城町大字中之又	〃
	渡川	12,344	39,397	—	—	1,694,000	716,560	26	31	〃	東臼杵郡美郷町南郷区中渡川	〃
	綾南	13,000	46,525	—	—	1,490,000	602,377	28	33	〃	小林市須木大字下田	〃
	綾北	12,000	44,002	—	—	1,388,000	570,424	32	35	〃	小林市須木大字下田	〃
	立花	13,400	26,793	—	—	1,412,000	739,761	34	38	〃	西都市大字寒川	〃
	岩瀬	18,600	58,029	—	—	2,894,000	1,814,000	38	42	〃	小林市野尻町東麓	〃
	祝子	17,300	48,769	—	60,000	1,982,772	1,660,572	42	47	〃	延岡市北川町大字川内名	〃
田代八重	5,800	19,014	60,000	—	28,899,828	20,923,475	46	H12	〃	小林市須木大字中原	〃	

※日南ダムは、平成28年10月の発電開始に伴い多目的ダムとして分類

(令和8年4月1日現在)

## 2 令和8年度実施事業の概要

### (基本方針)

「宮崎県総合計画」や「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、県民の安全・安心な暮らしの実現に向けた、災害に強い県土づくりを着実に推進するため、次の事項について積極的に施策の展開を図る。

### (1) 河川改修事業

家屋の浸水被害等災害の多発している河川や、市街地における河川など、緊急度の高い河川から整備を進めており、特に令和4年の台風14号による被害箇所を早期完成を図るため、土地利用一体型水防災事業等を重点的に推進する。

今後高い確率で発生するレベル1津波の遡上対策として、河川単独で事業効果を発揮できる14水系について、堤防の嵩上げや樋門等の自動閉鎖化の取組を推進する。

海岸・港湾事業との一体的な整備が必要な河川については、海岸管理者の事業進捗状況等を確認しながら、連携・協力して取り組んで行く。

また、多自然川づくりにより地域住民が川に親しみ、潤いのある水辺空間を創出する河川環境の整備・保全を推進する。

さらに、山地から河口・海岸域までの土砂に起因する様々な課題に対して、関係機関や地域の方々と連携・協力しながら総合的な土砂管理の検討を進める。



土地利用一体型水防災事業(耳川和田地区:美郷町)

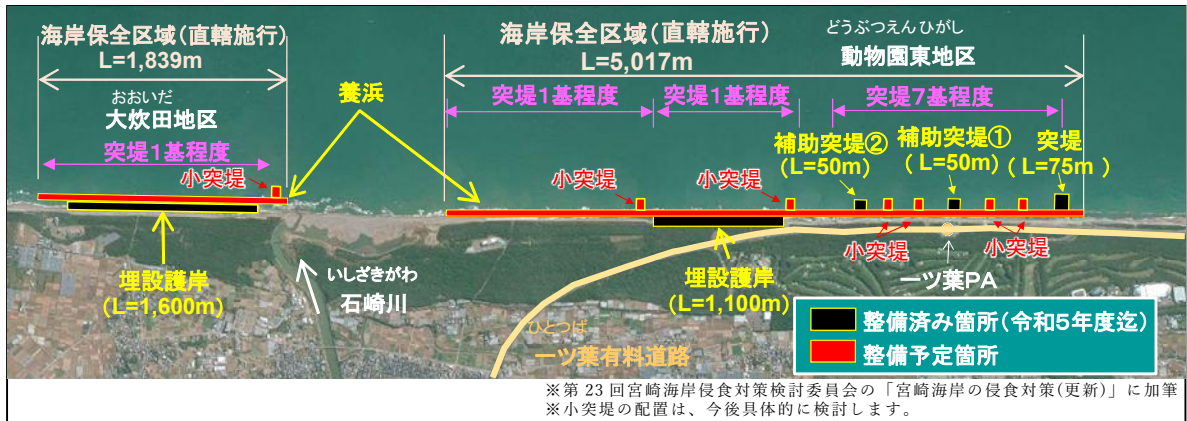


広域河川改修事業(一ツ瀬川:宮崎市)

### (2) 海岸保全事業

海岸侵食から県土を保全することにより、土地の喪失や浸水被害を防止するなど、背後の土地の安全性、安定性を確保するため、直轄事業で実施されている宮崎海岸の侵食対策事業において、国と連携して取り組む。

また、海岸保全施設の老朽化対策に取り組むとともに、レベル1津波対策が必要な箇所の早期整備に向けた取組を進める。



※令和6年度九州地方整備局事業評価監視委員会資料より  
 海岸保全施設整備事業(宮崎海岸:宮崎市)

### (3) ダム事業

老朽化した設備の更新・改良を計画的に行い、万全の管理体制を図る。



開閉装置更新工事(松尾ダム:木城町)

### (4) 情報基盤整備事業等

洪水や津波発生時の水防活動や避難行動に不可欠な情報である雨量・河川水位、ダム情報、監視カメラのデータ等をリアルタイムに収集し、県民に提供できるよう県総合河川砂防情報システムの整備を進める。

### 3 事業実施状況

#### (1) 公共事業実施状況

(単位：千円)

事業名	年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
		決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
河川 広域河川 改修事業	箇所数	10	8	10	10	7
	金額	2,366,369	1,602,856	1,707,015	1,734,755	390,600
総合流域防災事業	箇所数	8	7	7	16	4
	金額	1,916,978	2,379,000	3,093,356	2,789,070	388,500
水防災対策事業	箇所数	1	1	1	1	2
	金額	56,473	62,337	55,766	419,222	262,500
津波・高潮・耐震 対策河川事業	箇所数	5	5	1	9	5
	金額	237,224	158,706	170,750	79,871	194,250
障害防止対策事業	箇所数	1	1	1	1	1
	金額	461,284	79,846	420,359	182,721	337,227
大規模特定 河川事業	箇所数	8	8	10	6	7
	金額	1,648,782	1,965,595	1,482,103	1,540,961	724,500
河川 メンテナンス事業	箇所数	8	2	14	11	3
	金額	157,486	240,227	209,966	508,990	94,500
特定都市河川浸水 被害対策推進事業	箇所数	0	0	0	0	1
	金額	0	0	0	0	31,500
河川災害関連事業	箇所数	1	1	1	3	2
	金額	48,382	65,353	55,428	149,247	271,000
小計	箇所数	42	32	44	54	29
	金額	6,892,978	6,553,920	7,194,743	7,404,837	2,663,077
国の直轄に 係る事業	事業費	6,815,468	4,879,224	5,147,838	5,201,659	3,268,000
	負担金	1,705,581	1,167,428	1,246,789	1,235,774	791,220
合計		8,598,559	7,721,348	8,441,532	8,640,611	3,454,297

(単位：千円)

事業名	年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8	
		決算額	決算額	決算額	決算額	予算額	
海岸事業	老朽化 対策事業	箇所数	2	1	1	1	2
		金額	61,694	72,068	43,631	42,200	31,500
	高潮 対策事業	箇所数	0	0	1	1	0
		金額	0	0	1,200	28,855	0
	合計	箇所数	2	1	2	2	2
		金額	61,694	72,068	44,831	71,055	31,500
ダム事業	堰堤改良 事業	箇所数	8	9	13	13	12
		金額	485,501	2,038,157	2,203,611	2,341,172	623,187
	合計	箇所数	8	9	13	13	12
		金額	485,501	2,038,157	2,203,611	2,341,172	623,187
総計		9,145,754	9,831,573	10,689,974	11,052,838	4,108,984	

## (2) 県単事業実施状況

(単位：千円)

事業名		令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
		決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
河川事業	河川改良事業	2,254,903	2,042,479	3,078,210	2,429,532	3,368,147
	河川修繕事業	275,318	234,283	288,915	277,890	276,000
	河川災害関連事業	9,030	9,030	9,030	9,030	9,030
	河川調査事業	238,285	562,967	342,437	295,598	252,783
	臨時県単河川災害関連事業	5,410	5,410	5,410	5,410	5,410
	自然災害防止河川改良事業	595,993	1,571,591	74,333	54,262	37,480
	河川環境整備事業	221,343	221,343	221,343	221,343	251,123
	地域総合メンテナンス事業	79,289	85,529	105,529	127,529	148,529
	ダム施設管理事業	824,241	1,346,059	1,171,241	1,879,919	1,572,004
	ダム施設改良事業	30,328	42,612	65,302	37,723	53,900
	合計	4,534,140	6,121,303	5,361,750	5,338,236	5,974,406
受託事業	河川受託事業	28,683	63,917	45,913	87,143	73,500

## 4 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続きを速やかに行い、国庫負担による災害復旧事業を推進するとともに、県単独事業についても積極的に実施することにより、被災した公共土木施設の早期復旧を図る。

令和8年度は、4年災（5箇年目過年災分は除く。）、5年災（4箇年目過年災分は除く。）及び6年災（3箇年目の過年災分は除く。）、7年災（現年災）について、全箇所の復旧を図る。

### 公共土木施設災害復旧事業

（単位：千円、％）

区分	災害総額		前年度までの 執行済額			令和8年度 執行計画			
	箇所数 A	金額	箇所数 数B	金額	進捗率 B/A	箇所数 C	金額	進捗率 (B+C)/A	
県	4年災	461	24,247,173	430	21,104,005	93.2	31	3,143,168	100.0
	5年災	92	2,736,292	87	2,649,464	94.6	5	86,828	100.0
	6年災	176	6,885,658	127	4,689,355	72.2	49	2,196,303	100.0
	7年災	38	5,927,988	18	330,679	47.4	20	5,597,309	100.0
	計	767	39,797,111	662	28,773,503	86.3	105	11,023,608	100.0
市町村	4年災	981	21,323,793	972	17,152,520	99.1	9	4,171,273	100.0
	5年災	199	2,446,700	197	2,361,866	99.0	2	84,834	100.0
	6年災	236	5,252,944	221	2,933,243	93.6	15	2,319,701	100.0
	7年災	41	2,997,454	28	543,613	68.3	13	2,453,841	100.0
	計	1,457	32,020,891	1,418	22,991,242	97.3	39	9,029,649	100.0
合計	2,224	71,818,002	2,080	51,764,745	93.5	144	20,053,253	100.0	
8年災 (県分見込)	—	5,057,640	—	—	—	—	4,298,994	—	

### 県単独土木災害復旧事業

（単位：千円、％）

区分	種別	箇所数	事業費	進捗率
令和7年度 災害復旧	起債対象	13	32,531	100.0
	計	13	32,531	100.0
令和8年度 災害復旧	起債対象	—	72,085	—
	計	—	72,085	—



【被災直後】災害復旧事業(銀鏡川:西都市)



【復旧中】災害復旧事業(銀鏡川:西都市)



【被災直後】災害復旧事業(国道327号:椎葉村)

# 第 6 章

## 砂 防

砂 防 課



# 1 砂防の概況

本県は、総面積の76%が林野で占められ、急峻な地形が多く、シラス等の特殊土壌が広く県土を覆っていることに加え、県南西部に霧島火山を有している。

このように災害の発生しやすい地形条件のうえに、年間降水量は約2,900mm（全国平均の約1.7倍）と多く、台風や梅雨時の集中豪雨のたびに土砂災害を引き起こし、県民の生活にとって、重大な脅威となっている。

こうした土砂災害から県民の生命、財産を守り、安全な県土をつくるため、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害対策を進めている。

## (1) 区域等の指定

### ア 砂防指定地等

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業は、砂防指定地の指定、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び地すべり防止区域の指定地において事業(対策工)を実施することになっている。

### イ 土砂災害警戒区域等

「土砂災害防止法」に基づく、土砂災害警戒区域等の指定を進めており、令和7年度末までに15,327箇所を土砂災害警戒区域に指定している。

### 砂防指定地等の指定状況

(令和8年3月31日現在)

※ 四捨五入の関係で合計が一致しないものがあります。

事務所	区分	砂防指定地		急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域		土砂災害警戒区域等		
		箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	警戒区域等数	発生原因ごとの警戒区域数	
宮崎土木事務所		77	279	140	143	3	89	1,445	急傾斜地の崩壊	1,195
									土石流	238
									地すべり	12
日南土木事務所		156	455	143	154	9	141	1,374	急傾斜地の崩壊	981
									土石流	353
									地すべり	40
串間土木事務所		100	280	77	62	4	50	763	急傾斜地の崩壊	576
									土石流	177
									地すべり	10
都城土木事務所		125	539	111	99	2	54	1,528	急傾斜地の崩壊	1,300
									土石流	221
									地すべり	7
小林土木事務所		188	562	76	82	1	5	1,044	急傾斜地の崩壊	776
									土石流	261
									地すべり	7
高岡土木事務所		138	376	85	88	4	40	785	急傾斜地の崩壊	628
									土石流	145
									地すべり	12
西都土木事務所		97	484	64	61	2	37	696	急傾斜地の崩壊	481
									土石流	188
									地すべり	27
高鍋土木事務所		70	348	41	46	-	-	515	急傾斜地の崩壊	420
									土石流	87
									地すべり	8
日向土木事務所		243	920	215	265	18	266	2,878	急傾斜地の崩壊	2,098
									土石流	698
									地すべり	82
延岡土木事務所		259	743	297	321	3	34	2,353	急傾斜地の崩壊	1,673
									土石流	661
									地すべり	19
西臼杵支庁		162	499	107	140	5	81	1,946	急傾斜地の崩壊	1,479
									土石流	447
									地すべり	20
合計		1,615	5,485	1,356	1,461	51	797	15,327	急傾斜地の崩壊	11,607
									土石流	3,476
									地すべり	244

## (2) ハード対策

### ア 砂防事業

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを目的として、令和7年度末までに堰堤工等の施設を466渓流で整備している。



【砂防】竹ノ内1谷川（宮崎市）

### イ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険箇所は県内全域に分布し、これらの危険箇所を解消するため、令和7年度末までに擁壁工等の施設を808箇所を整備している。



【急傾斜】片田第7・8地区（延岡市）

### ウ 地すべり対策事業

地すべりによる被害を受ける恐れのある箇所に対し、令和7年度末までに集水ボーリング工等の地すべり防止施設を25箇所を整備している。

### 土砂災害警戒区域と整備率

（令和8年3月31日現在）

土砂災害警戒区域の区分	全体数	要整備箇所※	整備済箇所	整備率
土石流	3,471	1,428	466	32.6%
急傾斜地の崩壊	11,566	2,658	808	30.4%
地すべり	244	135	25	18.5%
計	15,281	4,221	1,299	30.9%

※要整備箇所とは、人家5戸以上存在する土砂災害警戒区域数

## (3) ソフト対策

### ア 基礎調査事業

土砂災害の危険性のある区域を住民に早急かつ明確に示すことで、警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を実施している。

### イ 情報基盤整備事業

「宮崎県総合河川砂防情報システム」を構築し、土砂災害危険度情報等の土砂災害に関連する情報を市町村や県民等へ提供することで、警戒避難体制の整備や早期避難を支援している。

### ウ 土砂災害啓発事業

土砂災害に関する防災知識を広く県民に普及・啓発することで、「土砂災害による犠牲者ゼロ」を目指し、各種講習会や広報活動を実施している。



土砂災害警戒区域マップ



土砂災害防止講座実施状況

## 2 令和8年度実施事業の概要

土砂災害から県民の生命、財産を守り、安全な県土づくりを推進するため、次の事項について、重点的に整備を進める。

### (1) ハード対策

#### ア 砂防事業

一級水系については五ヶ瀬川水系外3水系、二級水系については広渡川水系外16水系の流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るため、砂防堰堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を進める。

#### イ 地すべり対策事業

地すべりにより地域の生活基盤や公共施設等に被害を及ぼす恐れが大きい地区において、排土工、排水工等の地すべり防止施設の整備を進める。

#### ウ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を守るため、擁壁工、排水工、法面工等の施設の整備を進める。

#### エ 県単砂防事業

補助事業の対象にならない小規模な砂防工事を実施し、土石流による土砂災害を未然に防止する。また、地すべり防止施設の維持修繕を行い、施設の機能を確保する。

#### オ 県単急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜施設の維持修繕を行い、施設の機能を確保するとともに、補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策工事を実施する。

#### カ 県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業

補助事業の対象とならない市町村が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対して補助を行い、災害の発生を未然に防止する。

## (2) ソフト対策

### ア 基礎調査事業

土砂災害の危険性のある区域を住民に早急かつ明確に示すことで、警戒避難体制を整備し、被害を防止・軽減するため、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称、「土砂災害防止法」）」に基づく区域指定を推進するための調査であり、引き続き新規箇所抽出や各区域における土地利用の状況の確認及び防災対策工事の完了や地形改変に伴う見直し等を含めた基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の変更・再指定等を行う。

### イ 情報基盤整備事業

土砂災害に対する防災体制の強化を図るとともに、警戒避難活動を支援するために整備した宮崎県総合河川砂防情報システムの計画的な更新、機能拡充等の整備を行う。

### ウ 土砂災害防止啓発事業（県単）

土砂災害に関する知識の普及や啓発、防災意識の向上を図るため、地域住民や地域防災組織のリーダーを担う自治会長を対象とした土砂災害防止講座や、小中学生を対象とした土砂災害防止教室の開催及び土砂災害防止に関する絵画・作文を募集する。

また、住民の土砂災害防止法に関する理解と土砂災害警戒区域における警戒避難体制づくりを促進し、早めの避難による被害軽減が図られるように自主避難体制の整備を支援する。



【絵画部門】

令和7年度 国土交通大臣賞（最優秀賞）

### 3 事業実施状況

#### (1) 公共事業実施状況

(単位:千円)

事業名		年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
			決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
通常砂防	通常砂防事業 (砂防メンテナンス事業含む)	箇所数	68	64	76	82	71
		金額	4,345,650	3,266,419	3,374,919	3,285,538	2,715,955
火山噴火緊急減災対策事業		箇所数	1	2	1	2	1
		金額	20,900	81,350	51,350	50,900	32,000
地すべり対策事業		箇所数	2	5	7	8	6
		金額	186,700	153,900	240,000	141,075	130,625
砂防設備等緊急改築事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	-	-	-	-	-
治水情報基盤総合整備事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	27,170	83,572	27,592	81,750	62,700
砂防基礎調査事業 (地すべり含む)		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	141,650	396,750	613,500	1,038,900	420,000
長寿命化計画策定事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	-	-	-	-	-
土砂洪水氾濫対策事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	30,000	140,000	151,350	36,000	-
特定緊急砂防事業		箇所数	1	1	-	-	-
		金額	271,700	418,000	-	-	-
災害関連緊急砂防事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	-	-	-	-	219,400
急傾斜	急傾斜地崩壊対策事業 (砂防メンテナンス事業含む)	箇所数	63	59	53	48	39
		金額	3,657,298	2,173,198	1,783,535	1,173,535	1,359,545
急傾斜地情報基盤整備事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	27,170	83,572	27,592	-	-
急傾斜地基礎調査事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	141,650	396,750	613,500	-	-
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業		箇所数	1	1	-	-	-
		金額	19,877	3,050	-	-	5,700
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業		箇所数	-	-	-	-	-
		金額	-	-	-	-	53,000
小計			8,869,765	7,196,561	6,883,338	5,807,698	4,998,925
国の実施する直轄砂防事業に係る負担金		箇所数	-	-	-	-	-
		負担金	331,799	320,366	269,499	226,483	226,560
合計			9,201,564	7,516,927	7,152,837	6,034,181	5,225,485

## (2) 県単事業実施状況

(単位:千円)

事業名	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8	
	決算額	決算額	決算額	決算額	予算額	
砂防事業	県単砂防事業	71,400	94,500	94,500	94,500	94,500
	県単砂防修繕等事業	511,450	281,300	248,300	192,300	192,300
	砂防調査事業	46,750	42,000	42,000	42,000	42,000
	県単急傾斜地崩壊対策事業	264,657	182,457	147,457	127,457	127,457
	自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業	214,000	265,000	300,000	345,662	346,000
	地域総合メンテナンス事業	13,020	13,020	33,000	33,000	33,000
	土砂災害防止啓発推進事業	1,857	1,857	1,829	1,829	1,829
	合計	1,123,134	880,134	867,086	836,748	837,086

# 第7章

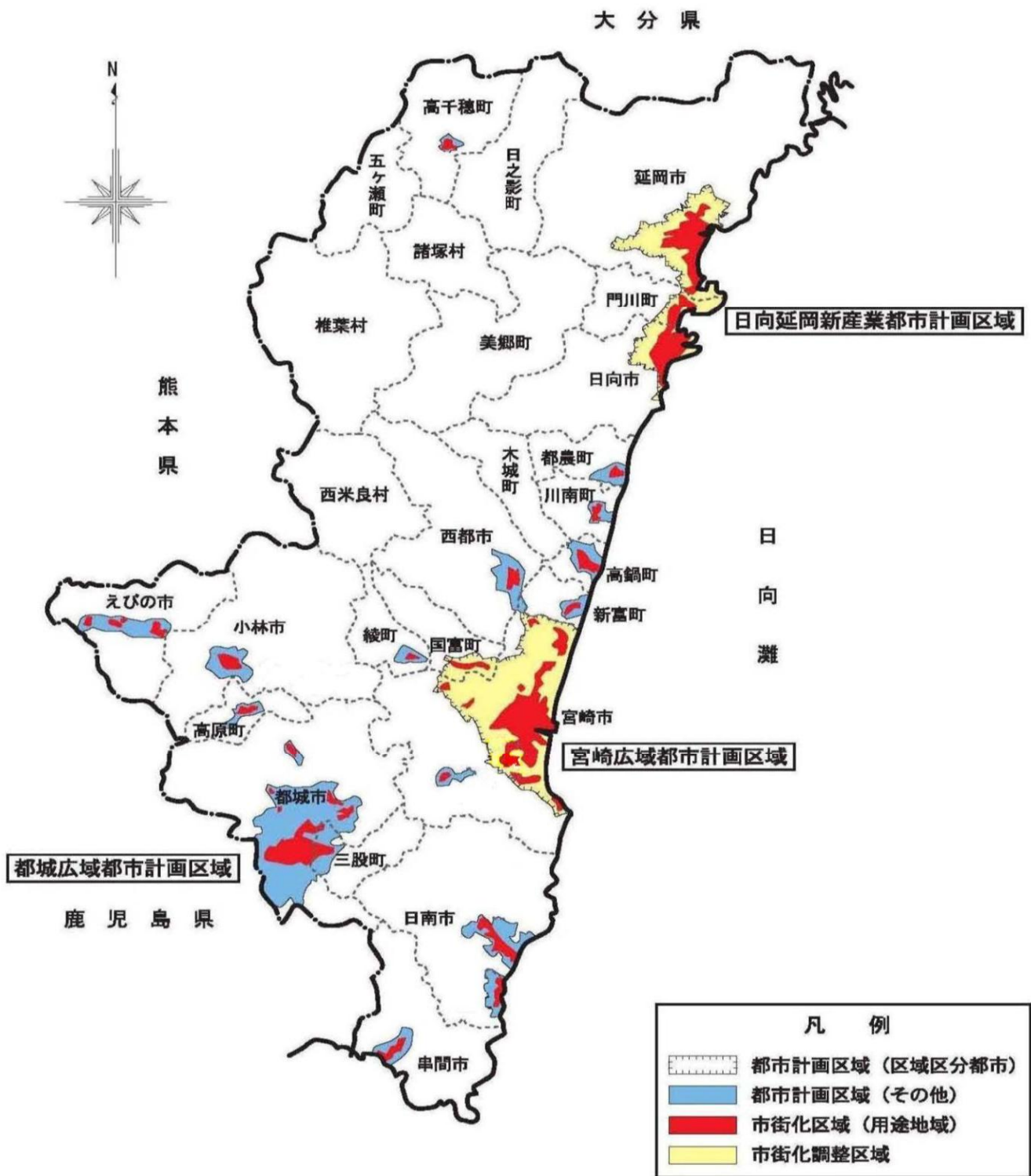
## 都市計画

都市計画課





# 宮崎県都市計画区域指定図



## 都市計画区域

(令 7.4.1 現在)

区域名	都市名	最終区域 指定年月日	法指定 年月日	国勢調査 R2人口 (千人)	面積 (ha)	
					都市計画 区域	うち市街化区 域・用途地域
宮崎広域	宮崎市	H17. 4.25	S 5. 4.10	379. 2	27, 578	6, 260
	国富町	S45.11.14	S30. 4. 4	12. 0	2, 130	316
	小 計			391. 2	29, 708	6, 576
日向延岡 新産業	延岡市	S56. 7. 3	S 8.11.21	105. 5	10, 376	2, 510
	日向市	S56. 7. 3	S 9. 2. 7	53. 0	5, 105	1, 739
	門川町	S56. 7. 3	S11. 7.31	16. 7	1, 879	517
	小 計			175. 2	17, 360	4, 766
都城広域	都城市	S57.2.12	S 5. 4.10	143. 1	16, 391	2, 713
	三股町	S45.11.14	S25.10.28	24. 4	2, 200	528
	小 計			167. 5	18, 591	3, 241
日 南	日南市	S52.12. 6	S 8.11.10	33. 6	4, 096	943
小 林	小林市	S44. 5.20	S10.11.10	25. 0	2, 360	495
串 間	串間市	H14. 4. 18	S 9. 2. 7	9. 4	1, 701	314
西 都	西都市	H10. 6. 1	S16. 5.26	17. 6	2, 571	386
えびの	えびの市	S44. 5.20	S 8.11.10	12. 5	3, 080	576
田 野	宮崎市田野	S44. 5.20	S25.10.28	8. 2	765	235
南 郷	日南市南郷	S53. 6. 9	S10. 2. 8	6. 9	863	129
高 崎	都城市高崎	S52.12. 6	S27. 7.25	2. 9	427	142
高 原	高原町	S44. 5.20	S 9. 9. 4	4. 3	950	257
綾	綾 町	S44. 5.20	S30. 4. 4	5. 0	842	131
高 鍋	高鍋町	H10. 6. 1	S13. 8.16	17. 2	1, 978	540
新 富	新富町	H27.4.13	S16. 5.26	7. 0	737	207
川 南	川南町	S53. 6. 9	S19. 3.11	5. 0	733	265
都 農	都農町	H12. 3.31	S 8.11.21	6. 4	1, 148	254
高千穂	高千穂町	S44. 5.20	S13.10.13	4. 0	563	205
合計 (9市10町 18都市計画区域)				898. 9	88, 473	19, 662

注1 市街化区域は、宮崎広域及び日向延岡新産業都市計画区域のみ。

注2 西都都市計画区域には、新富町の一部(95ha)を含む。

注3 一部、端数処理により合計値が一致しない箇所がある。

## 2 都市計画事業の概要

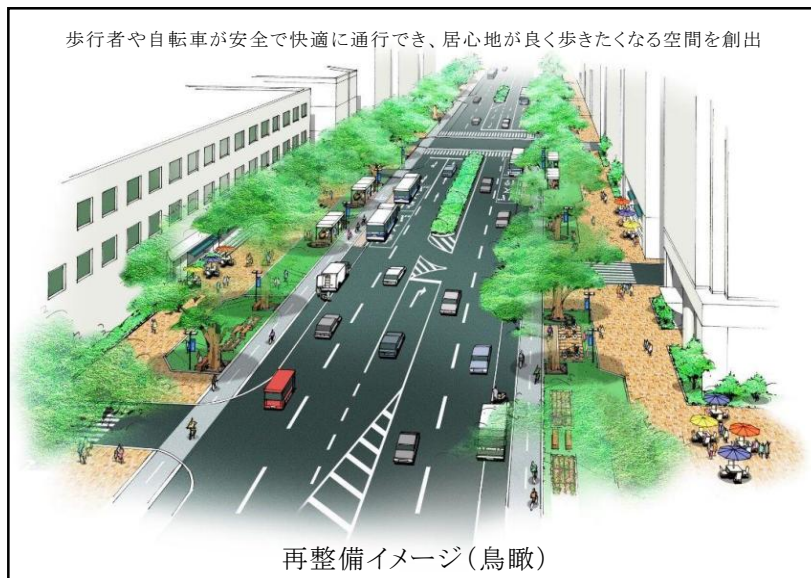
### (1) 街路事業の状況

用途地域内における幹線街路の改良率

(令 7.3.31 現在)

区 分	計 画 延 長 (m)	改 良 延 長 (m)	改 良 率 (%)
一 般 国 道	1 2 1, 6 4 3	9 4, 6 9 6	7 7. 8
県 道	1 7 5, 1 6 6	1 5 6, 7 4 1	8 9. 5
市 町 村 道	4 2 0, 4 4 5	3 2 6, 1 6 6	7 7. 6
合 計	7 1 7, 2 5 4	5 7 7, 6 0 3	8 0. 5

《 参考 》 高千穂通り道路空間再編事業(宮崎市:高千穂通線)



整備後の状況



イベントの開催状況

(2) 土地区画整理事業の状況

令7.4.1 現在

都市名	施行者	施行済		施行中		計		備考
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
宮崎市	①	8	278.4			8	278.4	① 個人 ② 組合 ③ 公共団体 ④ 行政庁 ⑤ 公社
	②	28	550.3			28	550.3	
	③	14	783.1	1	88.4	15	871.5	
	④	1	129.2			1	129.2	
	⑤	1	44.7			1	44.7	
	計	52	1,785.7	1	88.4	53	1,874.1	
都城市	①	5	11.8			5	11.8	
	②	7	201.6			7	201.6	
	③	11	733.3			11	733.3	
	④	1	102.7			1	102.7	
	計	24	1,049.4			24	1,049.4	
延岡市	①	2	28.6			2	28.6	
	②	18	270.7			18	270.7	
	③	6	271.0			6	271.0	
	④	1	93.3			1	93.3	
	計	27	663.6			27	663.6	
日南市	①	1	6.6			1	6.6	
	②	1	7.2			1	7.2	
	③	7	255.0			7	255.0	
	④	1	27.0			1	27.0	
	計	10	295.8			10	295.8	
小林市	②	1	17.2			1	17.2	
	③	2	27.1			2	27.1	
	計	3	44.3			3	44.3	
日向市	①	2	2.8			2	2.8	
	②	8	126.0			8	126.0	
	③	6	337.5	2	109.2	8	446.7	
	④	1	10.8			1	10.8	
	計	17	477.1	2	109.2	19	586.3	
串間市	②	2	20.9			2	20.9	
	③	2	54.0			2	54.0	
	計	4	74.9			4	74.9	
西都市	①	1	1.8			1	1.8	
	③	5	135.1			5	135.1	
	計	6	136.9			6	136.9	
えびの市	②	1	71.0			1	71.0	
	計	1	71.0			1	71.0	

※施行中とは、事業計画決定等から換地処分まで

都市名	施行者	施行済		施行中		計		備考
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
三股町	①	1	8.3			1	8.3	① 個人 ② 組合 ③ 公共団体 ④ 行政庁 ⑤ 公社
	③	3	87.6			3	87.6	
	計	4	95.9			4	95.9	
国富町	②	2	22.3			2	22.3	
	計	2	22.3			2	22.3	
高鍋町	②	1	5.1			1	5.1	
	③	3	95.7			3	95.7	
	④	1	17.5			1	17.5	
	計	5	118.3			5	118.3	
新富町	②	1	24.3			1	24.3	
	③	2	67.3			2	67.3	
	計	3	91.6			3	91.6	
都農町	②	1	44.0			1	44.0	
	③	1	56.3			1	56.3	
	計	2	100.3			2	100.3	
門川町	②	1	2.4			1	2.4	
	③	6	227.4			6	227.4	
	計	7	229.8			7	229.8	
高千穂町	②	2	10.0			2	10.0	
	計	2	10.0			2	10.0	
	①	20	338.3			20	338.3	
	②	74	1,373.0			74	1,373.0	
	③	68	3,130.4	3	197.6	71	3,328.0	
	④	6	380.5			6	380.5	
	⑤	1	44.7			1	44.7	
	計	169	5,266.9	3	197.6	172	5,464.5	

※施行中とは、事業計画決定等から換地処分まで

## (3) 水道事業の市町村別水道普及状況

(令7.3.31現在)

市町村名	行政区 域内 人口 (A)	上水道			簡易水道			専用水道			合 計			普及 率 B/A %
		箇所 数	計画 給水人 口	現在 給水人 口	箇所 数	計画 給水人 口	現在 給水人 口	箇所 数	確認時 給水人 口	現在 給水人 口	箇所 数	計画 給水人 口	現在給水 人口(B)	
宮崎市	391,823	1	395,782	390,127				7	32,311	294	8	395,782	390,127	99.6
都城市	158,901	1	148,340	146,483	14	11,426	6,792	13	2,455	1,003	34	162,819	154,531	97.2
延岡市	110,078	1	120,900	108,116				6	6,010	20	9	127,100	108,172	98.3
日南市	47,648	1	52,470	45,951	1	259		2	310	221	4	53,039	46,172	96.9
小林市	40,532	3(2)	43,382	39,170				1			9	44,722	39,968	98.6
日向市	57,120	1	70,500	52,672	1	3,230	2,392	1			5	74,560	55,578	97.3
串間市	14,846	2(1)	16,040	14,676	1	300	68	2	674	70	5	17,014	14,814	99.8
西都市	26,760	3 (2)	31,045	24,076	1	160	128				5	31,705	24,268	90.7
えびの市	16,806	1	19,990	16,291	1	340	192	1			7	20,750	16,605	98.8
三股町	25,586	1	26,200	25,564				2	526	126	2	26,683	25,756	100.7
高原町	7,821	1	9,842	7,708							1	9,842	7,708	98.6
国富町	18,143	2 (1)	20,964	18,051				1	125		3	21,089	18,051	99.5
綾町	6,722	2 (1)	7,329	6,475				1			3	7,329	6,475	96.3
高鍋町	18,901	2 (1)	23,150	18,920							2	23,150	18,920	100.1
新富町	16,437	3 (2)	19,460	16,223							4	19,460	16,223	98.7
西米良村	930				1	730	703				1	730	703	75.6
木城町	4,680	1 (1)	550	354	3	4,688	4,197				4	5,238	4,551	97.2
川南町	14,450	1	14,900	13,957							1	14,900	13,957	96.6
都農町	9,361	1	9,900	9,141							1	9,900	9,141	97.6
門川町	16,919	1	17,000	16,253	2	491	175				3	17,491	16,428	97.1
諸塚村	1,257				1	680	601				1	680	601	47.8
椎葉村	2,142				1	960	830				1	960	830	38.7
美郷町	4,448				1	4,820	3,900	1			2	4,820	3,900	87.7
高千穂町	10,402	1	8,900	5,310	24	11,652	4,067				26	20,672	9,410	90.5
日之影町	3,366	1(1)	100	50	1	2,909	2,369				2	3,009	2,419	71.9
五ヶ瀬町	2,912				4	4,443	2,115	1			5	4,443	2,115	72.6
総計	1,028,991	31 (12)	1,056,744	975,568	57 15	47,088 3,998	28,529 1,820	31 14	10,057 34,145	1,506 420	148	1,117,887	1,007,423	97.9

(注)

1) 上水道の箇所数の( )は、隣接市町から行政区域外給水を受けている地域数を内数で記入している。

例えば自己上水道1箇所、隣接市上水道からの行政区域外給水1箇所の場合、上水道の箇所数「2(1)」と記入している。更に上水道箇所に一ツ瀬広域水道企業団が1として加わり、木城町、高鍋町、西都市、新富町にそれぞれ給水している。したがって、合計箇所数は、総括表とは必ずしも一致しない。なお、都城市上水道は、鹿児島県の曾於市に一部給水しており、その関係数値は、集計から除外している。

2) 専用水道のうち、上水道から受水しているものは、上水道の給水人口に含まれるため、専用水道には箇所数のみを記入している。

簡易水道及び飲料水供給施設の上欄は公営、下欄は組合営である。

専用水道の上欄は自己水源、下欄は上水道受水である。

#### (4) 公共下水道事業の状況

(令7.3.31 現在)

都市名	処理区名	下水道整備状況				
		区域面積		行政人口	処理人口	普及率
		都市計画	事業計画			
		ha	ha	人	人	%
宮崎市		7,321	7,937	392,274	360,837	92.0%
	宮崎処理区	3,092	3,095			
	大淀処理区	2,733	3,141			
	木花処理区	464	578			
	青島処理区	143	172			
	田野処理区	276	279			
	佐土原処理区	613	672			
都城市		2,454	2,491	161,932	72,216	44.6%
	中央処理区	639	639			
	都城処理区	1,263	1,263			
	山之口処理区	157	157			
	高城処理区	193	193			
	山田処理区	62	99			
	高崎処理区	140	140			
延岡市		2,482	2,209	112,864	87,681	77.7%
	妙田処理区	2,009	1,725			
	一ヶ岡処理区	473	471			
	阿蘇処理区	—	8			
	直海処理区	—	5			
日南市		753	825	47,648	20,198	42.4%
	日南処理区	753	644			
	北郷処理区	—	181			
小林市		390	460	41,601	10,786	25.9%
	小林処理区	390	390			
	野尻処理区	—	70			
日向市	日向処理区	1,377	877	57,504	34,469	59.9%
串間市	串間処理区	403	144	15,810	3,773	23.9%
西都市	西都処理区	630	665	27,854	14,201	51.0%
三股町	中央処理区	502	499	25,586	13,269	51.9%
国富町	国富処理区	257	257	18,143	7,780	42.9%
綾町	綾処理区	183	182	6,687	4,049	60.6%
高鍋町	高鍋処理区	560	233	19,184	7,184	37.4%
西米良村	西米良処理区	—	23	962	370	38.5%
木城町	木城処理区	—	127	4,680	3,385	72.3%
川南町	川南処理区	197	182	14,450	3,312	22.9%
諸塚村	諸塚処理区	—	9	1,363	203	14.9%
高千穂町	高千穂処理区	227	227	10,658	3,586	33.6%
宮崎県計		17,736	17,347	(959,200) 1,040,961	647,299	62.2%

※ 宮崎県計の「行政人口」の(上段)は下水道のある市町村の小計。下段が全県の「行政人口」となる。

(5) 都市公園の整備状況

(令7.3.31 現在)

市町村名	都市計画人口 (千人)	都市公園合計		一人当都市公園面積(m <sup>2</sup> )	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園	
		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
宮崎市	387.4	225	797.18	20.58	178	37.24	14	28.36	6	49.50	3	60.43	3	86.35
都城市	146.0	94	365.60	25.04	74	22.30	6	13.80	2	9.70	4	154.80	5	48.40
延岡市	105.5	115	174.01	16.49	83	17.34	4	10.50	1	5.80			1	46.80
日南市	40.5	33	45.89	11.33	28	7.33					3	22.40	1	13.16
小林市	25.0	4	56.21	22.48					2	10.70			1	24.10
日向市	53.0	43	123.66	23.33	34	9.64	3	3.70			1	24.12	1	52.50
串間市	9.4	14	22.28	23.70	12	2.71							1	19.37
西都市	17.6	21	113.56	64.52	13	3.64	2	3.80	2	6.52	1	24.10	1	10.00
えびの市	12.5	2	7.80	6.24			1	1.40					1	6.40
三股町	24.4	15	48.86	20.02	6	1.96	7	7.60			1	24.30	1	15.00
高原町	4.3	2	19.33	44.95	1	0.20							1	19.13
国富町	12.0	1	5.60	4.67									1	5.60
綾町	5.0	1	11.00	22.00							1	11.00		
高鍋町	17.2	17	24.41	14.19	10	1.78	2	3.70					2	10.00
新富町	7.0	2	10.23	14.61							1	4.51		
川南町	5.0	3	14.41	28.82	1	0.41	1	2.80					1	11.20
都農町	6.4	4	14.69	22.95	2	0.39	1	3.30			1	11.00		
門川町	16.7	23	20.19	12.09	19	4.69	3	5.20			1	10.30		
高千穂町	4.0	1	11.40	28.50							1	11.40		
計	898.9	620	1,886.31	20.98	461	109.63	44	84.16	13	82.22	18	358.36	21	368.01

(令7.3.31 現在)

市町村名	広域公園		風致公園		動植物公園		歴史公園		墓園		都市緑地		緑道		カントリーパーク	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
宮崎市	2	295.60	3	56.06			2	17.61	4	53.15	8	109.18	2	3.70		
都城市			1	49.00	1	6.70					1	60.90				
延岡市			1	20.00	1	8.70	2	14.40	1	4.80	19	30.97	1	3.40	1	11.30
日南市											1	3.00				
小林市															1	21.41
日向市			1	11.90					1	8.90	1	2.80			1	10.10
串間市											1	0.20				
西都市							1	62.10					1	3.40		
えびの市																
三股町																
高原町																
国富町																
綾町																
高鍋町			1	6.13							2	2.80				
新富町			1	5.72												
川南町																
都農町																
門川町																
高千穂町																
計	2	295.60	8	148.81	2	15.40	5	94.11	6	66.85	33	209.85	4	10.50	3	42.81

### 3 令和8年度実施事業の概要

#### (都市計画事業の基本方針)

- ① 各都市の特性に応じ、適正かつ合理的な土地利用を図る。
- ② 都市の機能を高めるため、街路等の都市施設を整備し、土地区画整理事業を進めることにより、住みよい環境づくりを推進する。
- ③ 快適で質の高い街づくりを推進するため、都市公園及び上下水道の整備を図る。
- ④ うるおいとやすらぎのある美しい景観づくりを推進するため、美しい街並みの形成を図るとともに、都市緑化の推進や屋外広告物の規制・誘導を行う。

#### (1) 街路事業

都市部における円滑な交通の確保や通学路の安全対策に資する街路整備等に取り組んでおり、現在、県事業としては、安賀多通線など11箇所において整備を進めている。

#### (2) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、中心市街地の活性化や密集住宅地の環境整備、スプロール地区の早期整備、住宅地の開発整備など多様化する都市整備の要求に対応するため、現在、2市3地区(197ha)で事業が進められている。

#### (3) 上下水道整備事業

上下水道事業の役割は安定した給水と適切な汚水処理であるが、高度経済成長期に整備された施設・管路が老朽化しているため、計画的な修繕・更新に取り組んでいる。

また、人口減少社会を見据え、最新技術(DX)の導入による点検の効率化や、広域連携による運営コストの削減に取り組んでいる。

#### (4) 都市公園整備事業

都市における良好な環境の形成や県民の自然とのふれあいの場の確保、さらに、広域的なレクリエーション施設や防災活動拠点等の確保を図るため、宮崎県総合運動公園など6つの都市公園等において、施設の維持・更新などの整備を行っている。

また、宮崎県総合運動公園などにおいて、令和9年に開催される国民スポーツ大会等に向けた施設整備や「スポーツランドみやざき」推進のための施設の改修及び修繕を行う。

宮崎県総合運動公園



宮崎県自転車競技場 整備状況  
R8.1 競技場供用開始

## 4 事業実施状況

(1) 県施行分 (1 / 3)

(単位：千円)

事業名		年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
			決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
都市計画 街路事業	公共事業 補助・交付金事業 (街路)	箇所数	10	11	12	11	11
		金額	1,192,076	973,574	1,308,805	1,381,307	2,767,818
	公共計	箇所数	10	11	12	11	11
		金額	1,192,076	973,574	1,308,805	1,381,307	2,767,818
	街路事業	箇所数	9	7	9	5	5
		金額	16,531	29,610	27,623	103,503	10,618
	宮崎駅西口駅前広場 整備事業	箇所数	-	-	-	-	-
		金額	-	-	-	-	-
	都市計画調査	箇所数	4	5	4	5	5
		金額	45,222	48,978	17,044	23,836	36,229
	都市計画受託事業	箇所数	1	1	1	1	2
		金額	4,338	4,339	836	704	1,314
	単 独 計	箇所数	14	13	14	11	12
		金額	66,091	82,927	45,503	128,043	48,161
計	箇所数	24	24	26	22	23	
	金額	1,258,167	1,056,501	1,354,308	1,509,350	2,815,979	

## (1) 県施行分(2/3)

(単位:千円)

事業名		年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
			決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
土地 区画 整理 事業	県 単 独 事 業	公共団体区画 整理負担金	箇所数	2	-	-	-
			金額	37,266	-	-	-
	単 独 計	箇所数	2	-	-	-	
		金額	37,266	-	-	-	
	計	箇所数	2	-	-	-	
		金額	37,266	-	-	-	
都 市 再 生 整 備 計 画 事 業	公 共 事 業	補助事業 (まちなかウォークラブル推進事業)	箇所数	-	-	1	1
			金額	-	-	54,600	195,902
	公 共 計	箇所数	-	-	1	1	
		金額	-	-	54,600	195,902	71,898
	計	箇所数	-	-	1	1	
		金額	-	-	54,600	195,902	71,898
景 観 事 業	県 単 独 事 業	住みよいふるさと 広告景観づくり事業	箇所数	1	1	1	1
			金額	44,012	49,937	62,879	65,020
	美 し い 宮 崎 づ く り 推 進 事 業	箇所数	1	1	1	1	
		金額	8,970	11,147	10,592	11,180	13,269
	単 独 計	箇所数	2	2	2	2	
		金額	52,982	61,084	73,471	76,200	97,379
計	箇所数	2	2	2	2		
	金額	52,982	61,084	73,471	76,200	97,379	
都 市 計 画 事 業	県 単 独 事 業	都市計画基本方針等 改定事業	箇所数	-	-	-	-
			金額	-	-	-	-
	都 市 計 画 区 域 マ ス ター プ ラ ン 改 定 事 業	箇所数	-	-	1	1	
		金額	-	-	15,000	15,000	15,000
	都 市 計 画 に 関 す る 基 礎 調 査 実 施 事 業	箇所数	1	1	1	1	
		金額	67,998	27,862	42,470	42,470	42,470
単 独 計	箇所数	1	1	2	2		
	金額	67,998	27,862	57,470	57,470	57,470	
計	箇所数	1	1	2	2		
	金額	67,998	27,862	57,470	57,470	57,470	
津 波 防 災 地 域 づ く り 推 進 事 業	県 単 独 事 業	津波防災地域づくり推 進事業	箇所数	-	1	-	-
			金額	-	14,512	-	-
	単 独 計	箇所数	-	1	-	-	
		金額	-	14,512	-	-	
	計	箇所数	-	1	-	-	
		金額	-	14,512	-	-	

## (1) 県施行分 (3/3)

(単位：千円)

事業名		年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
			決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
下水道事業	公共事業	汚水処理広域化・共同化調査事業	箇所数	-	-	-	-
			金額	-	-	-	-
	公共計	箇所数	-	-	-	-	
		金額	-	-	-	-	
	計	箇所数	0	0	0	0	
		金額	0	0	0	0	
公園事業	公共事業	公共都市公園整備事業	箇所数	1	3	3	3
			金額	574,335	607,649	1,107,511	1,323,090
		公共計	箇所数	1	3	3	3
			金額	574,335	607,649	1,107,511	1,323,090
	県単事業	県単都市公園整備事業	箇所数	6	6	6	6
			金額	253,653	285,450	227,315	1,397,000
		総合運動公園津波避難施設整備事業	箇所数	-	-	-	-
			金額	-	-	-	-
		総合運動公園無線放送設備津波対策事業	箇所数	1	1	1	-
			金額	37,059	50,000	100,000	-
		総合運動公園北遊水池排水機場大規模更新事業	箇所数	1	1	1	-
			金額	23,759	270,000	400,000	-
		単独計	箇所数	8	8	8	6
			金額	314,471	605,450	727,315	1,397,000
		計	箇所数	9	11	11	9
			金額	888,806	1,213,099	1,834,826	2,720,090
	公共計		箇所数	11	14	15	15
			金額	1,766,411	1,581,223	3,947,227	2,900,299
	単独計		箇所数	27	25	24	21
			金額	538,808	791,835	930,325	1,658,713
	合計		箇所数	38	39	39	36
			金額	2,305,219	2,373,058	4,877,552	4,559,012
							5,874,851

## (2) 市町村施行分 (1/2)

(単位:千円)

事業名		年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
			決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
都市計画街路事業	交付金事業 (街路)	箇所数	5	6	6	5	3
		金額	1,713,294	2,498,244	1,102,836	996,285	453,758
	補助事業 (道路メンテナンス事業)	箇所数	-	-	-	-	-
		金額	-	-	-	-	-
	補助事業 (道路交通安全対策事業)	箇所数	3	3	3	2	2
		金額	541,230	500,410	270,969	350,520	744,180
	計	箇所数	8	9	9	7	5
		金額	2,254,524	2,998,654	1,373,805	1,346,805	1,197,938
土地区画整理事業	交付金事業 (区画)	箇所数	3	3	3	3	3
		金額	1,402,375	1,297,361	934,189	1,261,167	1,203,616
都市再生整備計画関連事業	交付金事業 (都市再生整備計画事業)	箇所数	5	5	5	5	5
		金額	256,840	207,817	154,395	462,549	1,799,189
	補助事業 (都市構造再編集集中支援事業)	箇所数	3	5	4	6	6
		金額	700,156	599,165	467,611	777,001	2,084,285
	計	箇所数	8	10	9	11	11
		金額	956,996	806,982	622,006	1,239,550	3,883,474
都市防災総合推進事業	交付金事業	箇所数	2	2	2	2	2
		金額	64,404	81,986	10,690	67,099	109,967

## (2) 市町村施行分 (2/2)

(単位：千円)

事業名		年度	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
			決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
上下水道事業	水道交付金事業	箇所数	-	-	-	-	21
		金額	-	-	-	-	911,654
	水道補助事業	箇所数	-	-	-	-	4
		金額	-	-	-	-	931,168
	下水道交付金事業	箇所数	17	17	16	17	16
		金額	6,806,703	7,969,078	7,969,078	800,797	11,838,284
	下水道補助事業	箇所数	4	3	5	8	8
		金額	165,453	1,692,520	2,596,416	822,782	3,861,820
	計	箇所数	21	20	21	25	49
		金額	6,972,156	9,661,598	10,565,494	1,623,579	17,542,926
公園事業	公園	箇所数	9	9	9	10	11
		金額	2,675,312	9,985,380	6,209,720	4,352,084	994,900
	計	箇所数	9	9	9	10	11
		金額	2,675,312	9,985,380	6,209,720	4,352,084	994,900
市町村計		箇所数	51	53	54	56	60
		金額	14,325,767	24,831,961	21,960,197	12,370,658	18,537,826

※水道事業は、令和8年度より県土整備部へ移管。

## 5 景 観

### (1) 景観行政の概要

これまで本県では、昭和44年に沿道修景美化条例を制定し、豊かな自然を生かした美しい県土づくりを全国に先駆けて取り組むなど、景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県の創造に取り組んできた。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢化の時代を迎える中、本県においても、今後、担い手不足から、地域の人々によって守られてきた景観が損なわれることが懸念されている。

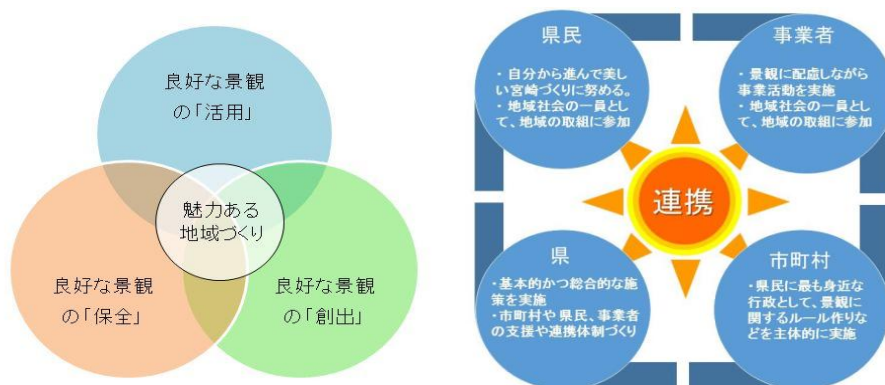
また、価値観の変化や環境意識の高まり、旅行者のニーズの多様化や交流圏域の拡大に伴い、以前にも増して、地域の特性を生かした景観の保全、創出又は活用が求められている。

このようなことから、市町村、県民及び事業者と連携し、良好な景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりを推進することを目的とした「美しい宮崎づくり推進条例」を平成29年4月に施行するとともに、条例に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「美しい宮崎づくり推進計画」を平成29年11月に策定した。

現在は、推進計画に基づく施策を全庁的に推進するとともに、美しい宮崎づくりに関する県民、事業者の気運を高めるための普及啓発等を行い、市町村、県民、事業者との協働による美しい宮崎づくりを推進している。

#### ① 美しい宮崎づくり推進条例の概要

良好な景観を「守る」こと、新たに良好な景観を「創り出す」こと、又はこれらの景観を「活用する」ことにより、「魅力ある地域づくり」を推進し、「県民の心豊かな暮らし」と「活力ある地域社会」の実現を目的としている。



県、市町村、県民、事業者が連携し、美しい宮崎の景観を「県民共有の財産」として、将来の世代に引き継いでいけるよう、以下のような取組を推進していく。

#### 推進計画の策定及び推進体制の整備

#### 地域の特性を生かした景観の保全及び創出

- ・県民や事業者と連携し、自然景観や農山漁村景観、まちなみ景観等の保全及び創出を推進
- ・広域的景観の保全及び創出を推進

#### 景観を資源として活用するための環境づくり

- ・県民や事業者と連携し、ビューポイントの整備や、沿道・沿線の整備等を推進
- ・もてなしと賑わいの空間づくりの推進や積極的な情報発信等を実施

#### 公共事業に係る良好な景観の形成

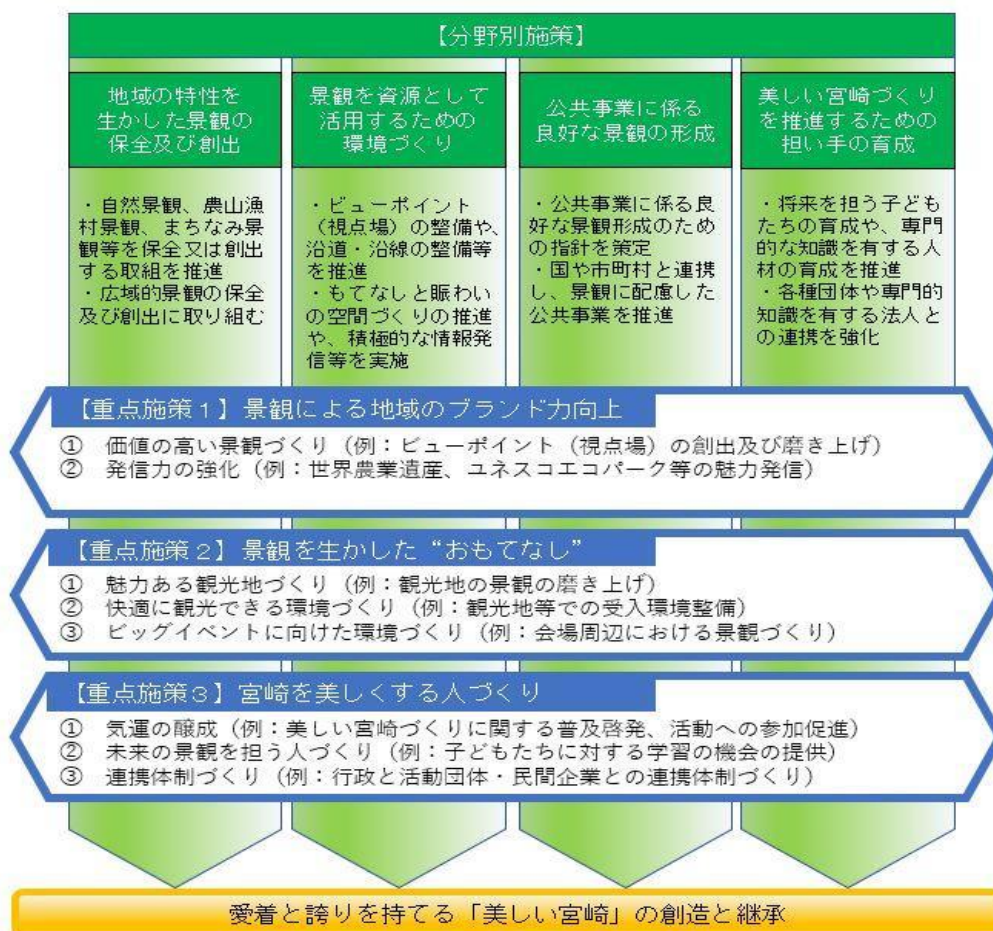
- ・公共事業に係る良好な景観形成のための指針を制定
- ・国や市町村と連携し、景観に配慮した公共事業を推進

#### 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成

- ・県民や事業者と連携し、将来を担う子供達の育成や専門的な知識を有する人材の育成を推進
- ・各種団体や専門的知識を有する法人との連携を強化
- ・毎年11月を「美しい宮崎づくり推進強化月間」と定め、様々な取組を展開

## ② 美しい宮崎づくり推進計画の概要

美しい宮崎づくり推進条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年度から令和8年度までの計画期間中に取り組むべき3つの重点施策として、「景観による地域のブランド力向上」、「景観を生かした“おもてなし”」、「宮崎を美しくする人づくり」を定め、市町村や県民、事業者との連携により、「愛着と誇りを持てる『美しい宮崎』の創造と継承」を目指すこととしている。



国民文化祭や国民スポーツ大会等の本県開催を好機と捉え、身近な場所から居住するまち、そして県内全域へと、美しい宮崎づくりを拡げていく。

## ③ 景観計画の策定状況

本県は、愛媛県に次いで全国で2番目に全市町村が景観行政団体（景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体）に移行（平成27年3月1日付け）したほか、全国で初めて全市町村が景観計画を策定（令和4年4月1日付け）している。

これにより、県内各地で景観計画の策定や景観重要建造物の指定などを通して、地域の自然や歴史、文化等を生かした美しい県土づくりが進められている。

④ 景観法に基づく各種施策の施行状況

景観行政団体になると、景観に関する総合計画である「景観計画」を策定することができる。景観計画では、対象区域と景観づくりの方針、届出対象となる行為の制限、景観形成上必要な基準を定めることができ、基準を超えた場合は勧告を出すことができる。

また、景観計画の区域では、景観法に基づく様々な施策の実施が可能となる。

景観条例 (24市町村)

(令8.3.31現在)

景観行政団体名	公布年月日	施行年月日	景観条例の名称
日南市	平成18年12月15日	平成19年1月15日	日南市美しいまちづくり景観基本条例
綾町	平成19年3月29日	平成19年4月1日	綾町照葉の里景観条例
宮崎市	平成19年9月28日	平成20年1月1日	宮崎市景観条例
日向市	平成20年2月28日	平成20年4月1日	日向市景観条例
西都市	平成21年3月30日	平成21年5月20日	西都市景観基本条例
延岡市	平成23年3月31日	平成23年10月1日	延岡市景観条例
日之影町	平成23年12月13日	平成24年4月1日	日之影町景観条例
椎葉村	平成24年3月15日	平成24年6月1日	椎葉村景観条例
都城市	平成25年9月24日	平成26年4月1日	都城市みどりと景観のまちづくり条例
高鍋町	平成26年3月19日	平成26年7月1日	高鍋町景観条例
小林市	平成27年12月22日	平成28年4月1日	小林市景観条例
諸塚村	平成29年3月8日	平成29年4月1日	諸塚村景観条例
高千穂町	平成30年3月20日	平成30年4月1日	高千穂町景観条例
門川町	平成30年9月7日	平成30年9月7日	門川町景観条例
えびの市	平成31年3月26日	令和1年7月1日	えびの市景観条例
西米良村	平成31年4月1日	平成31年4月1日	西米良村景観条例
高原町	令和1年9月9日	令和1年9月9日	高原町景観条例
新富町	令和2年4月1日	令和2年4月1日	新富町景観条例
三股町	令和2年10月1日	令和2年10月1日	三股町景観条例
美郷町	令和2年10月1日	令和2年10月1日	美郷町景観条例
都農町	令和3年6月14日	令和3年6月14日	都農町景観条例
木城町	令和3年7月7日	令和3年9月1日	木城町景観条例
五ヶ瀬町	令和3年12月9日	令和4年4月1日	五ヶ瀬町景観条例
串間市	令和4年9月22日	令和5年1月1日	串間市景観条例

景観計画 (26市町村 31計画)

(令8.3.31現在)

景観行政団体名	策定(公示)年月日	施行年月日	景観計画の名称
綾町	平成19年9月12日	平成19年10月1日	綾町景観形成計画
日南市	平成19年10月1日	平成19年11月1日	港町油津景観計画
	平成25年4月1日	平成25年5月1日	棚田の里酒谷景観計画
	平成26年4月1日	平成26年5月1日	城下町飢肥景観計画
宮崎市	平成19年10月1日	平成20年1月1日	宮崎市景観計画
西都市	平成22年3月1日	平成22年4月1日	西都市景観計画
日向市	平成22年4月30日	平成22年10月1日	細島地区景観計画
	平成23年9月30日	平成24年1月1日	牧水の里景観計画
	平成24年10月31日	平成25年1月1日	美々の里景観計画
	平成27年12月18日	平成28年4月1日	日豊海岸地域景観計画
延岡市	平成23年4月1日	平成23年10月1日	延岡市景観計画
日之影町	平成23年12月13日	平成24年4月1日	日之影町景観計画
椎葉村	平成24年3月15日	平成24年6月1日	椎葉村景観計画
都城市	平成25年8月26日	平成25年9月1日	都城市みどりと景観のまちづくり計画
高鍋町	平成25年10月21日	平成26年4月1日	高鍋町景観計画
西米良村	平成27年4月1日	平成27年4月1日	西米良村・景観ムラづくり景観計画
小林市	平成27年12月22日	平成28年4月1日	小林市景観計画
諸塚村	平成28年3月18日	平成28年4月1日	諸塚村景観計画
高原町	平成29年3月30日	平成29年3月30日	高原町景観計画
高千穂町	平成30年3月20日	平成30年4月1日	高千穂町景観計画
門川町	平成30年9月7日	平成30年11月1日	門川町景観計画
えびの市	平成31年3月26日	令和1年7月1日	えびの市景観計画
新富町	平成31年3月29日	令和2年4月1日	新富町景観計画
串間市	令和1年10月23日	令和1年10月23日	串間市景観計画
美郷町	令和1年9月11日	令和2年10月1日	美郷町景観計画
三股町	令和2年3月27日	令和2年10月1日	三股町景観計画
木城町	令和2年3月31日	令和2年3月31日	木城町景観計画
川南町	令和2年9月1日	令和2年10月1日	川南町景観計画
国富町	令和3年3月25日	令和3年6月1日	国富町景観計画
都農町	令和3年3月31日	令和3年3月31日	都農町景観まちづくり計画
五ヶ瀬町	令和4年4月1日	令和4年4月1日	五ヶ瀬町景観計画

**景観重要建造物** (市町村指定 5件) (令8.3.31現在)

景観行政団体名	指定年月日	指定番号	建造物の名称
宮崎市	平成20年12月1日	宮崎市指定第1号	宮崎県庁本館
宮崎市	平成20年12月1日	宮崎市指定第2号	宮崎県庁5号館
宮崎市	平成20年12月1日	宮崎市指定第3号	商家「旧阪本家」
宮崎市	平成21年10月1日	宮崎市指定第4号	河上家武家門
宮崎市	平成21年10月1日	宮崎市指定第5号	安藤家武家門

**景観重要樹木** (市町村指定 3件) (令8.3.31現在)

景観行政団体名	指定年月日	指定番号	樹木の名称
宮崎市	平成21年10月1日	宮崎市指定第1号	フェニックス(県庁本館前)
宮崎市	平成21年10月1日	宮崎市指定第2号	フェニックス(県庁本館前)
延岡市	平成26年12月4日	延岡市指定第1号	センダン(三槌小学校跡地)

**景観整備機構** (市町村指定 延べ4法人) (令8.3.31現在)

景観行政団体名	指定年月日	指定番号	景観整備機構の名称
宮崎市	平成20年12月26日	宮崎市指定第1号	一般社団法人 宮崎県建築士会
日向市	平成21年7月24日	日向市指定第1号	一般社団法人 宮崎県建築士会
日之影町	平成21年12月16日	日之影町指定第1号	一般社団法人 宮崎県建築士会
高鍋町	平成24年9月21日	高鍋町指定第1号	一般社団法人 宮崎県建築士会

**景観形成促進機構** (県指定5法人) (令8.3.31現在)

団体名	指定年月日	指定番号	景観形成促進機構の名称
宮崎県	平成27年3月2日	宮崎県指定第1号	一般社団法人 宮崎県建築士会
宮崎県	平成27年3月2日	宮崎県指定第2号	一般財団法人 みやざき公園協会
宮崎県	平成30年7月4日	宮崎県指定第3号	一般社団法人 日本造園建設業協会 宮崎県支部
宮崎県	平成30年10月19日	宮崎県指定第4号	一般社団法人 宮崎県造園緑地協会
宮崎県	令和2年8月31日	宮崎県指定第5号	一般財団法人 日本造園修景協会 宮崎県支部

※全市町村が景観行政団体へ移行したことで、県は景観行政団体で無くなったため、県独自の要領により、上記5団体を「景観形成促進機構」として指定している。

**広域景観形成** (1地区) (令8.3.31現在)

団体名	策定年月	関係市町村	計画の名称
日向・東臼杵市町村振興協議会	平成28年1月	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	日向・東臼杵圏域広域景観形成指針

※ 景観法に基づかない独自の取組

**⑤ 屋外広告物条例に基づく規制・誘導**

地域の特性を生かした景観の保全・創出と安全性の確立を目指し、禁止地域(原則として広告物の表示を禁止する地域)又は規制地域(原則として屋外広告物を表示するには許可が必要な地域)を設定※し、屋外広告物に係る許可及び監視を実施している。

※宮崎市を除く区域

# 第 8 章

## 建築住宅

建築住宅課



# 【建築住宅】

## 1 建築住宅行政の概要

### (1) 建築行政の状況

#### ア 建築基準法関係業務

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、確認・許可・検査及び指導等により、県民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としている。

業務については、本庁（建築住宅課）、西臼杵支庁及び各土木事務所において建築主事及び特定行政庁としての事務を執行している。

また、平成 11 年施行の改正建築基準法により確認検査業務が民間開放され、現在、計 18 機関が、本県を業務区域とする大臣及び知事指定の指定確認検査機関として業務を行っている。

なお、宮崎市、都城市、延岡市、日向市の区域の建築物等については、それぞれの市が特定行政庁として事務を処理している。

#### 令和 7 年度建築基準法事務処理件数（県所管区域）

（単位：件）

建築主事	事務所	建築確認				完了検査				許可 認定
		建築物	建築 設備	工作物	計画 通知	建築物	建築 設備	工作物	計画 通知	
本 庁		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	7
宮崎	高 岡	5 (0)	0 (0)	1 (0)	0	9	0	1	0	0
高鍋	西 都	7 (0)	0 (0)	2 (0)	0	6	0	5	0	0
	高 鍋	34 (3)	2 (0)	4 (0)	14	28	2	4	12	1
日南	日 南	35 (6)	2 (0)	1 (0)	0	35	2	0	2	2
	串 間	13 (0)	0 (0)	0 (0)	0	20	0	0	0	0
都城	都 城	26 (1)	1 (0)	0 (0)	0	32	1	0	0	0
小林	小 林	57 (0)	0 (0)	2 (0)	1	54	0	2	0	0
日向	日 向	14 (2)	0 (0)	2 (0)	0	12	0	2	0	0
	西臼杵	10 (0)	1 (0)	0 (0)	0	12	0	0	0	0
本庁・事務所計		201 (12)	6 (0)	12 (0)	15	208	5	14	14	10
指定確認検査機関		501 (27)	11 (0)	11 (1)	1	549	6	13	1	
合 計		702 (39)	17 (0)	23 (1)	16	757	11	27	15	10

※（ ）内は計画変更で外数。

※計画通知には建築設備、工作物を含む。

#### 確認及び完了検査状況（県所管区域、建築物のみ）

（単位：件）

事項		年度	2	3	4	5	6	7
県所管	建築確認 (うち 指定確認検査機関)		1,105 (678)	1,017 (614)	983 (667)	883 (616)	811 (544)	702 (501)
	完了検査 ( " )		1,038 (642)	1,010 (619)	942 (625)	801 (524)	760 (517)	757 (549)

※建築確認には計画変更は含まない。

参考：県全域（上記県所管区域の件数に 4 市を加算）

（単位：件）

事項		年度	2	3	4	5	6	7
全 域	建築確認 (うち 指定確認検査機関)		4,360 (2,973)	4,588 (3,346)	4,183 (3,197)	3,826 (2,970)	3,873 (3,041)	3,355 (2,733)
	完了検査 ( " )		4,152 (2,755)	4,352 (3,130)	4,027 (3,077)	3,774 (2,921)	3,585 (2,835)	3,537 (2,860)

### 道路位置指定状況

年度	2	3	4	5	6	7
指定件数（件）	19	10	9	8	7	2
指定延長（m）	1,001	409	636	495	338	68

### イ 建築士法関係業務

建築物の質の向上と安全性を確保するため、建築士法に基づく建築士の試験、建築士事務所等の登録及び建築士等に対する指導、監督を行うことにより、建築物の設計、工事監理に必要な技術水準の確保と業務の適正化を図っている。

### 令和7年度建築士免許登録等状況

（単位：件）

級別	建築士免許登録		建築士事務所登録		
	新規	現在登録	新規	更新	現在登録
一級	9	1,682	20	79	575
二級	20	8,203	12	55	340
木造	0	307	0	2	3

### ウ 宅地建物取引業法関係業務

宅地建物の購入者等の利益保護及び流通の円滑化を目的として、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に必要な規制を行うことによって、その業務の適正な運営及び取引の公正を確保している。

### 宅建業者数の推移

年度	大臣免許			知事免許			合計		
	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計
令2	7	0	7	655	276	931	662	276	938
令3	8	0	8	658	263	921	666	263	929
令4	11	0	11	672	249	921	683	249	932
令5	12	0	12	691	237	928	703	237	940
令6	10	0	10	688	230	918	698	230	928
令7	11	0	11	681	225	906	692	225	917

**エ 開発許可関係業務**

都市計画法に基づく開発許可制度は、開発行為について公共施設整備等の誘導及び規制等を行い、安全で良質な宅地水準の確保や適正な都市的土地利用の実現を目的としている。

現在、宮崎広域都市計画区域（1市1町）及び日向延岡新産業都市計画区域（2市1町）が、市街化区域・市街化調整区域の区域区分（いわゆる「線引き」）を行っている。

この事務は、建築住宅課、西臼杵支庁及び各土木事務所（平成9年4月1日から宮崎市、都城市及び延岡市、平成20年8月1日から日向市の各市）が執行している。

**開発行為等の新規許可状況**

年 度	法 第 29 条 の 許 可										法 第 4 3 条	
	市街化区域		市街化調整区域		非線引 都市計画区域		都市計画区域外		計		第 1 項 の 許 可	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
3	0	0	0	0	4	141,550	2	42,943	6	184,493	12	4,476
	(3)	(15,765)	(0)	(0)	(5)	(20,018)	(0)	(0)	(8)	(35,783)	(378)	(399,930)
4	1	31,869	1	16,456	1	3,467	0	0	3	51,792	20	12,386
	(7)	(29,115)	(2)	(1,861)	(5)	(23,544)	(0)	(0)	(14)	(54,520)	(296)	(220,905)
5	0	0	0	0	0	0	1	13,281	1	13,281	20	12,386
	(4)	(21,712)	(1)	(4,458)	(6)	(274,884)	(0)	(0)	(11)	(301,055)	(318)	(235,171)
6	0	0	0	0	5	28,306	0	0	5	28,306	16	9,012
	(3)	(44,977)	(1)	(306)	(7)	(65,421)	(0)	(0)	(11)	(110,704)	(299)	(661,046)
7	0	0	0	0	2	25,158	0	0	2	25,158	10	5,921
	(3)	(9,693)	(1)	(1,755)	(5)	(23,498)	(2)	(135,381)	(11)	(170,327)	(288)	(288,163)

※（ ）内は、宮崎市・都城市・延岡市及び日向市分を外数。

※変更許可は含まない。

※開発区域が、2以上の区域にわたる場合があるため、各区域の件数と合計の件数が一致しない場合がある。

**オ がけ地近接等危険住宅移転事業**

本事業は、建築基準法第39条第1項及び第40条の規定に基づく建築基準法施行条例等により、がけの崩壊及び土石流等による危険が著しい区域にある既存不適格の危険住宅を国の補助制度を利用し、安全な場所へ移転させることにより、県民の生命の安全を確保することを目的として、昭和47年度から実施している。

**がけ地近接等危険住宅移転事業実績**

(単位：戸)

事 項	年 度				
	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
除 却	1	4	3	0	0
建 設	1	3	2	0	0

## カ 木造住宅耐震化に係る事業の実績

昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現に寄与するため、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修設計及び木造住宅耐震改修事業を行う市町村に対し、その一部を補助することにより、木造住宅の耐震化を推進している。

平成28年度からは、部分的な改修でも一定の耐震性能を確保できるものは補助対象とする制度の拡充を行った。また、平成31年度からは設計と工事をパッケージで補助するとともに、限度額についても1戸あたり85万円から100万円に、令和7年度からは115万円に引き上げた。

### 木造住宅耐震化に係る事業の実績

事業	年															累計
	H24 まで	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
アドバイザー派遣(件数)	213	72	76	80	197	66	66	122	76	62	75	58	99	55	1,317	
ローコスト工法アドバイザー派遣(件数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	10	7	5	6	36	
耐震診断(戸数)	590	139	150	121	377	95	114	286	609	171	210	209	576	356	4,003	
耐震改修設計(戸数)	—	—	—	11	94	64	33	—	—	—	—	—	—	—	202	
耐震改修工事(戸数) [段階的改修工事内数]	13	30	19	25	75 [2]	64 [4]	32 [0]	60 [0]	68 [1]	100 [2]	94 [1]	68 [1]	111 [0]	133 [1]	892 [12]	

※R元から、耐震改修設計は改修工事と一体で実施

## キ 大規模民間建築物の耐震改修の促進について

平成25年5月に耐震改修促進法が改正され、同年11月に施行されたことから、平成27年度より、耐震診断が義務付けられた大規模民間建築物の耐震改修設計及び耐震改修に対する支援を行った。(令和3年度の工事を以て、県内対象建築物の耐震化は完了)

※大規模民間建築物(5,000㎡かつ3階建て以上のホテル、百貨店等)

### ○ 建築物耐震化促進事業

耐震改修費用についての補助

補助率44.8%(国33.3%、県5.75%、市町村5.75%)

## (2) 住宅行政の状況

### ア 住生活基本計画

わが国の住宅は量的には充足した状況にある。しかしながら、住宅及び居住環境の「質」については未だ十分な水準とは言い難い状況にあり、また、高齢者や被災者、子育て家庭など住宅確保要配慮者が多様化する中で、公平かつ的確な住宅セーフティネットの確保を図ることが求められている。

#### 本県の世帯数及び住宅数の推移

区 分	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
総世帯数(世帯)	426,600	438,300	447,400	460,900	463,500	469,600
総住宅数(戸)	473,700	490,400	509,600	533,900	546,400	556,800
1世帯当たりの住宅数	1.11	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19
空き家	48,300	53,500	62,900	74,200	84,200	90,700
空き家率(%)	10.2	10.9	12.3	13.9	15.4	16.3

(資料：住宅・土地統計調査)

#### 本県の住宅に対する評価(不満率)等

区 分		令和5年(%)
居住水準	最低居住面積水準未達世帯率	3.5
住宅に対する不満	高齢者への配慮(段差がない等)に対する不満率	43.1
	地震時の安全性に対する不満率	46.7
	いたみの少なさに対する不満率	41.8
	断熱性に対する不満率	46.7
住環境に対する不満	子育て・教育環境の充実度に対する不満率	30.6
	医療・福祉・介護施設などに対する不満率	35.0
	周辺からの延焼のしにくさに対する不満率	38.4
	災害時の避難のしやすさに対する不満率	31.8

(資料：令和5年住生活総合調査)

このような背景から、国民の豊かな住生活を実現するために住生活基本法(平成18年法律第61号)が平成18年6月に制定された。都道府県においては同法第17条第1項に基づき国の全国計画に則した住生活基本計画(都道府県計画)を定めることが規定されており、県では、平成18年度に「宮崎県住生活基本計画(計画期間：平成18年度～平成27年度)」を策定し、その後、全国計画の変更や社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、5年毎に改定を行っている。

計画改定から5年を経過し、本格的な少子高齢化・人口減少時代の到来や、災害に対する不安の増加、世帯数の減少による空き家の増加など、多様化・高度化する県民ニーズや問題に対応するとともに、県民の住生活の安定の確保及び向上を促進するため、令和3年度に「宮崎県住生活基本計画」を見直し、計画期間を令和3年度から令和12年度までとする計画に改定した。

なお、現計画の改定から5年を経過していること、住生活基本計画(全国計画)が令和8年3月に改定されたことから、令和8年度末までに見直しの改定を行う予定。

## 【宮崎県住生活基本計画（令和3～令和12年度）の概要】

### （1）計画の基本理念

「安全・安心で心ゆたかに暮らすことができる住生活の実現」

### （2）目標

- ① 多様な居住ニーズをかなえる環境の実現
- ② 災害への備え
- ③ 多様な世代が住みやすい住まい・まちづくり
- ④ 住宅セーフティネットの充実
- ⑤ 適正な住宅管理と良質なストックの形成
- ⑥ 地域住宅産業の成長支援
- ⑦ 連携・協働による推進

### （3）目標達成のための基本的な施策

- 施策1 多様な居住ニーズに対応する住まいの実現
- 施策2 災害に強い住まい・まちづくりの推進
- 施策3 被災者の居住安定のための支援
- 施策4 高齢者、障がい者等が安心して暮らすことができる住生活の実現
- 施策5 子育て世帯の居住の安定確保
- 施策6 居住環境やコミュニティをより豊かなものにするための取組
- 施策7 公営住宅における住宅セーフティネットの充実
- 施策8 民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者への適切な対応
- 施策9 民間の経済活動による優良なストックの形成
- 施策10 既存住宅の流通促進のための取組
- 施策11 建替えやリフォームの推進
- 施策12 空家等対策への支援
- 施策13 良質な木造住宅等の供給を担う住生活産業の成長
- 施策14 相談体制や県民に対する情報提供の充実
- 施策15 住生活向上推進体制の充実

### （4）公営住宅の供給目標量

既存公営住宅の空家募集状況、建替え計画等を考慮し、1万3千戸を供給

### （5）計画期間

- ・令和3年度から令和12年度
- ・概ね5年ごとに社会情勢の変化や施策の効果に対する評価を踏まえて見直し

## イ 公営住宅等建設事業

公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく令和8年度の公営住宅の建設は、前年度からの継続を含め、総計128戸（今年度着手分：県営住宅0戸、市町村営住宅26戸）の建替えを予定している。これを住宅に困窮している低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進を図ることとしている。

また、既存ストックの適時・適切な予防保全を行うため、県及び市町村とも長寿命化計画に基づき維持管理コストの平準化、ライフサイクルコストの縮減と住棟の長寿命化を図ることとしている。

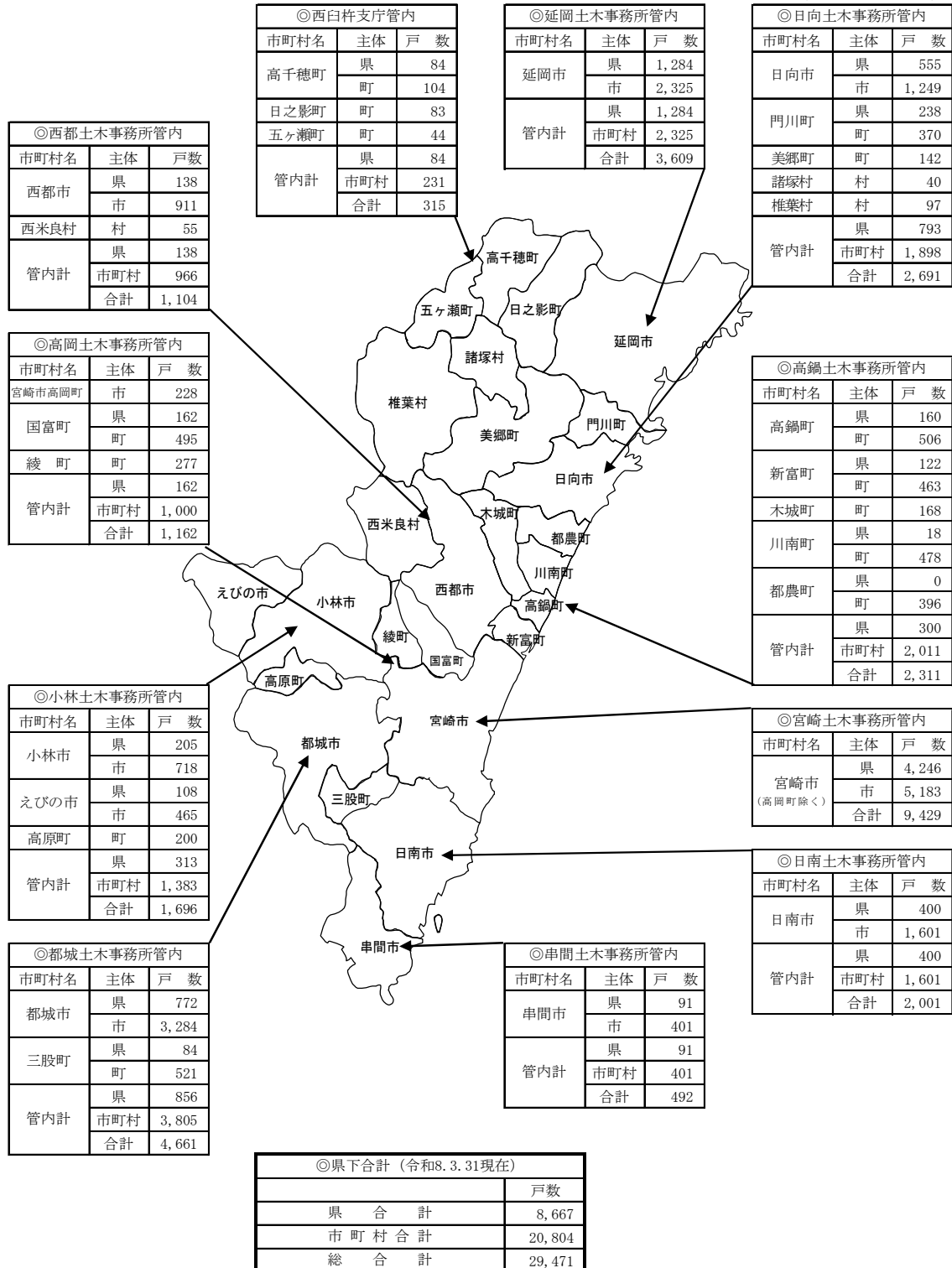
公営住宅等建設戸数の推移（宮崎県）

（着工ベース）

年度	区分種別	県営(戸)			市町村営(戸)			計(戸)		
		公営住宅	特 公	小 計	公営住宅	特 公	小 計	公営住宅	特 公	小 計
平28		12	0	12	24	0	24	36	0	36
平29		8	0	8	75	0	75	83	0	83
平30		19	0	19	43	0	43	62	0	62
令元		5	0	5	48	0	48	53	0	53
令2		4	0	4	18	0	18	22	0	22
令3		3	0	3	64	0	64	67	0	67
令4		30	0	30	54	0	54	84	0	84
令5		0	0	0	86	0	86	86	0	86
令6		0	0	0	105	0	105	105	0	105
令7		47	0	47	50	0	50	97	0	97
令8(計画)		0	0	0	26	0	26	26	0	26

公営住宅の分布状況（宮崎県）

（令和8.3.31現在）



ウ 住宅市街地基盤整備事業 (旧事業名 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)

良好な住宅宅地事業に関連して必要となる関連公共施設の整備を計画的、かつ、効果的に実施するため、道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設等の整備に要する事業費について、国が通常の公共施設整備事業に加えて別枠で補助等を行う住宅市街地基盤整備事業を推進する。

住宅市街地基盤整備事業の実績一覧表

(平成20年度で最後の事業が完了し、21年度以降は実績無し)

(単位：百万円)

団地名 (開発者)	総事業費	事業年度	過年度 実施	平16 実施	平17 実施	平18 実施	平19 実施	平20 実施
生目台団地・大坪土地区画整理 (住宅供給公社・大坪区画整理組合)	20,202 9,923	S53～H10	20,202 9,923					
第4光ヶ丘団地 (佐土原町土地開発公社)	550 265	S54～S56	550 265					
飛江田団地 (宮崎市)	339 113	S55～S56	339 113					
宮崎学園都市 (地域振興整備公団)	4,996 2,711	S55～H 5	4,996 2,711					
西都第3区画整理 (西都市)	552 368	S57～S59	552 368					
小松団地・小松台ハイランド (住宅供給公社・岡崎工業)	1,324 774	S58～S63	1,324 774					
住吉北団地 (住宅供給公社)	112 74	S58～S59	112 74					
向陽団地 (国富町)	80 32	S58～S59	80 32					
第3池田台団地 (和宏不動産他)	600 240	S60～S62	600 240					
第5光ヶ丘団地 (佐土原町土地開発公社)	50 25	S60～S61	50 25					
六日町(国富町)土地区画整理 (六日町土地区画整理組合)	391 196	H 1～H 3	391 196					
一万城団地 (宮崎県・都城市)	1,134 567	H 6～H10	1,134 567					
希望ヶ丘西団地 (住宅供給公社)	6,271 2,881	H 6～H13	6,271 2,881					
東宮(宮崎市) (東宮土地区画整理合)	534 267	H 7～H10	534 267					
大塚A・B・C団地 (宮崎県)	3,660 1,830	H10～H15	3,660 1,830					
三ツ枝B団地 (宮崎県)	2,825 1,413	H15～H20	100 50	250 125	780 390	805 403	690 345	200 100
計	43,620 21,679		40,895 20,316	250 125	780 390	805 403	690 345	200 100

\* 下段は、国費で内数である。単位未満はいずれも切り捨て。

## エ 市街地再開発事業等

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備に努める。

### 市街地再開発事業等の実績

地区名	地区面積	施設建築物	計画床面積	総事業費(千円)	施行期間
西都市桜町	0.23ha	商業ビル 住宅ビル	2,261 m <sup>2</sup> 1,358 m <sup>2</sup>	656,000	昭和58～59年度
〃 妻駅西	0.84ha	商業ビル	15,806 m <sup>2</sup>	2,190,000	昭和59～60年度
延岡市川北地区	25.1 ha	地区更新基本計画作成		5,500	昭和63年度
延岡市川北地区	5.0 ha	基本計画作成		15,195	平成元年度
延岡市山下南地区	0.92ha	推進計画作成		8,187	平成2～3年度
宮崎市橘通 周辺地区	35.0 ha	地区更新基本計画作成		11,000	平成3年度
宮崎市橘通	4.6 ha	基本計画作成		13,243	平成5年度
東2丁目地区	0.7 ha	推進計画作成		6,592	平成6年度
日南市飢肥地区	16.5 ha	整備計画作成		5,100 3,900	平成6年度 平成7年度
佐土原町松小路地区	90.6 ha	整備計画作成		3,000	平成7年度
都城市中央拠点地区	1.42ha	基本計画作成 推進計画作成		3,900 9,300	平成8年度
延岡市船倉地区	0.95ha	基本計画作成		2,877	平成9年度
宮崎市橘通東3丁目地区	1.0 ha	コーディネート業務		21,102	平成16～17年度
宮崎市橘通西3丁目地区	1.0 ha	コーディネート業務		9,000	平成18～19年度
日南市岩崎3丁目東地区	0.31ha	推進計画作成		3,996	平成23年度
日南市岩崎3丁目西地区	0.17ha	推進計画作成		2,230	平成23年度
日南市岩崎3丁目東地区	0.31ha	複合機能ビル	5,852 m <sup>2</sup>	1,403,956	平成25～28年度
日南市岩崎3丁目西地区	0.17ha	立体駐車場	4,613 m <sup>2</sup>	392,527	平成25～28年度
小林市五日町地区	0.35 ha	複合機能ビル	3,438 m <sup>2</sup>	658,247	平成28～29年度
延岡市延岡駅前地区	0.34ha	複合機能ビル	約5,700 m <sup>2</sup>	2,420,000	平成30～令和3年度

## オ 公営住宅管理

公営住宅は、国と地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的として建設される住宅である。令和7年度末までに建設され管理されている公営住宅の戸数は、県営住宅8,667戸、市町村営住宅20,804戸、合計29,471戸である。

この中には、建設後相当の年数を経過して古くなり、建物の設備等の老朽化も進行し、一戸当たりの居住面積も狭いものがある。このような現在のニーズに即さない既存住宅の建替と改善を行い、良質な居住環境の形成を図る。

公営住宅管理戸数

(単位：戸)

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県営住宅	8,800	8,741	8,728	8,725	8,725	8,696	8,667
市町村営住宅	21,634	21,420	21,229	21,037	20,916	20,859	20,804
計	30,434	30,161	29,957	29,762	29,641	29,555	29,471

## 2 事業実施状況

### (1) 公共事業実施状況

(単位：千円)

区 分	R4		R5		R6		R7		R8(計画)	
	戸 数	事 業 費	戸 数	事 業 費	戸 数	事 業 費	戸 数	事 業 費	戸 数	事 業 費
公共住宅等建設事業	30	(225,425) 855,731	0	(373,742) 1,227,698	0	(100,679) 587,925	47	(437,188) 1,213,490	0	1,770,409
県単県営住宅建設事業	-	31,858	-	31,858	-	47,858	-	(37,260) 63,858	-	80,358
公共優良賃貸住宅 促進事業	-	14,058	-	12,807	-	3,199	-	3,756	-	3,756
計	30	(225,425) 901,647	0	(373,742) 1,272,363	0	(100,679) 638,982	47	(474,448) 1,281,104	0	1,854,523

### (2) 県単事業実施状況

(単位：千円)

区 分	R4		R5		R6		R7		R8(計画)	
	戸数 (市町村数) [件数]	事 業 費	戸数 (市町村数) [件数]	事 業 費	戸数 (市町村数) [件数]	事 業 費	戸数 (市町村数) [件数]	事 業 費	戸数 (市町村数) [件数]	事 業 費
がけ地近接 等危険住宅 移転事業	除 却	1 (243)	4 (3,230)	3 (723)	0	3	0	3		
	建 物	0 243	3 4,885	2 2,300	0	3	0	3	5,924	
木造住宅等耐震化支援 事業 (アドバイザー派遣)※1	(7)		(6)		(6)		(6)		(6)	
	[75]	75	[58]	58	[99]	99	[55]	55	[63]	63
木造住宅等耐震化支援 事業 (ローコスト工法アドバイ ザー派遣)※1 R3~	(3)		(2)		(3)		(3)		(5)	
	[10]	241	[7]	169	[5]	120	[6]	144	[4]	96
木造住宅等耐震化支援 事業 (耐震診断)※1	(25)		(22)		(22)	(1,155)	(23)		(26)	
	[210]	5,765	[209]	5,770	[576]	16,006	[356]	9,144	[94]	3,478
木造住宅耐震化推進事業 (耐震改修設計)※1	R1から 総合支援事業に移行									
木造住宅耐震化推進事業 (耐震改修)※1	↓									
木造住宅等耐震化支援 事業 (耐震改修工事総合支援) ※1 R元~	(18)	(250)	(15)	(680)	(18)	(680)	(18)	(713)	(23)	
	[94]	16,141	[68]	12,028	[111]	19,325	[133]	24,571	[68]	14,892
木造住宅等耐震化支援 事業 (安全住宅住み替え等支援) ※1 R元~	(3)		(9)		(3)	(39)	(2)		(6)	
	[8]	438	[11]	796	[4]	361	[3]	210	[5]	320
住宅新築資金等貸付助成 事業	(6)	19,830	(5)	19,023	(4)	19,647	(4)	15,888	(6)	19,923
計	[397]	(493) 42,733	[353]	(3,910) 42,729	[795]	(1,442) 57,858	[553]	(713) 50,012	[234]	44,696

事業費には事務費を含む

事業費の上段( )は翌年度への繰越額で内数。

※1) 木造住宅耐震化に係る事業名  
 H25~ 木造住宅耐震化リフォーム促進事業  
 H27~ 木造住宅耐震化リフォーム推進事業  
 H29~ 木造住宅耐震化推進事業  
 R元~ 木造住宅耐震対策事業  
 R3~ 木造建築物等地震対策加速化支援事業  
 R6~ 木造住宅等耐震化支援事業

第 9 章  
公共用地 ・  
技術企画 ・  
盛土対策 ・  
工事検査 ・  
建設業 ・  
研修

用地対策課  
技術企画課  
盛土対策課  
工事検査課  
管 理 課



## 【公共用地】

公共事業を円滑に推進するためには、事業実施の前提となる用地取得を計画的かつ効率的に行う必要がある。

近年、住民の権利意識の高揚及び価値観の多様化等に伴い補償要求の内容も複雑になってきており、用地取得が難航するケースが増えていることから、土地収用制度や用地先行取得制度の積極的な活用等により、適正な用地の確保に努めている。

また、土地収用法に基づく事業認定事務、不動産鑑定業者の登録事務、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買取り協議等の事務を推進している。

### 1 公共用地の取得及び補償の状況

公共用地の取得等に当たっては、「損失補償基準」に基づき、適正な補償を実施している。

公共用地取得に伴い、地籍を明確にするため登記処理を適正に進めているが、過去5年間の処理率を平均すると99.5%である。

未登記土地については、計画的な登記処理に努めている。

### 事業用地取得並びに各種物件補償実績

(単位：千円、㎡、%)

事 項 \ 年 度	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
事 業 費 ( A )	81,198,198	105,343,759	103,010,393	103,351,773	100,868,484
用 地 費 ( B )	450,709	420,803	245,668	367,221	325,290
補 償 費 ( C )	2,485,562	2,001,035	2,100,734	2,551,453	3,189,531
計 ( B ) + ( C ) = ( D )	2,936,271	2,421,838	2,346,402	2,918,674	3,514,821
土 地 取 得 面 積	344,512	361,777	196,314	237,896	289,689
比 率 ( D / A )	3.62	2.30	2.28	2.82	3.48

**登記処理状況**

(単位：筆、%)

事 項	年 度				
	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
要 登 記 筆 数 ( A )	1,205	1,014	777	839	1,022
登 記 済 筆 数 ( B )	1,205	1,014	777	839	996
差引残筆数(A)－(B)=C	0	0	0	0	26
処 理 率 ( B ) / ( A )	100.0	100.0	100.0	100.0	97.5

※ 令和7年度の残筆は、年度末に法務局へ登記を囑託したため、年度内に処理が完了しなかったもの。

**2 土地収用法に基づく事務**

公共の利益の増進と私有財産権の調整を図ることを目的に、土地収用法が制定された。

任意による交渉が成立しない場合でも、土地収用法に基づく事業認定手続を経たのちに収用裁決手続を進めることで、起業者は土地を取得することができる。

本県においても、土地収用法施行以来、これまでに数々の公共事業に係る収用裁決を行い、公共事業の円滑な推進に努めている。

**事業認定・裁決申請・明渡裁決申立実績**

(単位：件)

区 分		年 度					
		令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	
事 業 認 定 (処理年度ベース)	大 臣 認 定	0	0	0	0	0	
	知 事 認 定	0	0	0	0	0	
裁 決 申 請 及 び 明 渡 裁 決 申 立 て	申 請 件 数	前年度繰越	2	2	0	0	1
		新 規	2	0	0	1	0
		計	4	2	0	1	1
	処 理 件 数	裁 決	1	2	0	0	0
		和 解	0	0	0	0	0
		取 下 げ	1	0	0	0	1
		計	2	2	0	0	1
残 件 数	2	0	0	1	0		

**3 不動産の鑑定評価に関する法律に基づく事務**

本県において、不動産鑑定業者の登録を受けているものは下表のとおりである。

(令8.4.1現在)

大 臣 登 録	1 業 者
知 事 登 録	19 業 者
計	20 業 者

#### 4 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務

都市計画区域内の道路、公園等の公共施設を整備するために地方公共団体が必要な土地を計画的に先行取得することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律が昭和47年12月1日から施行され、公有地の拡大が図られている。なお、県では、町村の区域内に所在する土地に係る事務を取り扱っている。

(令8.3.31現在、単位：件)

事 項	年 度	年 度				
		令3	令4	令5	令6	令7
法第4条第1項に基づく届出 (土地を譲渡しようとする場合の届出)	届 出 件 数	0	0	0	0	1
	買取り協議の通知件数	0	0	0	0	0
	協 議 成 立 件 数	0	0	0	0	0
	協 議 不 成 立 件 数	0	0	0	0	0
	協 議 中 件 数	0	0	0	0	0
法第5条第1項に基づく申出 (地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出)	申 出 件 数	0	1	1	0	1
	買取り協議の通知件数	0	1	1	0	0
	協 議 成 立 件 数	0	1	1	0	0
	協 議 不 成 立 件 数	0	0	0	0	0
	協 議 中 件 数	0	0	0	0	0
合 計 (届出・申出件数)		0	1	1	0	0

※ 件数は県取扱い分のみ記載。

## 【技術企画】

県土整備部における公共事業の円滑な執行と品質確保を図るため、建設技術に関する企画と総合調整、指導助言等を行う。

### 1 改正品確法に基づく取組の推進

品確法の改正（令和6年6月）に伴い、令和7年2月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、公共工事等の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保に向け、頻発・激甚化する災害対応力の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報・通信技術の活用による生産性向上などの取組を公共3部で推進する。

また、品確協議会宮崎県部会や支部会を活用し、国・県・市町村の発注者間での情報共有と連携を図り、一体となって推進する。

### 2 技術基準等に関する取組

土木工事等に関する技術基準や設計等業務委託に関する各種基準について、本県に適した整備を行い、適正な運用を図る。

また、歩掛、単価の改定を適確に実施するとともに、入札契約の円滑な執行を図るため、設計書の違算低減に向けて取り組む。

### 3 公共工事の品質確保対策の推進

工事監督業務に対する指導・助言の充実を図るとともに、監視チームによる施工体制の重点点検を実施することにより、公共工事の品質の確保や適正な執行の推進を図る。

また、監督業務におけるワンデーレスポンスやウィークリースタンスの取組、発注者・施工者・測量者・設計者による三者検討会の推進を図る。

### 4 入札制度の適正化

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の入札制度の適正化を図るために必要な措置を講じ、公平性、公正性及び透明性の高い入札制度の運用に取り組む。

### 5 多様な入札・契約方式の活用

公共工事の品質確保と地域における災害対応力の強化を図るためには、その担い手となる建設産業の中長期的な育成・確保が重要であることから、建設産業の健全な発展に資する多様な入札・契約方式を整備し、積極的に活用していく。

### 6 総合評価落札方式の運用・改善

建設工事における総合評価落札方式について、改正品確法の趣旨を踏まえ、公共工事の品質の確保や担い手の育成・確保、地域の建設業者育成の観点から必要な見直しや改善を図る。

建設関連業務についても、県内企業の技術力向上に資する制度となるよう、評価項目や評価基準の見直し等を進める。

## 7 建設副産物対策の推進

「宮崎県建設リサイクル推進計画」に基づき、民間工事を含む県内全ての建設現場から発生する建設副産物のリサイクルを推進するとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、建設廃棄物の分別解体及び再資源化の促進を図る。

また、「県土整備部における建設発生土の適正な処理方針」に基づき、建設残土の発生の抑制や再利用の促進等を図ることで、公共事業を円滑に進める。

## 8 公共事業に係る各種システムの適切な保守管理・運用

公共事業執行事務の効率性、迅速性の向上等を図るため、公共事業に係わる各種システム等について、適切な保守管理・運用に取り組む。

### （システムの概要）

- ・ 公共事業総合情報システム(工事管理、用地管理、災害補助の各システム)
- ・ 土木積算システム（令和5年10月から新たな土木積算システムを稼働）
- ・ J C I S / T E C R I S (工事や測量・設計の実績等の検索システム)
- ・ 建設発生土情報交換システム・建設副産物情報交換システム
- ・ 宮崎県電子入札等システム（入札情報サービス、公共事業情報サービス含む）
- ・ 総合評価システム（総合評価に係る確認書DB、電子申請システム）
- ・ 指名選定システム（建設工事の指名競争入札の指名業者を選定するシステム）

## 9 公共事業評価の推進

公共事業の効率性と実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業の事前評価、再評価及び事後評価を推進する。

また、公共事業評価事項を審議する「公共事業評価委員会」を運営する。

## 10 技術職員の技術力向上及び技術の承継

公共事業に対する県民ニーズの多様化など、県土整備行政を取り巻く状況が大きく変化する中、社会資本整備における公平性、公正性及び透明性の確保や説明責任を果たすため、「土木技術職員の人材育成に関する基本方針」に基づき、職員の技術力向上と技術の継承を図る。

## 11 国土強靱化対策の推進

南海トラフ巨大地震をはじめとする災害リスクの高い本県において県民の安全・安心を確保するため、通常予算及び別枠で配分された「第1次実施中期計画」を有効に活用し、防災インフラの整備やライフラインの強化等、本県の強靱化に基づく取組を着実に推進していく。

## 12 インフラDXの推進

データとデジタル技術を活用し、社会資本整備や公共サービスを変革するとともに、建設業の働き方改革を推進するため、建設現場におけるICT建設建機や無人航空機(UAV)等の積極的な活用や、調査や設計段階から3次元モデルを導入したBIM/CIMの活用、各種手続のデジタル化に取り組む。

## 【盛土対策】

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）は、令和3年7月の静岡県熱海市での盛土崩落を受け、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、令和5年5月26日に施行された。

本県では令和7年5月1日に県内のほぼ全域を規制区域に指定し、規制を開始した。なお、宮崎市内については中核市である宮崎市が区域の指定を行い、運用を行う。

### 1 広報・周知

- ・ 県広報、県政番組、県政ラジオ、公式SNS等を活用した定期的な情報発信を行うと共に、市町村と連携し、盛土規制法の更なる広報・周知（違反防止と早期発見の両面からの広報・周知）
- ・ 民間事業者、県・市町村職員向けの説明会及び研修会の実施

### 2 許可（協議）または届出

- ・ 規制区域内において、民間・県内市町村から一定規模以上の盛土等を行う場合の許可または届出
- ・ 規制区域内において、国・県等から一定規模以上の盛土等を行う場合の協議
- ・ 中間検査（工事完成後に確認困難となる工程）の実施
- ・ 完了検査の実施
- ・ 盛土等情報管理システムの構築、運用管理

### 3 監視等

- ・ 不法・危険盛土等の監視・発見及び発見後の行政対応
- ・ 基礎調査（既存盛土調査）による危険盛土等の把握
- ・ 危険盛土等の早期発見及び造成抑制を目的とした「危険な盛土等の情報提供に関する協定」を締結

締結先：佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、宮崎県森林組合連合会、宮崎県農業協同組合、一般社団法人宮崎県建設業協会



## 【工事検査】

本県の工事検査は、環境森林部、農政水産部及び県土整備部の公共三部を一元化し、厳正かつ公正に検査を実施するとともに、工事検査等を通して公共工事の品質確保や担い手育成に取り組んでいる。

### 1 工事検査体制の充実への取組

- ・工事検査の技術力向上を図るため、定期的に課全体会議や各部会を開催し、情報の共有化や課題解決に対する検討を行うとともに、工事検査課職員相互の同行研修等の各種研修を実施する。
- ・工事検査課以外の職員に対しては、建設技術センター等において工事検査に関する研修を実施する。
- ・工事検査の効率化として、令和7年度から検査書類限定型モデル工事を試行する。

### 2 公共工事の品質確保及び担い手育成への取組

- ・検査における指導助言事項の分析結果等を品質向上に活用するため、庁内外の各種研修会を通じて情報提供を行い、受発注者双方の技術力向上を図る。
- ・受発注者の担い手育成・技術力向上を支援するため、工事検査等を活用した現場OJTや、指導助言に重きを置いた中間検査の実施など、仕事に対する意欲向上につながる取組を充実していく。
- ・発注者の技術力向上に役立てるため「工事検査だより」を作成し、各種の有益な情報を発信する。
- ・公共工事に使用する工事材料の品質確保の一環として、宮崎県土木コンクリートブロック協会等が実施する工場検査等へ立会う。
- ・市町村職員の技術力向上を支援するため、県が実施する工事検査において「臨場検査研修」を実施する。

#### <参考>

令和7年度の工事検査実績（当初設計額400万円以上）

部局名	検査総件数(A)		工事検査課職員の 検査件数(B)	工事検査課職員の 実施率 B/A(%)
	中間検査	完成検査		
環境森林部	128	53	126	98.4
農政水産部	276	105	270	97.8
<b>県土整備部</b>	<b>1,802</b>	<b>561</b>	<b>1,523</b>	<b>84.5</b>
合計	2,206	719	1,919	87.0

※県土整備部に営繕工事を含む

## 【建設業】

### 1 建設業の許可

#### (1) 建設業の許可制度

建設業法は、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を促進することを目的として、昭和24年に制定された。

その後、建設業を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、幾度かの改正が行われたが、なかでも昭和46年4月には従来の登録制度から業種別許可制度に改められ、また、昭和62年6月には指定建設業制度創設に伴う特定建設業の許可基準の改正等が行われた。

さらに、平成6年6月には許可基準の強化、経営事項審査の義務付け、許可の有効期間の延長などが行われ、「技術と経営に優れた建設業者が伸びることができる公正な競争の土俵づくり」に向けた法整備が図られたところである。

また、平成26年6月には、約40年ぶりに許可に係る業種区分の見直しが行われ、解体工事業が業種区分に追加された。

加えて、令和元年6月には、「建設業の働き方改革の推進」や「持続可能な事業環境の確保」等の観点による許可基準の見直しが行われ、社会保険等への加入の要件化や経營業務の管理責任者に関する規制の合理化、事業承継制度の創設等が行われた。

#### (2) 建設業許可業者数

本県の建設業許可業者数は、令和8年3月31日現在で知事許可業者が4,220業者、大臣本店許可業者が41業者、合計4,261業者となっている。

また、建設業の経営規模は、中小零細業者が圧倒的に多く、資本金1億円未満及び個人業者が99.8%を占めている。

## 建設業許可業者数の推移

	知事許可業者			大臣本店許可業者			合 計			平 12 を 100 とした場合 の比率(%)
	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計	
12.3.31	596	5,780	6,376	55	17	72	651	5,797	6,448	100.0%
17.3.31	604	5,352	5,956	45	22	67	649	5,374	6,023	93.4%
22.3.31	523	4,686	5,209	34	18	52	557	4,704	5,261	81.6%
27.3.31	474	4,064	4,538	26	14	40	500	4,078	4,578	71.0%
2.3.31	491	3,808	4,299	24	20	44	515	3,828	4,343	67.4%
3.3.31	488	3,786	4,274	24	18	42	512	3,804	4,316	66.9%
4.3.31	496	3,782	4,278	23	19	42	519	3,801	4,320	67.0%
5.3.31	489	3,759	4,248	24	17	41	513	3,776	4,289	66.5%
6.3.31	489	3,765	4,254	24	18	42	513	3,783	4,296	66.6%
7.3.31	492	3,753	4,245	25	20	45	517	3,773	4,290	66.5%
8.3.31	501	3,719	4,220	24	17	41	525	3,736	4,261	66.1%

(注) 1業者で特定建設業と一般建設業の両方の許可を有する場合には、特定建設業許可業者数として計上した。

## 土木事務所管内別建設業許可業者数

(令和8年3月31日現在)

土木事務所等名	知事許可業者			大臣本店許可業者			合 計		
	特定	一般	計	特定	一般	計	特定	一般	計
宮崎土木事務所	154	1,213	1,367	8	6	14	162	1,219	1,381
日南土木事務所	30	133	163	0	1	1	30	134	164
串間土木事務所	11	59	70	0	0	0	11	59	70
都城土木事務所	79	565	644	5	7	12	84	572	656
小林土木事務所	27	242	269	2	0	2	29	242	271
高岡土木事務所	25	174	199	0	0	0	25	174	199
西都土木事務所	21	132	153	0	0	0	21	132	153
高鍋土木事務所	24	194	218	1	0	1	25	194	219
日向土木事務所	50	420	470	1	2	3	51	422	473
延岡土木事務所	66	516	582	7	1	8	73	517	590
西臼杵支庁	14	71	85	0	0	0	14	71	85

## 資本金階層別建設業許可業者数

(令和8年3月31日現在)

区 分		知 事 許 可 業 者	大臣本店 許 可 業 者	合 計	構 成 比 (%)
法 人	300万円未満	415	0	415	9.7%
	300万円以上500万円未満	1,097	2	1,099	25.8%
	500万円以上1000万円未満	781	1	782	18.4%
	1000万円以上5000万円未満	1,230	26	1,256	29.5%
	5000万円以上1億円未満	56	9	65	1.5%
	1億円以上	5	3	8	0.2%
個 人		636	0	636	14.9%
合 計		4,220	41	4,261	100.0%

### (3) 建設業許可審査事務の〇A化

建設業許可業者の増加に対処するため、許可審査事務については、昭和56年度から電算化し事務の効率化を図ってきたが、昭和62年度からは、全国ネットワークによる〇A化が実施され、より厳正な許可審査事務の体制が確立された。

## 2 経営事項審査

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事の入札に参加しようとする建設業者については、その申請により毎事業年度ごとに経営に関する客観的事項の審査を行っている。

令和7年度に審査した知事許可建設業者数は、2,064業者で、これは知事許可業者全体の48%に相当する。

## 3 入札参加資格の認定

県が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする建設業者については、経営事項審査の結果（経営事項評価数値）及び県工事の成績、社会貢献など（技術等評価数値）をもとに、入札参加資格の審査と認定を行っている。

また、建設工事のうち、土木一式・建築一式・舗装・電気・管の5業種については、等級区分を行っている。

なお、測量、建設コンサルタント等の委託契約の競争入札に参加しようとする建設関連業者についても、入札参加資格の認定を行っている。

### 建設工事入札参加資格認定業者数

(令和8年4月1日現在)

県内業者	知事許可業者	1,463
	大臣本店許可業者	28
	計	1,491
県外業者	県内に営業所を有する県外業者	60
	上記以外の県外業者	392
	計	452
合計		1,943

### 工事種類別の建設工事入札参加資格認定業者数

(令和8年4月1日現在)

工事種類	県内業者	県外業者	合計
土木一式工事	1,033	162	1,195
建築一式工事	390	93	483
舗装工事	534	58	592
電気工事	209	164	373
管工事	407	98	505
その他	2,696	900	3,596

(注) 1業者で2種類以上の建設工事の入札参加資格認定を受けている場合は、工事種類ごとにそれぞれ計上した。

### 建設関連業入札参加資格認定業者数

(令和8年4月1日現在)

県内業者	222
県外業者	307
合計	529

### 業務種類別の建設関連業入札参加資格認定業者数

(令和8年4月1日現在)

業務種類	県内業者	県外業者	合計
測量	126(267)	188(388)	314(655)
建設コンサルタント	75(812)	246(2,396)	321(3,208)
地質調査	33(33)	100(100)	133(133)
補償関係コンサルタント	111(416)	75(380)	186(796)
建築設計	76(98)	104(163)	180(261)

(注) 1業者で2種類以上の建設関連業務の入札参加資格認定を受けている場合は、当該業者を業務種類ごとに計上した。( )内は認定部門ごとに業者を計上したものの。

## 4 建設業振興対策事業の概要

インフラの整備や地域の防災対応をはじめ、地域の経済と雇用を支える重要な産業である建設産業の経営基盤の強化等を図るため、主に次の事業に取り組んでいる。

### **みやざき建設産業経営基盤強化支援事業**（事業費 172,551 千円 R7～R9）

#### (1) 宮崎県建設事業協同組合等を通じた資金調達の支援

宮崎県建設事業協同組合および宮崎県測量設計事業協同組合が建設業者等に対して行う転貸融資事業等に要する資金原資を無利子で貸し付ける。

(R8 予算額：168,000 千円)

(単位：件、千円)

〈建設事業協同組合〉	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
組合→業者への貸付件数	25	9	10	4	3	2
〃 貸付額	121,850	35,400	59,040	20,650	12,100	19,000
〈測量設計事業協同組合〉	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
組合→業者への貸付件数	8	4	5	2	0	0
〃 貸付額	12,000	6,000	7,500	3,000	0	0

#### (2) 建設業者研修会の開催

建設業法に基づく許可や経営事項審査、各種の振興対策事業等について、県内3か所で研修会を開催するとともに、同内容の動画を作成し、配信する。

### **未来を担う建設人材育成・確保事業**（事業費 26,460 千円 R7～R9）

#### (1) 県内就職や企業の採用力向上への取組支援

- ・ 高校生等に産業・企業を知ってもらう取組（就職説明会や現場見学会等）
- ・ 採用力向上のためのセミナー
- ・ 担い手コーディネーターの設置 など

#### (2) 情報発信の強化

- ・ 産業の魅力や企業情報等を一体的に発信するポータルサイト「ビルミヤ」を運営
- ・ VR技術を活用したコンテンツ（施工現場等の動画）を制作

#### (3) 建設企業のICT化の促進

建設ICT研修の実施

#### (4) 建設技術者のキャリアアップ（資格取得等）支援

- ・ 技術者等の資格取得や研修受講等を支援する建設企業に一部費用を助成  
補助対象：建設業者等 補助率：1/2以内（1人あたり5万円が上限）
- ・ 若者・女性活躍の促進につながるデジタル関連の資格取得等を支援  
補助対象：建設業者等・個人  
補助率：1/2以内（1人あたり8万2,500円上限）

#### (5) 外国人材の確保

外国人材の現地送出機関等と連携し、本県のPR活動を実施

## 【研 修】

### 1 建設技術センターの概要

建設技術センターは、宮崎県産業開発青年隊と試験・研修施設を併合し、昭和43年に発足した。

当センターでは、建設技術者の人材育成を図るため、産業開発青年隊の教育訓練と県・市町村職員の研修を実施するとともに、建設事業の適切な施工と工事の質的向上を図るため、建設資材の各種試験等を行っている。

近年は、社会情勢の変化等により、産業開発青年隊員の確保が厳しい状況が続いたことなどから、民間のノウハウを活用した隊員の確保と効果的かつ効率的な施設の管理運営を図るため、平成22年度より指定管理者制度を導入し、安定的な隊員確保が図られている。

### 2 建設技術センターの事業内容

- 産業開発青年隊の教育訓練（指定管理者）
  - ・ 土木建設分野に関する基礎的訓練並びに知識及び技能の修得を行い、優れた建設技術者を養成する。
  
- 県・市町村職員研修事業（県）
  - ・ 県並びに市町村職員に対して、建設技術に関する専門知識習得のため研修を行い業務遂行能力の向上を図る。
  
- 試験調査事業（県）
  - ・ 路盤材料の規格試験を行う。
  - ・ コンクリート圧縮試験、鉄筋引張り試験を行う。
  - ・ アスファルト用骨材の規格試験及び配合設計審査を行う。

## (1) 産業開発青年隊

項 目	内 容
1 発足とこれまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和26年災害予防対策実践班として発足（昭和28年に産業開発青年隊に名称変更）</li> <li>② 南郷村渡川をはじめ、串間市市木、木城町切原等で各種土木工事に従事しながら実績を積み上げ、昭和40年に清武町に移転</li> <li>③ 昭和43年 宮崎県建設技術センター発足</li> <li>④ 昭和52年度 専攻課程発足</li> <li>⑤ 平成4年度 女子隊員の受入れ開始</li> <li>⑥ 平成20年度 教育業務を全面的に（社）宮崎県産業開発青年協会に委託</li> <li>⑦ 平成22年度 指定管理者制度の導入（宮崎総合学院） （第1期～平成26年度）</li> <li>⑧ 平成27年度 指定管理者制度（宮崎総合学院） （第2期～令和元年度）</li> <li>⑨ 令和2年度 指定管理者制度（宮崎総合学院） （第3期～令和6年度）</li> <li>⑩ 令和7年度 指定管理者制度（宮崎総合学院） （第4期～令和11年度）</li> </ul>
2 教育理念	<p>「働きながら学ぶ」をモットーに、規律ある集団生活を通して、協調性に富む強い精神と弾力性のあるものの見方、考え方を身につける「意欲に満ちた人づくり」を行っている。</p>
3 教育訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基礎数学や一般教養などの一般科目</li> <li>② 測量学や構造力学などの専門科目</li> <li>③ 測量実習や土木施工実習などの実践実習</li> <li>④ 測量士補や大型特殊自動車免許などの資格取得</li> <li>⑤ 民間建設業への派遣実習</li> </ul>
4 訓練期間中に隊員が目標とする資格試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施工管理課程（1年生隊員） 大型特殊自動車運転免許、危険物取扱者免状 車両系建設機械運転技能講習修了証 火薬類取扱保安責任者免状、玉掛け技能講習修了証 小型移動式クレーン運転技能講習修了証 2級土木施工管理技士（学科のみ） ドローンライセンス等 15種類</li> <li>② 専攻課程（2年生隊員） 測量士補、情報処理技能検定試験</li> </ul>

項 目	内 容																																																					
5 入隊者の状況等	<p style="text-align: right;">R8. 4. 1 現在(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="560 338 1358 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">施工管理課程</th> <th colspan="3">専 攻 課 程</th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者数</td> <td>41( 2)</td> <td>39( 0)</td> <td>25( 2)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> <td>( 0)</td> </tr> <tr> <td>受験者数</td> <td>41( 2)</td> <td>39( 0)</td> <td>25( 2)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> </tr> <tr> <td>合格者数</td> <td>41( 2)</td> <td>39( 0)</td> <td>25( 2)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> </tr> <tr> <td>入隊者数</td> <td>37( 2)</td> <td>39( 0)</td> <td>25( 2)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> </tr> <tr> <td>修了者数</td> <td>36( 2)</td> <td>34( 0)</td> <td>—</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> <td>0( 0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：（ ）内は女子隊員数（平成4年度から受入）</p> <p style="text-align: center;">これまでの修了隊員数 5, 0 8 1 名（うち女性1 0 9 名）</p>							施工管理課程			専 攻 課 程			R6	R7	R8	R6	R7	R8	応募者数	41( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	( 0)	受験者数	41( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	合格者数	41( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	入隊者数	37( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	修了者数	36( 2)	34( 0)	—	0( 0)	0( 0)	0( 0)
	施工管理課程			専 攻 課 程																																																		
	R6	R7	R8	R6	R7	R8																																																
応募者数	41( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	( 0)																																																
受験者数	41( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)																																																
合格者数	41( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)																																																
入隊者数	37( 2)	39( 0)	25( 2)	0( 0)	0( 0)	0( 0)																																																
修了者数	36( 2)	34( 0)	—	0( 0)	0( 0)	0( 0)																																																
6 応募資格	<p>① 施工管理課程</p> <p>原則として、県内在住又は県内出身の18歳以上30歳以下の者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者）又は、これらと同等の学力を有すると認められる者</p> <p>② 専攻課程</p> <p>原則として、県内在住又は県内出身の18歳以上30歳以下の者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者）又は、これらと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者</p> <p>※上記は令和8年度の応募資格である。</p>																																																					
7 就職状況 (令和7年度)	<p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="560 1518 1358 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工管理課程</th> <th>専攻課程</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内建設業</td> <td>23(2)</td> <td>0</td> <td>23(2)</td> </tr> <tr> <td>県外建設業</td> <td>6(6)</td> <td>0</td> <td>6(6)</td> </tr> <tr> <td>県内測量業</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>県外測量業</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>専攻課程進級</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>官 公 庁</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34(8)</td> <td>0</td> <td>34(8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：（ ）内は県外出身者</p>							施工管理課程	専攻課程	計	県内建設業	23(2)	0	23(2)	県外建設業	6(6)	0	6(6)	県内測量業	2	0	2	県外測量業	1	0	1	専攻課程進級	0	0	0	官 公 庁	1	0	1	そ の 他	1	0	1	計	34(8)	0	34(8)												
	施工管理課程	専攻課程	計																																																			
県内建設業	23(2)	0	23(2)																																																			
県外建設業	6(6)	0	6(6)																																																			
県内測量業	2	0	2																																																			
県外測量業	1	0	1																																																			
専攻課程進級	0	0	0																																																			
官 公 庁	1	0	1																																																			
そ の 他	1	0	1																																																			
計	34(8)	0	34(8)																																																			

## (2) 県・市町村職員研修事業

### ア 段階別研修

各役職に求められる責務の認識、業務遂行能力の向上を図るために段階的な研修を実施

### イ 専門研修

県、市町村職員の業務能力向上を支援するために実施

### ウ 研修計画（令和8年度）

部門	研修名	実施時期	日数	予定人員（人）			延人員（人）			受講対象者 (詳細は日程表を参照のこと)
				県	市町村	合計	県	市町村	合計	
段階別	1 工事監督初任者	5/7-8	2	20	10	30	40	20	60	工事監督員1年目
	2 担当リーダー	11/19	1	20	10	30	20	10	30	担当リーダー（原則1年目に受講）
	3 工務課長	7/13	1	20	0	20	20	0	20	県出先機関の工務課長
事業 監理	4 土木工事構算(基礎研修)	5/19	1	15	10	25	15	10	25	県市町村技術職員
	5 災害実務(基礎研修)	6/1-2	2	30	10	40	60	20	80	県市町村の災害復旧に携わる職員
	6 成績評定	7/31	1	30	0	30	30	0	30	県の技術職員(土木・建築)
	7 会計検査	1/29	1	15	5	20	15	5	20	県市町村土木技術職員
インフラ DX	8 建設ICT	11/4	1	30	10	40	30	10	40	県市町村の職員全般
	9 3次元点群測量・データ処理(初級)	11/5	1	5	5	10	5	5	10	県市町村の職員全般
	10 3次元データ処理(中級)	11/6	1	5	5	10	5	5	10	県市町村の職員全般
	11 インフラDXセミナー	10/28	1	40	20	60	40	20	60	県市町村の職員全般
12 BIM/CIM	11/10	1	10	10	20	10	10	20	県市町村の職員全般	
管理	13 管理職員	4/7	1	15	5	20	15	5	20	県市町村の管理業務に携わる職員
用地	14 用地職員Ⅰ	4/9-10	2	20	10	30	40	20	60	県市町村の用地職員(一部県のみ)
	15 用地職員Ⅱ	6/3-4	2	20	10	30	40	20	60	県市町村の用地職員
	16 用地職員専門	6/18-19	2	25	15	40	50	30	80	県市町村の用地職員
共通	17 測量(基礎研修)	11/13	1	20	10	30	20	10	30	県市町村技術職員及び管理・用地担当職員
	18 用地基礎(技術職員)	4-9月末	-	-	-	-	-	-	-	県市町村で初めて公共事業に携わる技術職員
	19 安全管理	10/30	1	15	10	25	15	10	25	県市町村技術職員
	20 地質	9/10-11	2	20	10	30	40	20	60	県市町村技術職員
	21 コンクリート	10/6	1	20	10	30	20	10	30	県市町村技術職員
	22 法面	12/3-4	2	20	5	25	40	10	50	県市町村技術職員
	23 橋梁(基礎研修)	7/7	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
	24 橋梁(スナップ研修)	9/17-18	2	15	5	20	30	10	40	県市町村技術職員
25 盛土規制法	4/21	1	30	10	40	30	10	40	県市町村の職員全般	
道路	26 道路(基礎研修)	5/28	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
	27 道路建設(スナップ研修)	5/29	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
	28 路側構造物(スナップ研修)	1/14	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
	29 舗装	9/24-25	2	15	5	20	30	10	40	県市町村技術職員
	30 トンネル(基礎研修)	10/16	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
	31 橋梁維持管理	7/2-3	2	15	5	20	30	10	40	県市町村技術職員
	32 沿道修景	8/21	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
河川・ 港湾・砂防・ 海岸	33 河川	5/21-22	2	10	5	15	20	10	30	県市町村技術職員
	34 砂防	5/26	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
	35 港湾・漁港・海岸	6/30	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員及び管理担当職員
都市計 画	36 都市計画・公園・下水道	5-9月末	-	-	-	-	-	-	-	県市町村の職員全般
	37 景観	10月上旬	1	15	5	20	15	5	20	県市町村技術職員
	38 色彩	7/15	1	10	10	20	10	10	20	県市町村技術職員
建築・住 宅・ 営繕	39 建築・住宅・営繕	5/14-15	2	15	5	20	30	10	40	県市町村技術職員
	40 建築構造プログラム審査	7/10	1	15	5	20	15	5	20	県市町村の職員全般
	41 建築工事構算	6/25-26	2	15	5	20	30	10	40	県市町村の職員全般
情報シ ステム	42 土木CAD(初級)①	6/9	1	20	0	20	20	0	20	県の農水産部技術職員全般
	43 土木CAD(初級)②	6/10	1	20	0	20	20	0	20	県の県土整備部技術職員全般
	44 土木CAD(中級)	6/11	1	20	0	20	20	0	20	県の技術職員全般
	45 電子納品・情報共有システム	6/12	1	25	0	25	25	0	25	県の技術職員全般
合 計		45研修	56	775	280	1055	1015	380	1395	

### (3) 試験調査事業

公共事業に供される建設資材の品質試験を実施し、施工現場で使用される材料の耐久性、安全性の確保を図る。

また、各県の建設技術試験研究機関相互に技術情報を共有し、試験手順、試験結果の判定方法を共通化することで精度の向上を図っている。

#### ○ 試験項目

##### ① 土質試験関係

- ・ 路盤材の規格試験
- ・ 土質に関する品質管理研修

##### ② コンクリート試験関係

- ・ コンクリートの圧縮試験
- ・ 石材の品質試験
- ・ 鉄筋引張り試験
- ・ コンクリートに関する品質管理研修

##### ③ アスファルト試験関係

- ・ アスファルト混合物の配合設計審査
- ・ アスファルト用骨材規格試験
- ・ 舗装に関する品質管理研修

##### ④ 地質データベース関係

- ・ 地質ボーリング資料の収集及びデータベースの管理







宮崎県 県土整備部 管理課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL0985-26-7684 FAX0985-26-7312